

午前10時1分 開議

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番 谷 外嗣君、11番 南 良徳君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）及び日程第3、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）並びに報告第4号、専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定）について御説明を申し上げます。

専決の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が、平成11年4月1日にそれぞれ施行されたことに伴いまして、本市市税賦課徴収条例並びに都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する必要から、専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、その主なものにつきまして御説明を申し上げます。議案書の28ページでございます。

市税賦課徴収条例第65条の改正でございますけれども、固定資産税に関する不服の申し立てに関するもので、申し立ての内容が、台帳登録事項から台帳登録価格に変更されたものでございます。

続きまして、第68条の改正は、固定資産評価審査委員会会議の開催時期に係る期間の特例の廃止がなされたものでございまして、これは従来、審査委員会会議の開催時期は、固定資産税課税台帳の縦覧が3月1日から3月20日に行われた場合、縦覧開始の初日から60日以内とされていたもので、改正後は開催時期の限定が解除されたものでございます。

次に、29ページでございます。附則第3条の2の改正ですが、これは延滞金について定めたもので、現行の延滞金は、納付期限後1カ月までの期間は年7.3%、それ以降の期間につきましては年14.6%と規定されているところでございますが、年7.3%の部分につきまして、前年の11月30日時点の公定歩合に4.0%を加算した額とするもので、その合計の限度額は年7.3%とするものでございます。

次に、30ページでございます。附則第4条の1項の改正は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲を定めたもので、扶養親族のある納税者について行われる加算金の額が、現行「30万円」から「31万円」に引き上げられるものでございます。

次に、附則第5条の2第1項ですが、これは居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の繰越控除について定めたもので、新たに制度化されたものでございます。その内容は、所有期間5年を超える居住用資産の買いかえで譲渡損が出た場合、翌年から3年間の繰り越しが可能となったものでございます。

次に、33ページの下段から34ページにかけてでございますが、附則第9条の改正でございますが、これはたばこ税の税率の改正について定めたもので、1,000本当たりの市たばこ税が、普通品で「2,434円」から「2,668円」に234円の増、旧の3級品が「1,155円」から「1,266円」に111円の増税となったものでありますが、市・府のたばこ税の増加した額分が国のたばこ税で減額となっております。納税者の負担に変動はないものでございます。

35ページでございます。次に、附則第9条の3ですが、これは長期譲渡所得に係る個人の市民

税の課税の特例について定められたものであります。その内容は、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に、5年を超える長期所有の土地等を譲渡した場合の特別控除後の譲渡益について、市民税を一律4%とするものでございます。

次に、41ページをお開き願います。附則第12条の改正ですが、これは個人の市民税の負担軽減に関する特例について定められたものであります。第2項の改正は、特定扶養親族に係る扶養控除額の加算措置を定めたもので、特定扶養親族と規定されている16歳から22歳までの扶養については、控除額43万円に2万円を加算するものでございます。

第3項の改正は、最高税率の引き下げについて規定したもので、課税所得金額が、現行700万円を超えるものに適用している12%を10%に引き下げるものであります。

第4項の改正は、定率による税額控除について規定をしたもので、市民税・府民税所得割額の15%、4万円を限度として税額の控除を行うものであり、附則第12条は、個人の市民税の負担の軽減を定めたものであります。

次に、泉南市都市計画税賦課徴収条例についてでございますが、これは本条例の規定中に地方税法の条及び項番号を引用している部分につきまして、地方税法の改正による条及び項番号の変更に伴い改めたものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり承認することに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よ

って報告第3号及び報告第4号につきましては、いずれも原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第5号、専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号））につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号）について、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成10年度実施事業に充当される起債が融通決定されたことに伴いまして、起債の限度額に変更が生じたもの及び決算見込みによる経費の執行残の減額など、歳入歳出予算について補正措置及び繰越明許費を専決処分したものでございます。

55ページでございます。内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、歳入歳出にそれぞれ2,050万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ200億1,228万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものについて簡単に御説明を申し上げます。恐れ入りますが、69ページをお開き願います。

賦課費の委託料614万円の減額でございますが、これは平成12年度固定資産税の評価がえに伴います標準地の鑑定ポイントの減少並びに入札減によるものでございます。

次に、71ページをお開き願います。災害救助費の扶助費712万円の減額でございますが、これは災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、自然災害による被害者等に対し支給される弔慰金や

見舞金につきまして、当年度は該当者がなかったため減額をするものでございます。

次に、74ページの新家駅宮線改良事業費の工事請負費の2,170万円の減額でございますが、これは当初見込みより事業内容を精査したことによる支出減によるものでございます。

次に、76ページの公共下水道の繰出金2,500万6,000円でございますが、これは下水道事業特別会計の事業確定に伴う繰出金でございます。

次に、78ページの常備消防費の委託料619万4,000円の減額でございますが、これは空港本島消防業務委託料が当初見込みより少なかったことにより減額をするものでございます。

次に、79ページの指導費の賃金450万2,000円の減額でございますが、これは障害児介助につきまして、当初見込みより介助時間数の減少によります支出減でございます。

次に、81ページの公債費の償還金利子及び割引料1,147万1,000円の減額ですが、これは計画的な資金運用に努めた結果、一時借入金利子の減少によるものでございます。

次に、同ページの公債費管理基金費、積立金1億3,289万4,000円でございますが、これは中部ポンプ場の移管に伴います企業局負担を初め財産運用収入などを積み立てるものでございます。

また、地方債の追加及び変更につきましては61ページから63ページに、また64ページの第3表では繰越明許費につきましてそれぞれ記載をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、歳入の明細につきましては、65ページから67ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———角谷君。

19番（角谷英男君） 今回の一般質問で私は、この新家駅宮線の改良事業費について質問をいたしました。私の能力不足のために、なかなかかみ合わないといいますが、私も理解できないことがございましたので、改めて質問をしたいと思うん

ですが、要は私が言いたかったことは、32条協議の重みがどうなのか。皆さんは32条については、いわゆる開発会社に対してお願い、協力をしたんだと、だからいわゆる開発地域内と別の事業だから問題はないんだというようなことを言われたと思うんです。しかし、なかなか理解ができない。

要は、32条協議というのはやっぱり重みがあると思うんですね。これ、府・市が当然了解してる問題ですから、これがなければ当然開発がだめなんです。しかも、全体的に言えば新家駅宮線の改良工事が、向田橋のかけかえが今回行われると聞いておりますが、それが完了して初めてオーケーなんだと。いわゆる新星和の完了までにこれを完了しなさいということもあるかもわかりませんが、要は完全にこれはリンクしてる問題だと、一緒なんだと。

そうなりますと、国庫補助の問題が出てくると思うんですね。もし皆さんが言われるように、泉南市が地区外であろうが、地区計画であろうが何であろうが、この際開発業者に協力してくださいとお願いをしたということになって、それで済むならいいですけども、要はもしお願いをするのであれば、なぜ国庫補助も含めてお願いをしないのか、これが1点です。

それと、もう1つは、寄附してもらった。いわゆる雑入ですね。一般会計に寄附された。この金額は幾らなのか。まず、とりあえずこれからお願いをしたい。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） ただいまの角谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

都市計画法32条の協議のことでございますけれども、本来都市計画法32条協議の法定規制の制限としては、あくまで区域内の協議であります。今回32条協議の整備計画としているのは、開発規模のことをかんがみ、ある一定の接続道路に接する必要があることから、事業を実施するに当たりまして担保を確保する上から、32条協議として府の指導も相まって別途位置づけされたものでございます。

それと、現に32条協議の拡幅整備の位置づけ

でございますが、これにつきましては宅地開発指導要綱の行き過ぎの是正という形で、平成10年の9月25日、建設省経民発第51号、建設省住街発第92号をもちまして通達等がございます。これにつきまして、従来専ら開発の接続道路につきましては開発者で負担するという形で来ておりましたが、これは行き過ぎであるという中で、公共施設につきましては一応市町村の方で、自治体の方でやりなさいと、それにつきましては国庫補助を十分活用する制度もありますという通達が出されております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 新家駅宮線の歳入関係について御質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、平成10年度のベースでいきますと、補助対象事業費が9,000万でございます、補助率が4割でございますので、3,600万が国費として入っております、あといわゆる補助裏関係でございますけれども、これにつきましては、細かい数万の関係につきましては事務費の関係とかありまして、決算ベースがまだ出ておりませんので、3月末締め切り額でいきますと六千七百五十数万という数字になります。

〔角谷英男君「これ、寄附やね」と呼ぶ〕

事業部道路公園課長（池上安夫君） そうでございます。ですから、いわゆる補助裏につきましては雑入で収入を得ておることですから、単独費相当分は雑入で入っておることでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 結論づけて言いますと、32条協議については開発規模とか担保を取らなければいけないとか、要はこの32条協議は間違いなく開発に絡む32条であるということがはっきり言われてるわけですね。これは事実だと思うんです。これが了解しなければ要は開発がおりなかった。次の、何条かわかりませんが、29条かな、そういうところにはいかないと、これは事実だと思うんですね。

そうなりますと、要はなぜ国費も含めて協力要請をしなかったのか。これはうわさですよ。うわさですけども、要は泉南市が開発業者に、こういうような事業計画がありますからどうでしょうかと御案内をしたというか、そういうふうな——うわさですよ、これ。うわさで何の証拠も今、そらだれが言うただとか確認はしてますけれども、そういう話もある。

要は一番心配するのは、単純に言ったら寄附してもらって泉南市が楽ですわと。それだけならいいんですけども、問題は国費は別ですよということになると、これはちょっと問題になるんじゃないかなと思うんですね。

例えば、国側から見たら、泉南市、あんただけがええ目して、なぜ国の補助をそこへつけるんですか。まるで見方によっては、素人目で見れば国が開発業者の援助をしているように見えるんですね、これ。見方、間違ってますか。全体から見ればそうなる。

だから私は、だれが悪いとかいいとかいうんじゃない、我々の仕事はいわゆるチェック機能を持ってます機関ですから、わからないもの、不思議なものはやっぱり聞く必要、責任があるわけですからお聞きをしてるんです。ぜひお答えを願いたい。私が、そして皆さんが理解されるようにお答えを願いたい。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） お答えをいたします。

まず、国費の関係でございますけれども、先ほど都市計画課長の方からも若干、いわゆる地域外整備の関係で答弁があったと思いますけれども、国の指導等からいきましても、いわゆる大規模開発等における区域外の整備につきましては、すべて開発者側で整備ということじゃなくて、やはり地域整備の必要なものについては積極的に地域整備事業を起こして行って、地元としてもやっていかなければいけないというふうな通達も出ております。それに当たりましては、関連の補助制度も積極的に活用しなさいというふうな通達につきましても出ております。

それはそれといたしまして、なぜ国費が入って

おるのかという話ですけども、前の一般質問のときも出ましたけども、いわゆる地区計画との絡みの中で、新家駅宮線につきましては、近畿自動車道の工事用道路として、大阪府の補助とそれから道路公団補助によりまして幅員7メートルで整備に入ったと。その中で新家上村地区の一部の区間におきまして権利者の理解が得られずに狭隘部分が残ってしまったということで、道路事業者側といたしましては長年の懸案事項であったというのも事実でございます。

その後、新家駅南地区の地区計画が平成2年に都市計画決定をされまして、区域内に入っていると、整備をしなければいけない道路区間であるというふうな位置づけがあったわけです。それからいたしまして、道路事業者としましては通常こういう事業を起こす場合は、補助事業等の事業手法を用いるわけですけども、一回ポシャった事業でございましたので、なかなか適当なそういう事業がなかったという中で、タイミング的にもそういう、いわゆる住宅総合支援事業という形で事業採択を受けるということに整合するというので、今回の事業に至ったということでございます。

それからもう1点、向田橋のつけかえ、河川の橋梁のかけかえの問題でございます。通常、河川法の考え方からいきますと、橋梁のつけかえにつきましては、やはり道路管理者での法的手続並びに改修工事等をやらなければいけないというふうな縛りもあります。等々から勘案いたしまして、やはりこれは都市計画の地区計画の中の道路事業とした形で整備するのが一番妥当であるという判断のもとに事業化したということでございます。
議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 地区計画はすばらしいことだと思うんですよ。ですから、地区計画をやられるのは大いに結構ですし、泉南市が地区計画を打って事業をする。それに国庫補助がつく。これはすばらしいことだと思いますし、やっていただいて結構なんです。ところが、今回は、もう一度繰り返しますが、それだけではなしに、開発業者に対して32条協議がありますから、それに関係をしてということなんですよ、何度も言いますが、

だから、国庫補助との絡みなんです。国庫補助、32条協議、地区内計画、32条協議イコール新星和の開発ですな、この関係がどう考えたってわからないし、皆さんいろんなこと言われますけど、だったらなぜ泉南市が単独でやらないのか。寄附を受けたんならいろんなとこに使えるわけなんですよ、まだ。新家の中でいろんな道、狭いところもあるでしょう。要望も区からいろんながあるでしょう。寄附を受けたんならそれに使えばいい。しかし、この寄附はあくまで目的があって、あのバイパスをつくることを目的としておると。それならなぜ国庫補助も一緒にいただかないんですか。お願いしないんですか。そういうことになってきますよね、当然。寄附をしていただくならそこまで広げなさいよと。地区計画をやるなら単独でやった方がいいじゃないですか。なぜ寄附を受けてそれをやるんですか。それが32条協議の中になぜうたわれるんですか。

いや、池上課長、あなたもわかると思いますけど、これ一個ずつ見たらなるほどなあという部分あるんですよ。しかし、全体から見たらどう考えたって不思議で、あなたもわかってるはずなんです。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる大規模開発の都市計画法第32条協議の条件とリンクしている問題につきましては、一般質問の中でもお答えいたしましたけども、当然課題であった区間でございますので、指摘事項がリンクすることについては当然だというふうに思っております。

そして、寄附——雑入で入ってる歳入の関係と国費の関係でございますけども、先ほども御答弁申し上げましたように、積極的に関係事業を活用して地域整備を図りなさいというふうな行政指導がいろいろある中で、そういう観点からいきますと、一番整合した事業採択ではないのかなというふうに我々としては思っております。

ちなみに、建設省の住宅局の方から通達が来ております分をちょっと読まさせていただきますと、関係の部分ですけども、公共公益施設は専ら

開発区域内の住民が利用する区画道路、公園、ごみ置き場等、事業者の負担で設置することについての法令上の位置づけまたは社会通念上の合意があるものを除き、その性質上、公共側において設置、管理することが本来であり、住宅宅地開発事業関連のものといえども地方公共団体において設置、また住宅宅地関連の公共公益施設整備にあつては、近年着実に拡充されてきている国の助成措置——いわゆる補助事業等のことでございます——の積極的な活用を図ることというふうな指導も出ております中で、こういう地区計画内の事業採択に至ったということでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 今言われたのは、いわゆる住宅宅地供給総合支援事業の説明だと思ふんですね。今言われたのはこういうことなんですか。簡単に言えば、民間の開発業者がいわゆる接道その他に、公共施設も含めて、そういう支援を国の補助でやってよろしいという解釈でよろしいんですか。

これはあくまで私の解釈ですけど、国庫補助は確かにそれはありますけども、要は行政がやることについて支援をしますと、補助を出しますと、そう私は解釈しようとしてるんですけどね。でなきゃおかしくなるんですね。民間会社の開発に、極端なことを言えば国が補助する、そんなことをすればいっぱいあるわけですから、私はおかしいと思う。要は、何度も言いますが、そういうこと、そういう手法が通るんかどうかという疑問があるんですよ。

それと、これの開発業者、新星和さんとの関係でいえば、32条ではっきりとこうしなさい、そうしますということになってるんですけども、それ以上に星和さんがこれに非常に積極的に支援をされてるといふ情報というか、うわさもある。これはバイパスですよ。

市のやろうとする、例えば用地買収なんか市がやりましたわね、当然。どうも聞きますといろんな問題があったみたいですけども、道路課は非常に頑張ったと。当然地権者というのは少しでも高く買ってほしいと、これは当たり前のことなんで

す。しかし、鑑定価格が出ればそれ以上出せない。これも市も当たり前のこと。道路課は大変頑張った。勇気を持って頑張った。

しかし、うわさとか情報によれば、鑑定価格を少しでも上げよと、その上げてほしい部分をいわゆる開発業者が私どもで負担しましょうというふうなうわさもある。そうやってきたら民民の話でなくなってくるわけですよ。まさに星和さんにしてみれば、これは絶対やらなければいけない条件だったということになるわけですよ。

住宅支援事業を説明されましたけども、それは理解はできます。住宅支援事業の考え方というのは十分わかりますよ。しかし、私が何度も言うのは、そうではなしに、全体から見たらおかしいんですよ、これは。だから理解できるように説明してくださいと言うてるわけです。そこまで星和さんも、開発業者も真剣にそのバイパスについて考えておる。32条協議は証明されてるわけですから、それなら要はなぜ国家補助がつくのか。

それと、寄附を受けることはいいと思うんですよ、協力してくださいと。泉南市も大変なんですから、お願いします——寄附はあるわけですけども、そのときに、じゃ一緒に——国も助かりますわなあ、当然。2年間で約6,000万でしたかね、国庫補助出てるのは。平成10年の6月補正と平成11年当初予算で見れば、そういうことになりますな。国も見方によっては助かるし、こういう支出の仕方をしたら国がどういう判断するのかなあ。いろんな説明されましたよ。されましたけど、まだ理解できない。

議長（藪野 勤君） 角谷君に申し上げます。まとめて質問をしてください。

19番（角谷英男君） これは国の税金まで絡んだ問題ですから、私が理解することも大事ですし、皆さんが理解しなければいけない問題でもあらうと思います。そういう意味では非常に大事なことで、できるだけまとめて言ってるつもりなんです。

例えば、国の補助がなぜついたんですか。32条協議の寄附受けてますけども、そのとき一緒になぜそのことも含めてお願いしなかったのか。その間いろんな話がありますよ、情報は飛び回りますよという話もしてるわけですから、まとめて

るつもりなんです。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず1点目に、街路事業で国の補助事業を受けたということでございますが、これは先ほども都市計画課長、また道路公園課長が申していますように、国の通達に沿った措置でございまして、適正なものであるということでございます。

まず、前段に、公共施設は専ら開発区域内の住民が利用される街路と、そういう部分については開発者の負担ということでございますが、それ以上の過度の負担をさせるということは、これは行き過ぎであるという国の通達の趣旨でございまして、住宅・宅地関連の公共公益施設の整備については国の助成制度、建設省による国庫補助制度でございますが、これらの積極的な活用を図れという通達でございますので、これに基づいて補助制度を利用したということでございます。

それから、もう1点の開発者の協力の問題でございますけれども、住宅の供給については、国民の生活の質の向上のために、健全な都市の形成においても重要な役割であるという通達の趣旨のもとに、適正かつ明確なルールのもとに地方公共団体と住宅・宅地開発事業者が連携、協力しつつ、魅力ある地域づくりを推進することが求められていると。このような観点に立って、良好なまちづくりに資するため、住宅・宅地開発事業が円滑に進められるよう地方公共団体として適切な取り組みを行えというような通達でございますので、それに基づいて今後とも事業者と必要かつ合理的な範囲のもとに協力を求め、連携してまちづくりに取り組んでいくということでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） もうかなりの回数になってますから極力やめたいと思いますけれども、言わんとすることはよくわかりますが、私が言わんとすることはなかなか理解されようとしません。この前の一般質問でも言いましたけれども、この問題はいろんな話もありますし、私はこれから調査し続けていきたい。先ほど言いました情報も確かなものかどうか、私は確かであると聞いておりますが、そういうことも含めてこれはやはりおかしいなど

いうふうに思ってます。

例えば住宅支援事業も、それはそのとおりなんです。そのとおりですし、地方自治体が開発業者と一緒にするという部分もわかります。ただし、それは一定の寄附もいただいておりますから、一緒になってやることはいい。しかし、その中になぜ国を含めないのか。国費の問題も含めないのか。それがまだ疑問残ってますよ、正直言います。だから私は、これは幾らどうのこうの言われたって、会計検査があれば問題になるのではないかなというふうに思いますよ。

これぐらいでとめますけれども、要はこの問題については以後引き続き調査し、質問をし続けていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 御質問の中で国費と雑入の話がございましたので、若干説明させていただきます。

まず、補助事業でございますので、国費導入を図るということは当然のことでございます。あとのいわゆる事業費関係でございますけれども、これは目的を持って、確かに当該年度内の雑入の中で処理されておるわけですから、入っておるプールの中では一緒ですけども、直接的に連動してはるものでないというふうに理解をいたしておりますので、ですから雑入という形で歳入を図っておるということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） この新家のことなんですけれども、根本的にはやっぱり新家の交通渋滞というか、駅前の大変さがあると思います。これに新星和ができて大規模開発で、これがより一層交通渋滞が引き起こされるというのは何度も質問の中で出てますし、明らかなことなんです。ね。

このときに市と新星和不動産の間で、新家駅周辺の整備事業に対してどのような指導というか、こういういろんな開発が実際に新家駅の渋滞解消につながっていくような方策ができてくるかどうかというのは、市民が、新家の周辺に住んでる人がごっつい心配してはることなんですけれども、その辺でいうと、指導の内容といたしますか、その中

でも新家の駅前解消につながっていく事業にな
ってるかどうか、お答えください。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） お答えいた
します。

駅前の変則五差路に起因する滞留長等発生して
る渋滞問題のことですけれども、確かに一
部の問題につきましては、いわゆる新家駅宮線バ
イパス事業によって一定の軽減は図れるものとい
うふうには思っておりますけれども、抜本的にはや
はり府道の通過交通の問題がございます。一番大
きな原因はやはり通過交通と、それから市道各路
線から集中してきます交通の問題、それから遮断
機のおりてるときの問題等で、抜本的にはやはり
通過交通を迂回させるような措置が一番効果的な方
法ではないかなというふうに思っております。

これはいわゆる砂川樫井線の認可区間の完了と、
それから市道樽井大苗代新家線へのタッチ、この
間の都計道路、いわゆる砂川樫井線の延伸部分、
それから市場岡田線、尋春橋並びに府道大阪和泉
泉南線へのタッチ、この事業がすべて完成いたし
まして供用開始いたしますと大幅に通過交通が軽
減されるというふうに思っております。

ただ、事業期間の問題もございまして、ある程
度一定時間かかります。ですから、それまでの
間は、管理者とかいろいろ関係機関とも協議をし
まして、それから地元の関係の方々とも相談をい
たした上で、理解を得ながらということですが、
我々道路サイドで思っておりますのは、例え
ば新家駅のクリーク側の左岸と右岸を、できるか
できないかはこれからその辺の関係機関と相談と
か協議とかさしていただいた上での話ですけども、
できれば朝夕のラッシュ時の時間帯のみの時間帯
規制で一方通行化を図って迂回させるような暫定的
な措置も、やはり並行して考えていかなといかん
のではないかなというふうに思っております。

その中で、平成11年度予算の中でもいわゆる
新家川左岸の待避所的なところの改修につきまし
ても、事業費として予算を計上いたしております。
用地買収の問題もございますので、権利者の理解
も得なければいけないわけですが、着実に一
歩一歩そういう方向で進めていきたいと思ってお

りますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 今、新星和不動産が工事し
てまして、トラックがたくさん通るけども、これ
はバランス工法というんですか、トラックが余り
出たり入ったりしないと。開発地で土が出た場合
は、その開発地の中で土を少ないところから多いと
こへ回すと、そういうバランス工法といいますか、
そういうのを利用しとって、ダンプの通行が少な
いから、今はあそこは学校なんかありまして子供
たちが通ってますが、そんなに心配要らないとい
うふうな話がありましたけども、ここに308戸
の家が建ったら、今大体1軒の家に1台以上の車
があるわけでしょう。これはバランス工法も何も
ありませんわね。これが毎日通勤、通学で新家の
駅まで人を送っていくわけですよ。これは明らか
に、今工事中でさえこんな、そういうバランス工
法でしとってても交通渋滞が大変やという中で、こ
ういう大規模開発が進む。これに対して池上課長
はいろいろ答弁されましたけども、もっとも
新星和不動産に対して厳しい指導というか、対策
をやっつけていかなあかんのと違いますか。

それで、池上さんはいろいろ自分の考えてはる
こと、これからせなあかんことを述べはったけど
も、そこまで市が考えることも必要かと思うけど
も、もっと新星和にささすということが大事では
ないかと思うんですよ。

この間ごっつい雨が降って大変な状況で、私、
日曜日も新星和へ行ってきましたよ。あそこで土
砂とか流れてないか、9時過ぎに行きましたけど
も、入れ違いに課長代理の方、課長さんも来てま
した。電話も入っていると。市が挙げて何でここ
まで市の職員がせなあかんのかと。月曜日の日、僕
また行きてまして状況を聞いて、すぐ都計の方が
対応してはったけども、言うてはりましたよ。「何
でここまで新星和のためにやらなあかんのや」と。
この台風の期間大変やったけども、池上さんが
る述べられたことは、もっともと新星和にさし
ていかなあかんことと違いますか。

もっともと、ここの宮のバイパスなんていう
のは、ただ通過が二重になるのをちょっと平行に
並ぶところがすくというぐらいのことで、全然交

通渋滞解消にはつながっていないと思うんです。その辺どうですか。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 先ほどの事業費の関係で、負担さすべきではないかという御質問のところがありましたので、お答えをいたします。

まず、新年度予算で新家川左岸の待避所等の部分の事業費につきましては、当然歳入の部分で、いわゆる雑入として入れていただくというふうな約束ということになっております。したがって、我々の一般の道路事業の改修予算でもって対応するというのではなくて、関係のほかの部分につきましてはそういうことで、用地買収費も含めて改良事業費も含めまして予算に計上いたしておりますということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 私、議員になって3カ月目ぐらいに新星和の方がお菓子を持ってこられて、それで送り返して、竹中土木の方ですかね、ちゃんと返していただきましたというあれももらってるんですけど、新星和もそういうことも問題ですし、気を使うところが間違ってるんじゃないかと思うんですね。それで私、郵送料を自分持ちで払いまして、したんですけどね。

市の指導も、指導案というのをいただいているんですけど、この中には例えば交通量を調査し、それから交通の軽減により緩和について検討すること。ここは交通の量を減らさなアカンわけですよ。道路をもっと拡張できへん限りは、交通量を減らさな新家の駅前の渋滞というのは解消できない。

それで、また新星和に住まれる方もこの渋滞に巻き込まれるわけですよ。その苦情がどこに来るかという、市政に来るわけですね。これまた新家の駅前渋滞やと言うて、市に何とかしてくれということになってくるわけですよ。それまでに手を打つようにね。これは大体、和泉砂川線、市場岡田線ですかね、はいつできるか。中長期のあれですけども、いつごろという見通しが、新星和ができるまでに、開発、家が建つまでにできる予定

はあるんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 先ほどの大森議員の御質問の中で、なぜ新星和ばかりにそういう形をとるのかということでございませけれども、雨の日のパトロールにつきましては、やはり市民の安全が第一でございますので、行ったものでございます。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 大森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、砂川樫井線の供用開始の問題、これは先ほどちょっと言いましたけれども、いわゆる尋春橋のつけかえの問題と関連がございます。ですから、市場岡田線の改良事業とあわせてやらなければ効果がないということで、事業的にはこれはいわゆる都市計画事業、都市計画の街路事業並びに道路事業という事業化を図っていくということでございますので、開発とは直接連動したものでないと、一般のいわゆる街路・道路事業ということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） やっぱり関係ないわけですよ。関係ないということは、新星和の開発によって交通渋滞、状況が悪化することと、砂川樫井線ができることとは関係ないわけですよ。関係ないということですね、結局は。関連ないと。それから新星和のために、あそこに家ができるから砂川樫井線をつくるわけでもないわけですよ。だから新星和の開発によって巻き起こる新家駅の渋滞は、新星和に責任をとらすという立場で、もっともってやっていたらかないと、新家の駅前はもう大変ですよ。

新家の皆さんみんな怒ってますよ。これ、どないなるんやてね。「308戸もできて新家の駅前の渋滞どない考えてるんや」というふうに言うてますよ。そういうのが市にどんどんこれからまた苦情が来ますよ。そういうことを考えて、もっともって新星和に厳しい指導といいますか、ほんとに地元の住民の方と協力、共存の関係ができるようにぜひ市として対応していただきたいということ、お答えがあればお答えしていただきまして、

終わりたいと思います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 前質問者にもお答えいたしましたように、両論ございまして、開発者に過度の負担をさせという部分も受け取れました、私。だけど、必要かつ合理的な範囲内のもとで我々は努力をするということでございますので、程度の問題であると思っております。

今後ともやはり新しく造成された住宅地にお住まいになる住民の方々と、また地域の方々が協議してまちづくりに取り組めるように、また安全な生活ができるようにということで我々は努力していきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、さきの議員や我が党の大森議員とのやりとりを聞いておりますと、今のバイパスでは1つは今度の開発を受け入れるだけの、それに伴う交通渋滞の解消にはならない。それでまた別途クリークの前を待避地をつくって、そこを通れるようにし、帰りは、新家の村中に入るときには右岸側を行って交錯をすると、こういうことでしょうか。

ということは、バイパスではもう1つ間尺に合わない。一定の——一定のという言葉が使われたけれども、村の人の認識とは大分違いますがね、原課では一定の交通渋滞の緩和にはなるけれど、しかし抜本的というか、当面の策としても心もとない。だからそういう待避所をつくるような、左岸、右岸の利用策を考えてるんだと、こういうことですよね。

そうしますと、この開発によって当然業者が一定面倒を見なければならぬ左岸、右岸ですね。これの工事費のいわゆる業者負担といいますが、業者の寄附ですね。善意の寄附といいますが協力寄附、それはどの程度見込みまれているのか。

それと、そういうことを含めて総体でどれぐらいのこのいわゆる地域外の事業、これを国費、市費、それから寄附、総体でどういうふうな割合になってるのか、その辺がちょっと定かになりませんので、先ほどから国費の使い方がおかしいんじゃないとか、市が持ち出してるんじゃないか、あるいは寄附が足らんのではないかというふうな、

そういう御意見が出てきているように思うんですが、その辺はどうなんですか。総体でどれぐらいの総費用になってるのか、そしてその内訳はどうか、この辺も明らかにしていただきたい。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） お答えをいたします。

まず、ちょっと2つ区別をしなければいけないというふうに思います。まず、全体この問題で、地区計画内の道路事業のいわゆる住宅総合支援事業での事業化の分と、別途道路管理者といたしましても区域外整備をいろいろ条件をつけております。その辺、実は当然口約束だけではいけませんので、基本的に何をどういう形で整備していただくのかということを書きというんですか、約束事項を書類で残しております。

〔和気 豊君「あるんですね」と呼ぶ〕

事業部道路公園課長（池上安夫君） はい。その中で、例えば事業費につきましては、積算上の問題とか用地鑑定の問題とか、シビアな点が出てないところもありますので、まず場所の問題を簡単に説明いたしますと、いわゆる地区計画内の新家駅宮線バイパス事業、総称でこういうふうに言うてますけれども、路線名としましては新家駅宮線並びに上村野口線、上村向田線、この3路線でございます。それと、河川にかかっております橋梁のつけかえという事業です。

それからもう1点、先ほど新家川左岸のクリークの問題が出ましたけれども、これが下村大口線のいわゆる待避所の用地買収並びに改修事業、いわゆる拡幅改修ということでございます。

それから、もう1点あります。新家駅宮線の側溝部分のふたかけによる一部拡幅整備。狭隘部分のふたかけによる拡幅整備ということでございます。

それで、その辺のいわゆる上村周辺の事業につきましては、支援事業を除きまして別途覚書で事業費の負担をいただいて市の事業で施工すると。いわゆる用地買収の問題等ございまして、税の特例控除の適用の問題もございまして、これはやはり市の事業で施工するのが一番妥当であるというふうに判断をいたしました中で、そういう予定とい

たしておるところでございます。

それからもう1点、これは開発の近接地でございますけども、新家上村線、上村の上野下池のちょうど海側の市道でございますけれども、新家駅宮線と下村大口線とを結んでおる市道新家上村線の敷地の残余部分の改修整備、いわゆる歩道設置とか用地——現在の仕様は真ん中だけ舗装してるというような状況ですので、用地的には余裕がございますので、いっぱいいっぱい使いまして整備を図るということでございます。合計このような事業が入っておると。

それぞれ事業費につきましては、10年度は先ほどちょっと言いましたように、全体で出ましたけども、11年度はこれから積算したりとかいろんな形でやりますので、数字、予算ベースでは出ておりますけども、少しその辺は、的確に今合計をすぐしろということになりますと、ちょっとできない部分もございます。

それから、新家上村線につきましては、道路管理者の事業じゃなくて、いわゆる道路施工承認による整備ということでございますので、道路法による施工承認制度といたしまして、開発者に一定工事を承認してやらすというやり方でございます。これは近接地でございますので、普通よくある開発の中では、近接地の場合はこういう手法をとっておる、一般的なやり方でございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） まだ額は、工事が終了していませんから定かではないということなんですけども、当初覚書まで交わしておられるわけですから、当初のいわゆる業者負担、これだけいただきますよというふうな、そういう一定の積算の根拠みたいなものはあるんでしょう。やみくもに一般的にこの工事について応分の負担をいただきたい、了承しましたと、こういう覚書ですか。そういうのも聞かしてくださいと先ほど言ったんですが、いわゆる事業の中身は言われたけれども、それを裏づける事業費等の関係、国が何ぼ、寄附が何ぼ、市が何ぼと、こういうふうな内訳についてもお示しをいただきたい、総事業費の中のね。こういうふうな私質問したはずなんですけども、議長ね。一回

でいけるところを。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） お答えいたします。

まず、新家上村線の部分につきましては、直接市事業でやるものではございませんので、事業積算、概算で出せと言われてればまた後日でしたら出せますけども、今のところまだ設計協議が固まっておりませんので出す段階に至ってないと。直接は今のところまだつかんでないという状況です。

それから、ほかの部分、それにつきましてはちょっと……、ほかの基本的、これはですからあくまで超概算ということですけども、積算、例えば用地なんかでも鑑定とか、工事なんかでしたら積算業務をやらないと出ないところがありますので、超概算ですけども、新家駅宮線関係、バイパス関係でいきますと、事業費的にはこれで2億4,200万の概算事業費をはじいております。

それで、あとクリークの待避所の部分とかにつきましては場所指定をしてるだけで、事業費が幾らかというのはこれからになりますので、これはもう全額負担ですので、事業費積算した上でやっていくということになりますので、そこまでは、箇所の指定はしてますけども、出してないという状況です。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 1回で御答弁いただきたいと思うんですが、何点か私質問してるんですけども、だから、総事業費は幾らなのかと、そのうちの寄附は幾らなのかと。そういうものは当初覚書で——覚書があるということですから一般的に応分の負担をいたします、受けますと、こういう形ではなくて、超概算であってもそういう総費用は積算したうちで、国費までその中に計上されてるという先ほどからの話ですから、国費までね。そしたら国費をもらうについては当然その裏づけがあるはずなんです。これぐらいの概算で、だから国費はこれだけやと。国費請求するのにその辺の費用積算もできずにやれないでしょう。

議長、だからそういうことも先ほどから何回か聞いてるんですけども、一遍に答弁していただければ、

2回、3回の往復答弁にはなれへんわけやから、この辺は池上さん、ちょっとメモるか何かしてちゃんと答えてよ、1回で。そんなもん時間とるべっかりやないか。それで3回でストップなんか言われたらたまったものではない。頼んまっせ、議長。

議長（藪野 勤君） 正確な答弁をお願いいたします。池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） お答えいたします。

まず、基本覚書の中で、先ほど言いましたように、新家駅宮線バイパスとか下村大口線の関係の入った分で、事業費的に2億4,200万の覚書しております。

その中で、次に事業実施年度の年度協定をいたしております。これは事業にかかるときにやるものでございまして、平成10年度につきましては、新家駅宮線バイパスの用地買収と基層までの改良工事と補償等の事業費ですね。

〔和気 豊君「キソウと言うても、ちょっとそういうのようわかれへん」と呼ぶ〕

事業部道路公園課長（池上安夫君） 舗装、2層ありますけども、一番上の表層の部分を除いた、ということは次年度で工事用道路として使いますので、効率的にやるという観点で上の舗装をとめてあるという事業ですね。それと拡幅の用地買収並びに補償費等ですね。その部分で当初、平成10年の7月に協定締結をいたしております。

これは、事業費的には予定といたしまして一億三千数百万の事業費を予定いたしております、いわゆる事業費がすべて国費対象となるわけではなくて、8,000万の国庫補助基本額、したがいまして、補助金額は3,200万の予定をいたしております。

その後、国の補助金の補正対応等がございまして、事業費は変わっておりませんが、国費対象額が1,000万アップいたしましたので、したがいまして国費が3,600万になったということでございます。それが平成10年度の決算ということでございます。

あと、最初に言いました漠とした分はそれだけの事業費、数字で押さえてますけども、あとの精

算的な額につきましては、先ほど来申し上げてますように、実務の作業をさしていただかないと確定的な数字は出てこないということでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） やっと私の1回目の質問にすべてお答えをいただいたように思いますが、結局いろいろ言われました。新家駅宮線から上村向田線まで、一部橋梁のつけかえも含めて2億4,200万の総額を当初覚書で交わしておったと。そのときには新星和不動産ですね、もう新星和と言いますが、ここの負担額はどの程度の約束だったんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 負担額——表現的に新家駅宮線のバイパス事業につきましては負担額ということではなくて、いわゆる歳入、雑入で入っておるということで御理解をいただきたいと思えます。計算式でいきますと、雑入で入ってる額につきましては、事業費マイナス国費の残り部分がすべてということでございます。

それから、補助対象事業外の事業につきましては、すべて負担いただいて施工するというところでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） それじゃ、今お聞かせをいただいたんですが、当初2億4,200万と、ここから補助金を引いた残額、こういうことになるわけですね。だから、この事業については——聞いてんのかいな。あなたちゃんと聞いてくれるときでも3回繰り返して答弁してもらわんと全部完了せえへんのか。やっぱり聞いていってくれなアカン。市長も、ちゃんと質問してるんやから横っちょから呼ぶようなことやめて。

それで、だから市費はこれには算入されない、全部国費と事業者持ちで処理できるんだと、こういうことですね。そして、あとのいわゆる上村地域の狭隘部の側溝のふたですね。このふたも何でやられるんかわからへんねけども、グレーチングになるんか、グレーチングでもかなり音のしないような深いグレーチングになるのか、それもわかりませんが、そのほか新家上村線の一部歩道、こ

これはもう業者に丸々やらせると、これは市が持ち出すのではなくて業者負担でやられるということだと思んですが、確認してるんですよ。

それと、その側溝の次に、新家上村線のその間に言われた、何か市の事業でやるという部分があったんですが、上村地域の。これは何か……、これはないんですね。もうそれだけですね。だからこの開発の受け皿として必要な、交通渋滞を含めた施策については、これは国費と業者の負担ですべて賄われると、こういうふうに理解していいですね。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 財政的には言われてるとおり、そういう形になります。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） あと向こうから開発申請が出てきた場合の事前協議ですね。それから、法にのっとったいわゆる32条協議、都市計画法にのっとった32条協議。その中でいろいろ業者指導してると思うんですが、その業者指導したことを生かして当然こういう事業が私は想定されているというふうに思うんですよ。

ところが、例えば私、ここに事前協議のときの泉南市の指導内容を持っているわけですが、ここに入居計画に伴い——これは事業部の都市計画課が出しているんですが、交通量調査を行った上で発生交通による影響の検討を行うこと。また、特に新家駅交差点での滞留の現況調査を行い、こうあるんですね。現況調査やりなさいよと業者に約束してるわけです。交通の軽減による緩和について検討すること、また、市及び関係機関と協議を行い、必要な措置を講じること。この結果はどうなってるんですか、今。業者からちゃんとそういう交通量調査をやらしてるんですか。

そして、それを受けた緩和策、いわゆる新家駅に通ずる小口のところでですね。開発地からいけば一番遠いところ、新家駅からいうたら一番小口になるところ、当然ここは交通渋滞、だれもが一番心配してるんです、住民の皆さんはね。ここに対してちゃんとそれだけの調査を行いなさいということと約束してるんです。業者もこれ受けてるんです。だから32条に行ってるわけでしょう。事

前協議の約束守らして、だから32条協議という法にのっとった協議に入ってやってるわけでしょう。当然このことがどういうふうに業者の手で遂行され、この結果を市が交通渋滞解消にどういうふうに役立ててるんですか。本当にバイパスが交通渋滞に役に立つ、こういうふうな結論がこの結果出てますか。その辺の科学的な判断をお聞かせいただきたい。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 交通量調査についてお答えいたします。

交通量調査につきましては、指導内容に基づきまして実施しております。その調査時ですけれども、調査した地点の8時台で最大交通が約300台と、そして計画の308戸が完成した場合においては387という形で、実質85台程度の増加が見込まれるという形でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。回を重ねておりますので、配慮願います。

13番（和気 豊君） いやいや、でも、そんな調査時点で300ちょっとで、85台ほどふえるという話、これはだれが聞いても308戸の——これは丸々信用されとるわけですか、市は。

今こんな大きな一戸建ての宅地が造成されて、そんなもん1軒に2台の時代ですよ。そんな数字をそのままのみにして、そらバイパスでいけるわというふうな結論になりますわ。それやったらもうほんまにバイパスだけで処理しようかという話になって、そこへ力を入れられるのわかりますわ。そんなんだれが考えても、自然増ぐらいやったらわかるけれど、308戸できるのに、それから研修機関なんかについてもできるというふうに言われてるのにそんなこと、業者の車も入ってきまっせ、いろいろとね。だれが聞いてもそんなおかしいなあ。当然市としてその裏づけをもう一回やらなあかん。業者指導しながら市としても独自調査やらなあかん。こういう数字ですが、今の数字は。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 先ほどの交通量の関係ですけれども、これにつきましては一応

交通量調査を行いまして、交通動線を改良した場合ですけれども、これをまた報告させていただきます。

ただいま行っております新家駅宮線の一部を、バイパス並びに一方通行、そして歩行者の動線等を考えまして、現在平日の午前7時から9時並びに昼の12時から3時を交通規制として歩行者専用という形でした場合においては、朝夕のピーク時に下村大口線を50%利用するとすれば、渋滞台数は軽減するという形でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） もう聞かさんと、議長ちょっと注意してよ、そらあかんわ。

〔林 治君「資料を全部出して、その上で議論しようよ。そうでないと聞いててもわかれへん」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 業者の調査をやったわけでございますけれども、行政もそれをうのみにしてるというわけではございません。出す根拠、これは道路協会の積算根拠、これをもとにして予測をしておるわけでございますので、適正であるというふうに解釈をいたしてるところでございます。

また、ピーク時に80台余りふえるということでございますが、これは308戸の住宅が完成した時点ということでございますので、一遍にそれだけの台数が増加するということには考えておらないところでございます。期間はあることはあると思いますので、今後とも新家駅前の交通渋滞の解消、これについてはいろんな方策をとっていきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今の答弁聞いてますと、一遍にふえるわけではないんだと。当然、完成時の308戸ができた時点での予測をしなければなりませんし、それから先ほど言うた道路協会ですか、その辺の数値を入れてると。しかし、新家は新家としての特殊事情があるでしょう、特殊事情が。駅前へなかなか突っ込んでいけないと、自動車は。そういう特殊な事情がありますがな。そういうことも加味して、具体的に交通量がどう惹起す

るのかと、どう予測されていくのかと、そういう推測値を明確に出さなければ、だれが考えてもこんなもん、どうつくろうと387台にしかないと、300ちょっと超してるやつが85台しかふえないと。308戸できるのにやね。

それで、今JRがああいう不便になってきて、車で通うという人がアンケートの中でも多数出てるんです、車で通うという人が。こんな不便になったあれをやめて、鳳ぐらいまでやったら車で通う、臨海やったら車で通う、こういう人が圧倒的にふえてるんです。そういう事情も、それは新たな問題ですけど、しかしこれからますます車社会になっていく。そういうときに85台しかふえないなんてことは、だれが聞いてもほんとに業者サイドに立ってるのか住民サイドに立ってるのか。ここにも業者サイドに立っている行政を私はいま見る気がしますがけれども、SATYのときでもちゃんと交通量調査出してますやろ。一遍その結果出してください。こんな不確かな、だれが見ても首を縦に振れないような、そういうような数字では納得できない。調査結果を出してください。これはひとつお願いします。

議長（藪野 勤君） ただいまの和気君の質問に対して、正確な1つの対応ができることであれば、明確な答弁をお願いしたい。これでもって終結します。土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 申しわけございません。先ほどの新家駅周辺の交通対策ですけども、調査いたしましたところ、ピーク時ですけども、最大交通量が約300台、これは8時台です。そして、計画後387台になるという形です。

問題点といたしましては、新家駅宮線の大正小橋の付近が狭小という形で、道路の断面不足という中で、向田橋から今現在実施しております迂回路の整備を行うという形でございます。

新家駅前の交差点の渋滞の状況といたしましては、現況ですけども、駅前から市営の駐車場までですけども、これで滞留するのが約9台という形でございます。計画後については14.4台ぐらいいふえていくと。これにつきましては一応滞留長で約80メートルぐらいいなりますということ

ございます。

そして、これを踏まえて、改良案としまして先ほど申しました新家駅宮線を一部一方通行としまして、そして歩行者の動線も変更し、下村大口線を利用して一方通行とすると。こうした場合においては朝夕のピーク時、下村大口線を50%利用した場合は、時間のピークが85台になるという形でございます。訂正させていただきます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 訂正しますというて、今聞いた範囲では訂正になってないですよ。同じことの繰り返しですがな。どこを訂正されたんですか。だれが聞いても訂正したことになってないよね。そんなおかしな答弁して。私は、最後に明確な答弁していただいて、それで終結やと、こういうことには協力しようと思いますが、私がこんなことを承諾したら、後々質問される方も、こんな中途半端な答弁を受けて納得したということであれば、後顧に憂いを残します。

そういうことで、これはちょっとやめるわけにはいきませんので、もうちょっとその辺、交通量調査があるのであれば一遍出して、その辺皆さんにわかるように御説明をしていただきたい。おまえだけわかって、おまえだけで納得したやりとりではあかん、後でまた皆さんにおしかりを受けますので、これはひとつよろしくお願ひしたい。

〔林 治君「議事進行で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 大変重大な問題でありますし、もう少し具体的にわかるように、その変更内容も含めてわかるように、地図上も含めて関係資料を出していただだけませんか。覚書も。

議長（藪野 勤君） 林君の議事進行に対しまして、資料の提出方対応いたしますので、御了解のほどお願ひします。

あと整理の都合上、時間も必要でございますので、本会議中に提出をいたします。

〔巴里英一君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 今議長の発言ですが、会期中ということになりますと、またこれを繰り返してやるのかということに、いろんな質疑が出て

くと思うので、若干の時間があるなら、整えられるなら時間内で終わる方向での資料の提出の方がいいんじゃないですか、というふうに私は思います。それだったらまた同じことを繰り返すような質疑になるかと思われまますので、その点御配慮お願ひしたいと思います。

〔島原正嗣君「議長」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 巴里議員さんのおっしゃった進行で結構ですが、午前中からの議論を聞いてますと、我々はこの議案書以外に資料を持ってないんですわ。資料請求せえと言えはしますけども、今議論されてる新星和の開発要綱等、どういふふうな要綱になってるのか、どういふ約束になってるのかわかりませんので、一定の許可をした内容の資料も提出をしてほしいと。

以上です。

議長（藪野 勤君） 資料の整理をいたして、提出の準備をいたしますので、1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 2時 8分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。資料が整いましたので、理事者から答弁を求めていますので、これを許可いたします。山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 昨日に続きまして、今回も事業部にかかわりまして大変貴重なお時間を拝借いたしました。ひとえに私の不徳のいたすところでございますので、御容赦いただきたいと思ひます。今後とも精進いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 資料作成に長時間かかりまして、まことに申しわけございませんでした。それでは、資料の内容につきまして御説明を申し上げます。

道路公園課所管分です。まず、ホッチキスどめにしてない方が1枚と、それからホッチキスどめのものが4部ありまして、まず基本覚書、それから2番目に基本覚書の変更覚書、3つ目に年度の

協定書、それから最後に変更協定書ということになっております。

最初に説明をいたしましたA4の表につきまして、まとめておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、上段の地区計画に基づく整備の関係でございますけれども、これはいわゆる新家駅宮線バイパス、プラス、午前中の質疑の中でも出ました新家川左岸、市道名下村大口線の待避所等の事業費も含んでおります。まず、地区計画に基づく整備ということで基本覚書、基本覚書の変更、それから平成10年協定額、平成10年変更協定額、平成11年協定予定額、それから最後に協定総額と、これも予定でございます。

順番に、基本覚書の分につきましては2億4,200万、この時点ではまだ国費の負担額が確定をいたしておらなかったもので、基本覚書締結時ではゼロという記載にいたしております。

次の基本覚書の変更の段階で、予定国庫補助金分が決まりましたので、それぞれ国費が7,280万と残りの事業費、開発者の負担分で1億6,920万。

それで覚書を締結いたしまして、平成10年に年度協定をいたしております。この時点で国費の方が、補助基本額が8,000万ということになりましたので、コンマ4で国費が3,200万、それから開発者の負担額は1億55万。

それから、平成10年度の最終の額の確定額、変更協定額でございますけれども、これが補助基本額が9,000万になりまして、コンマ4で3,600万、それから開発者負担分が6,779万7,000円となります。

それから、平成11年協定予定額とありますが、これは予算ベースでございます。予算ベースで国庫補助金を2,800万見込んでおります。それから、開発者負担金を1億1,688万見込んでおまして、最終総額の協定額が、国庫補助金額が6,400万、それから開発者負担分が1億8,467万7,000円、合計いたしまして地区計画関係で2億4,867万7,000円の事業費となるという予定でございます。数字につきましては、工事費の設計とかの関係で実数が出ておらない分もあり

ますので、概算ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、他の分ですけれども、まず新家駅宮線の狹隘部分の側溝のふたかけ、整備と書いておりますけれども、これはオープンのところのふたかけを予定いたしております。これが約500万。それから、新家上村線の分が、これは道路の施工承認で実施いたす予定でございますけれども、これが1億2,000万、合計いたしまして1億2,500万。

全部トータルいたしますと、開発者負担予定額が3億967万7,000円になるということでございます。

そこで、最初の地区計画に基づく整備の関係で、一覧表にしていますけれども、それぞれの覚書、協定等の資料がこの4枚物の資料ということでございます。

資料の説明を終わらせていただきます。以上です。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 資料の作成に貴重な時間を拝借いたしまして、おくれましたことをおわび申し上げます。

まず、資料の御確認をいただきたいと思っております。都市計画課の分でございます。交通量の発生調査の資料、そしてこういう交通量発生予測の、一番上に位置図の書いてる部分、それが一式でございます。そして、あと開発に絡みます32条協議、開発許可の写し等でございます。

まず、新家駅前交差点の交通量調査結果ですけれども、これにつきまして御説明させていただきます。2枚目をめくっていただきたいと思っております。

発生交通量の推計といたしまして、これにつきましてはちょっと読み上げさせていただきます。計画団地が完成した時点での発生集中交通量を予測するため、計画団地の東側にある泉南イトーピアにおける交通量調査結果をもとに発生集中原単位を求めたものでございます。泉南イトーピアは、計画団地とは団地の位置、開発規模、土地利用の形態など極めて似通っておる状況でありますので、ここで調査したものでございます。

交通量の測定は、泉南イトーピアの団地の入り

口三差路、地図で申しますとB地点で行ったものでございます。同団地内の道路網はすべてこの地点を経由するため、この地点の団地の発生集中量が一番妥当ではないかとしたものでございます。

この調査から、泉南イトーピアにおける発生集中交通量、12時間でございますけども、これにつきまして、居住と世帯数の関係です。発生交通量といたしましては938台という形でございます。そして、集中交通量といたしましては810台。そして集中交通量、自動二輪295台、そのうちまた大型車の混入がございましたので、一応32台という形で、計1,780台という形になってございます。

このうち、居住世帯にしますと576世帯ございます。発生交通量を世帯数で割りますと、1世帯当たり3.09台保有してるという形でございます。これからいきますと、308戸を3.09台に置きかえますと、12時間で952台でございます。そのうち、お手元の資料に952台という形で、そして大型車の混入率といたしましては12時間で32台と非常に少なく、大型車の混入率は1.8%にすぎないということでございます。そして、952台プラスすることの、これが往復でございますので計算しますと、969台という形になるものでございます。

この969台をピークの発生率としまして、時間比に直しますと13.6%です。13.6%にしますと、百三十四、五台になると思います。その約90%が新家駅の方面へ流れていったり来たりするという形でございます。そして、そのうち駅の方へ行くのが約75%という形になってございます。したがって、新家駅へ行きますのは約八十五、六台になるという形でございます。

そしてなお、この85台のピーク時の交通量を緩和するために、一応新家川左岸、右岸を一方通行等の交通規制を加えて50%に軽減を図ろうとするものでございます。

続きまして、新星和不動産に伴います開発の関係でございますけども、お手元に資料を配付させていただいております。都市計画法の32条の協議につきましては、平成10年の1月28日に32条協議を泉南市と同意しております。そして、

都市計画法の開発許可の受け付けが平成10年の2月3日でございます。そして、これの開発許可がおりたのが平成10年の6月24日となっております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気議員。

13番（和気 豊君） 資料の作成、非常に御苦労さまでございました。この事業にかかわる総費用額、区域内は別にしまして区域外の事業費トータルで、その振り分け、これについては覚書等をもとに一覧表をつくっていただきまして、非常によくわかりました。

ただ、この費用が本当に真に住民のために役立つように使われてるかという、そうではない。その点だけは言っておきたい。もっと有効にこの費用が使われたならば、渋滞緩和にもっと利便性を発揮できたんじゃないか、こういうふうに思います。バイパスの点にこの費用総額のうちのかなりの部分が占められているというのは、非常に残念でなりません。そのことだけは一言言っておきたいというふうに思います。

それから、交通渋滞の問題では、非常に貴重な資料をお出しいただいたんですが、ちょっと今の説明だけではわかりにくかったんで、また後日勉強したいと思いますが、一般的に言いますと85台は、私思いましたのは、いわゆる道路協会等の推計数値をそのまま機械的に当てはめて数を出したんじゃないかというふうに思ったんですが、要はイトーピアから駅まで徒歩で30分ぐらいかかるわけですね。ですから、ほとんどが車で送迎をされていると、JRを利用される通勤者については、だから、その辺が1つ算定の基礎に置かれなければならないんじゃないかというふうに従来から思っているわけですね。

今の説明ではそのところ、いわゆる新家のイトーピアの入り口、B地点ですね、そこで駅へ向かう交通量調査をやって、そしてそれを308戸に当てはめて85台という数字を出したということですね。この85台というのは、ちょっと確認だけしておきたいんですが、時間帯は1時間ですか。

それと、もう1つは滞留ですね。これはどの程

度小口で、公民館のあそここのところで滞留するの
か。それと、50%緩和、これがクリークの前の
道、そしてその右岸側、これを行き来させること
によって50%の緩和が図られると。今計画して
いるそういう事業で50%、これは見込めるんか
どうかですね。その可能性の問題。ほんとにこれ
は展望として、土地の所有者の皆さんや、あるい
はそのほか学校関係、今あそこは通学路になって
おりますが、PTAの関係の皆さん、そういうと
ころと話し合いをして、実現の可能性はあるのか
どうか。その点だけ御説明をいただきたい。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 和気議員の
御質問ですけども、ピーク時の8時から9時の1
時間を想定して考えております。ピーク時の1時
間を計算したものです。8時から9時の1時間
です。間違いました。7時から8時でございます。

滞留長ですけども、今現在でいきますと、新家
の駅前から約9台滞留しているという形ござい
ます。これが308戸完成した時点で14.4台、
約15台ぐらいになるという形です。これを先ほ
ども申しましたような形で、一方通行等、交通の
動線を考えますと、50%下村大口線へ分散させ
た場合において、渋滞としましては1.5台ぐらい
になります。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） もう簡単にやります。

これ、12時間交通量で平成3年4月のところ
で、この図面ですね、半裁ではなくてB4判、こ
こではピーク時刻は8時台というふうになって
るんですよ。やっぱり最初言われた8時から9時
の間ということになるんじゃないでしょうか。そ
れで、そのすぐ下のところは、ピーク時刻は17
時台と。これは夕方のピークを17時に想定され
るのはわかるんですが、上の一番あれは、ピーク
時刻は8時台となっているんですが、今さっきもち
ょっとブーイングがあったように思うんですが、8
時から9時ということでは、実際上ピーク時の想
定としてはやっぱり1時間ずれてるのと違うか。
7時から8時であれば問題ないんですが、この資
料を見る限りそういうふうになっているように思う

んですが、その点はどうなのか。

それからもう1つは、クリークの方に振ること
によって、公民館のあそこから出る、新家駅へ出
るあの小口は滞留台数が1.5台になる、こういう
ふうに理解していいんでしょうか。

それと、質問したんですが、お答えがなかった
んで、再度質問いたしますが、あそこのクリーク
のところ、いわゆる待避所ですね。これは買収せ
なアカン。地権者の問題、それからあそこは現に
公民館の前は通学路になってなくて、むしろあの
道が下村や中村からの通学路になっているわけ
ですが、PTA等関係者の皆さんの同意は取れる可
能性はあるのかどうか、その辺についてもお示し
いただきたい。ちょうど時間帯はピーク時と重な
りますからね。その辺の見通し等についてもあわ
せてお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 新家川左右
岸のことにつきましてお答えをいたします。

まず、見通しということなんですけども、当然
待避所の問題につきましては、任意の用地買収と
いう形でこれから交渉いたしまして、確保せない
かんという問題でございます。通行時間帯規制に
よる一方通行化による円滑に回す方法につきまし
ては、当然左岸は道路認定をいたしておりますけ
ども、右岸側はいわゆる河川堤防というふうな状
況でございます。したがって、河川法の範疇
にある施設という形になります。

ですから、もちろんそのような方向に持って
いくためには、関係の機関といろいろ協議をしたり
理解を得たりとか許可を得たりとか、もろもろい
ろいろ作業をせんといけません。ですから、いわ
ゆる河川法の関係、それから道交法上の問題、そ
れから地元の関係の方々の御理解の問題、それか
ら用地取得の問題等いろいろハードルはたくさん
ありますけども、何とか事業努力をいたしまして、
そういう方向に持っていくために頑張りたいと思
いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） お答えいた
します。

交通量のピーク時のとり方でございますけども、

一応イトーピアの交通の発生量が、午前7時現在が大きかったので、それを採用したものでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 曾木事業部参事。

事業部参事（曾木輝二君） 新家駅前の交通量調査の結果について御答弁申し上げます。

朝のピーク時、最初平成3年、7年、9年の3つ調査したのがあります。この中で9年の11月に調査した分が8時から9時がピーク時になっておりますので、これにイトーピアの方で調査した時点では、7時から8時が一番ピークになっておりますので、その7時から8時に調査したピークの一番最大値を平成9年の調査の分に加算したということで御理解いただきたいと思います。

言いかえれば、A4の3枚目、24ページの一番上の方を見ていただきましたら、イトーピアの方の時間帯における集中比率が、7時から8時が0.136、8時から9時が0.102になっております。それで、イトーピアが一番発生するのが7時から8時、0.136という係数を使いまして、ここで出した数字を、先ほど申し上げました平成9年度に調査しましたピーク時の交通量に付加しております。それで一番最大になってると思います。よろしく申し上げます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） この157p c u、アワーですね、このアワーというのは時間でしょけれど、p c uという聞きなれない数字は何でしょうか。ここまで説明していただいたんやから、もうちょっとわかりやすく教えてよ。

議長（藪野 勤君） 和気君に申し上げます。今の資料の質問につきましては、また後で確認していただくなりしまして、質問をまとめていただきたいと思います。和気君。

13番（和気 豊君） わかりました。非常に時間をとっております。

それで、結局結論は、この朝の7時から8時の時間帯で、現在の調査と推計値との間には85台の差しか出ないと、イトーピアのそういう調査をもとにして、そういうふうに確認していいわけですね。そして、それを前提にしてクリークの方へ

の振り分けをすれば、一定滞留時間も緩和されて、渋滞がこれ以上は悪くならない、こういうふうに理解していいんでしょうか、そのことだけ答弁いただいたら結構です。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） そのとおりでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） いろいろ資料を今出していただきましたから、この件については少し勉強してから質問しておきたいと思います。

先ほど御説明いただきました議案に沿ってちょっと質問をさせていただきたいと思います。

歳出の方から、議会費の方でもかなりの減額があるわけなんですけど、この減額の中身について御説明をいただきたいと思います。旅費の方で167万円、それから交際費の方で119万1,000円の分ですね、これの御説明をいただきたいと思います。

それから、徴税費の委託料の614万について、もう少し中身を御説明いただきたいと思います。

それから、衛生費の中での70万6,000円、この分の減額の理由を御説明いただきたい。

それから、土木費の新家の2,170万円の分については、今議論がいろいろありましたからあれですが、これについては私も感じるどころ、いわゆるバイパス事業は市の事業だという説明をしとるんですが、実際的には国の補助金と、起債は一切ないのかなど。普通は補助金に起債がついとるような感じですが、一切ないという説明です。

それと、本来市が負担しないといけないものはすべて開発業者負担だということで、内容的には開発業者の責任でこのバイパスの工事をすることだと思うんですが、問題になるのは国庫補助金の問題ですね。

そういう点で、国も大変財政赤字の中で、大枠としては泉南市に対する補助金というのは、事業を出せば全部補助金がつくということではないと思うんですね。そういう点では市全体の道路整備の問題と絡みますと、この問題についてはまだ十分インフラ整備がなされていないところに大規模団地がつくわけですから、当然既存の市民にも、ま

たこれから入ってくる方にも迷惑をかけない最低限の市の責任があるわけですから、そういうものの整備と連動しないといけないことは当然ですが、市の今の財政状況ではそういう整備がすぐ間に合わないということで、こういう手法をとられると思うんですが、そういうやはり業者の実質的な責任、それでもやるというのであれば、業者の責任でやるということの中でこういう手法をとられると思うんですけど、本来的にはもっと市全体の中で国の補助金を有効に使っていくことからいえば、もう少しすっきりとした、通達はあってもそれは全国一律的な通達でしょうけれども、自治体、自治体の財政事情もあって急にそういうわけにはいかないと思うんで、その辺はやはりもっと明確な執行のあり方にしてもらった方がいいんじゃないかなという感想を持ちました。

これは質問でないので、先ほど議論が十分尽くされましたから、これは私の意見を示しておきますし、ほかの議員はまだこの問題に十分関心を持って調べて、これからも努力をしていきたいという発言がありましたから、その方にもお任せをしたいと思います。

それから、排水路の分で工事請負費の1,100万円、補正前予算がわずか2,100万ですから、かなり大きな減額になっておるんですが、これは排水路維持改修費ということで、泉南市にはたくさん排水路の整備があると思うのになぜこれだけ大きな減額が出たのか、御説明を詳しくお願いをしたいと思います。

それから、もう1つ公害対策の中でちょっと減額があったので、公害問題はこれから大事な施策ですが、これも減額になって、71ページ、ごめんなさい、さっき言いましたかな、70万6,000円のこの分のちょっと減額の説明をいただきたい。

それから、最後の方ですが、諸支出金で1億3,289万4,000円が積み立てられておるんですが、これはいわゆる公債費管理基金の方に積み立てられておるんですが、今公共施設整備基金というのがかなり、財源不足から取り崩しの問題でいろいろあるんですが、今回かなり減額がずっと続いているんですが、予算執行の中です。そう

いうものと、この後に議案は出てくると思うんですが、財源不足から次年度の歳入で補てんするという問題があるんですが、こういう減額が多いのは、予算がないから少しでも、せっかく予算を認めながら余り使わないようにして減額をした分があるんじゃないかなという疑いをちょっと私は持つんですが、そういう部分も含めてひとつ御説明をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） さきに私の方から、議会費の減額について説明させていただきます。

費用弁償、交際費の減額でございますが、これは委員会の視察、陳情等の不執行に伴うもの、また交際費の減額等につきましては、支出先を吟味したという結果による減額でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方から、賦課費の委託料の614万の減額補正についてお答え申し上げます。

この委託料は、固定資産の評価がえが12年度行われます。そういうことで鑑定評価をいたさなくてはいけないということで、当初市内全域で310ポイントの標準地を予定しておりましたけれども、実施いたしましたのが258ポイントでございました。そういったことで、この52ポイントの減少が補正の額でございます。よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の公害対策費70万6,000円の減額でございますが、まず私も各種測定の実施をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、一般大気中のダイオキシン類の濃度調査、それと一般大気汚染調査を市内24カ所で年4回行っております。また、ゴルフ場関係、農薬汚染調査を2カ所のゴルフ場で実施いたしてございます。

次に、主要河川の水質調査を年4回、7河川、8ポイントで行っております。それと、大里川の底質検査を行っております。

おのおの入札を行いまして業者選定するわけですが、それらの入札減が累計として70

万6,000円残ったということでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今の小山議員の御質問に対しまして、排水路の工事の予算額が2,200万円から約1,100万ほど減額した理由でございますけども、まず1点目は、工事の範囲の精査及び落札差金でございます。

そのほかに、当然排水路の件ですから、現在下水道部でも排水路の工事のほかに、雨の対策といたしまして公共下水の雨水管の整備をやってございます。

今、雨水管の整備につきましては、沿岸部ににつきましては平成11年度末の春ごろの供用を目的といたしておりますので、例として申し上げますと、男里地区の排水路の工事を、供用間近に控えております公共下水道のつなぎ込みの工事等で対応したため、その工事に振りかえてやっております。したがって、雨水対策といたしましては、排水路から公共下水道の雨水の取り込みに振りかえております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） それから、議員の御質問の減額の内容、理由等につきましては、今それぞれ答弁いたしましたように、それぞれの理由と、また一般的に事業等におきましては入札減とか、そういうふうな形もございます。

それと、私どもといたしましては、予算がありましてもできるだけ経費を切り詰めるようにという形で、その各職員に対しまして呼びかけと申しますか、今の財政危機の中でございますので、その点については10年度途中におきまして御協力を呼びかけた文書も流しているところでございます。

それと、81ページの公債費管理基金費でございますが、この主なものは中部ポンプ場の管理業務、企業局負担金が1億1,700万でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 議会の方の150万円のいわゆる交際費、僕も初め交際費というのは何か2

つの表現があるから、なかなかややこしいんですが、いわゆる接待というんか、人とのつき合いの中で使っていくお金で、市民にも大変関心のある部分でございますね。

この150万円の予算を組んで、不執行が119万、120万近くあるわけですから、わずか30万ぐらいしか使ってないということになるわけですね。これが、やはりちゃんと分析をして、その使い道を明確にして、こういうものはこれから使わないようにしたんだという、何かそういうきちっとした指針が出て、そして予算がこういうふうに精査されていくというのはいいと思うんですが、何となしにとにかく減ったというのではなく、なかなか議論にもなじまないと思うので、もう少し、市の交際費も含めて、やはりこれからの交際費のあり方についてどうしていくのかということが、1つ議論の材料として欲しいと思うので、この減額は大きいので、これからの交際費のあり方について、答弁できる方は答弁いただきたいと思えます。

それから、今総務部参与——御説明いただいたんですが、310ポイントが258になったから減りましたと、これはわかるんですが、それはどういう理由で、ポイントが粗くなればそれだけ不利益をこうむることにもなるんじゃないかなと思うんで、これはなぜこうなったのかという説明をぜひもらいたいと思うんですね。

初めからわかっておって、こういうオーバーな予算を組んだのであれば、お金のないときに予算の段階からやはりきちっとした正しい数字で予算を組まないと、とにかく予算は組んだんだけど、今最後に細野さんから御説明があったように、予算があっても切り下げるように指示をしておると。これはちょっと予算審議とは矛盾する考え方ではないかなと思いますね。予算の段階で切り詰めないと、それはどうしてもやはりあるだけの予算を使おうやないかという心理になるのは当然なんで、予算を査定する段階でよく精査をしておける部分があるんじゃないかなと、こういうふうになってきますと、そういうふうに感じます。

それから、公害問題を解決する調査ですね。70万6,000円残ったということなんですが、こ

これはまだまだ泉南市はやっぱり、私も議員になってから住民から要求されとる部分で、ずっと言ってるんですけど、なかなか解決しない。明確にやっぱり環境基準は超えておる。住民は何ぼ言うても、もうあきらめて、騒音の中で24時間生活させられておるわけですね。

家を建てかえて、家を売りに出したけども、日曜日に来ると全然音はしておりませんからね。日曜以外はずっと24時間しておりますから、知らずに来て買ったら大変な音で、24時間工場が隣で動いとると。これは1カ所や2カ所でないと思うんですね。しかし、工場からいえば、初めからずっと工場を動かしたったんだから、後であなたは住んだんだからという、そういう感情的なものわかりますよ。情的なものね。

しかし、やはり基準を超えとれば、そら辛抱はなかなかできないわけですから、そういう点でまだまだ測定はこういう公害問題の基本ですので、この余ったお金があればもっと、課題の土壌調査もいろいろ言われとるわけですから、こういうものはやはり予算を使うのが僕は当然じゃないかなと思うんですね。これもやはり初めの予算の組み方に問題があるんじゃないか。

それから、下水道の課長が言われましたこのタイトルが河川の維持管理なんでね。こういうタイトルでもし予算の流用というんか、その範囲内で使えるのであれば、排水路維持改修費ですから、こういうことであれば、まだまだ改修、課題のあるものいっぱいあるわけですね。だから入札減とかいろんな、これは11年度に振りかえてやるようになったからこの金は要らなくなったといっても、せっかかない中で予算を認められてもらってるわけですから、それはよく課の中で相談し、財政とも相談して、課題になっておる懸案の改修についてはきちっとやってもらわないと私は困るんじゃないかなと。中身は少し違うようですが、予算が使われとる大きな項目では維持改修費になっとるわけですから、そういうことはできないのかどうかをお尋ねをしておきたいと思います。

あとは、先ほど言いましたが、細野さんの分で、予算があるけども、切り下げてほしいというのは、気持ちとしてはわかるんですが、それは予算の段

階でやはりきちっと正しい数字で予算を組んでいただかないと、こういう形で減額が出てくるというのはやはり問題じゃないかな。

職員にもいろいろ言うのと、「いや、予算はあるんやけど、なるべく使わんように言われとるんですわ」と言って、ほんまに必要なものもなかなか予算執行できない雰囲気もあるんですよ。それも二、三聞いておりますが、それは違うでしょうと。ちゃんと予算を認めたものについては、有効に使うということはあってもいいけど、予算を決めてもろたけども、なるべく節約してと財政から言われとるから買えないんですわと。何か少しでも不用額が出た方が手柄みたいになっとるのは、やっぱり私は予算を組む全体からいってらまじいんじゃないかなと思うんで、その辺はもう少し整合性のある指導をしてもらいたいと思うんですね。その辺ちょっと、お答えに対して私の質問、意見とさせていただきますんで、お答えいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） それでは私の方から、先ほど小山議員から御質問ございました交際費についての考え方をお話しさせていただきますと思います。

今の時世でございますので、我々の方も極力経費節減というような形で考えております。ですから、まず量の吟味でございます。それから、金額の単位を統一化するとか縮小するとか、そのような努力をさしていただいております。

例えば、市におきまして我々の方でやっておりますのは、香典なんかも市内の場合は原則廃止していくとか、職員に対する香典、これらも全部廃止するとか、そのような形での対応をやっております。

ですから、この辺のところを徐々に努力しました結果、平成9年では430万近くの交際費の支出になりましたけれども、平成10年では約270万ぐらい、この辺まで減額しているということでございます。

おっしゃられるとおり、いろんなルール化、その辺の統一化をしながら今努力しているということでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいまの小山議員さんの御質問でございますけれども、確かに私ども予算を組む段階では310ポイント必要であろうということで予算化をいたしました。それで、実際にやる段になりまして、そのまま出すというのではなしに、さらに検討を加えたと。その中で鑑定士とも相談をいたしまして、実際のやり方といたしましては258ポイントの宅地の鑑定をとっているわけですが、これについては状況類似地区ということで、状況の似通っている地区について鑑定をとるということでいっております。

そして、予算を組む段階では310ポイントほどあれば、市内のすべての宅地について路線価、それを大丈夫であろうということで組んだわけでございますけれども、状況の似ているところについては、これは2つのポイントを計画しておりましたけれども、1つであってもほぼ正確にでき得るであろうということで、精査した結果が258ポイントということになってございます。

ですから、議員御指摘のとおり、初めからということであれば、私もそのとおりであったかなと思います。今後、予算を組む段階で、その時点で精査できる限り精査を行い、余分な予算を組むことのないように注意していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） ただいま小山議員さんの方から再質問があった件ですが、おっしゃるように下水道部では排水路工事と公共下水の雨水管工事が並行しております。

そして、排水路維持改修工事なんですけれども、現況は水路でありますとか側溝の大きなもの、もろもろございますし、下水の雨の管と違まして、用水に使われておったり雑排水が流れておったりして、流量も一定ではございません。したがって、昨年度につきましては要望のあった箇所を中心にやらしていただいておりますけれども、今回こういう大雨が降ったときにはいろいろ現況調査、

現況をパトロールいたしまして、また要望等により今年度も排水路工事は進めていく所存でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 各項目の減額についてでございますけれども、やはりこれは当初は一定の目的を持って予算化してございます。それが、目的を達した段階では減額をするというのが当然ではないかと。また、年度途中で新たに発生する、実施する事業等につきましては、補正等で行っていくというのが基本ではないかと思っております。議員御指摘のように、それぞれの各項目の予算編成時での精査と申しますか、その内容の正確を期するという努力は今後とも続けていく中で、より正確な予算の編成のあり方について努力してまいりたいと思うところでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） がんじがらめに、担当部長もおりますし課長もおるわけですから、もう少しその課の中で抱えておる仕事を予算の範囲でやると。努力して減額になったものはその中でやはり有効に使うというシステムにしないと、もう一番最後の使い方の細かいとこまで財政が支配をするというんか指示をして、部長なり課長なりが余り自分の力を発揮できないあり方は、これは国の予算の組み方も含めて、議論されるところですから、先ほど1つの例を出せば、排水路の維持管理なんていうのは2,100万の予算があって、今度1,100万減額しとるわけですね。もう排水路は無数に、いっぱいあるわけですよ。それは細野さんが言われたように、目的が達成したらそれは不用額にして、それで翌年度でやったらいいんだという、それは財政の方からいえば、少しでも金額の細部まで入ってやる方が気持ちはいいかもわかりませんが、やっぱりそれは非効率的な行政になっちゃうわけですから、やはり枠に大きな予算額として任したら、そこである程度のことは責任を持って配分ができるようにしてやれば、こういうような不用額、減額補正というのは僕は出てこないと思うんですね。それは目的を達したかもわかりませんが、余りにも大き過ぎますよ。

そういうようなことをこの不用額、減額補正の

中で感ずるんで、もう少しその款、項の中でやはり自由に使えるようなことを、我々、中身は余りわかりませんが、そういうことができておらないんじゃないかなと思うんで、これは市の方針をそういうふう大胆に変えないかん部分もあるんで、市長、こういう予算の使われ方については、やはり各原課が中身はある程度自由にお金を使うことができるような、そういうことも必要なんじゃないでしょうか。

これは、国の方も地方に対して補助金で細部まで、道の幅はどれだけやとか、そうでないと補助金出さんとか、そういうことが批判されとるわけですから、こういう行政の中にもやっぱりそういう部分があるんじゃないかなということをこの議論で私感じるんです。市長は特に行政の中で詳しい方ですから、査定をする側に今おるんですが、される側にもおった経験もあるわけですから、そういう経験も踏まえて、もう少し職員が伸び伸びと予算執行できるようなことをすべきだと思うので、今の議論を通しての予算執行のあり方について、ひとつ市長のお考えをお示しいただければと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘いただいた予算執行上の問題なんですが、予算科目によって款、項、目で縛ってある事業もございます。それらについては、一定当初の目的が達成されれば、例えば入札減なんかは残すという形にいたしております。これは行財政改革で一定の方針を出しておりますので、目的達成した工事等による落札減等については、それは執行残として残すと、こういう方針でございます。

御指摘いただいたその他の、要するに一括して、さっきたまたま御指摘ありました排水路整備とか道路維持管理とか、こういうものについては当然当初はある一定見込みますけれども、これが目的を達した段階でさらに余裕があると、しかも一方で非常に緊急に対応しなければいけないというようなものについては、当然部の判断なりでそれは使っていただくということにいたしております。

ですから、原則的には当初、予算で見込んだものが成就されれば、その残額については当然残す

という原則に立っております。そして、緊急やむを得ないもの、あるいは1つの大枠で縛ったような事業、例えばさっき言いましたような維持管理とか、こういう日常に属するものについては、その予算の範囲内で十分活用していただくと、こういう方針で立っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長は今のやり方に何の矛盾もないという、結論的にはそういう答弁にしか私聞こえなかったんですね。なぜやっぱり、国の方でも地方に対して余り細かいことを言うなど、大きいお金を出せば自由に地方に使わしたらいいやないかと、そういう議論が出てくるはずないんですよ、今までの市長のやり方がいいのであればですね。

うちの行政の中でも、財政と、それを執行する部署があるわけですから、もう少しそういう自由な配慮ができて、入札減が出たにしても、その課でそのお金を使えるようにしてあげれば、課としての裁量権もふえるわけですから、責任もふえてくるし、やっぱり弾力的な予算が使われていくわけですから、お金を余らして、このお金はどこへ行くかですわね。そういうことを考えたら全然課としては魅力なくなるんですよ、もう離さないといけないわけですから。

そういう点では市長、私はこの議論を通して市長のお考えを聞いたわけですけど、全くやっぱり今までの方針を基本的に変えようとする意見がないのは、大変残念ですよ。そういう点でもっとやはり今の時代に合って、今の世論のいろんな動きを見ながら、市長は一番詳しいわけで、やろうと思っただれよりもやりやすい性格なり立場というんか、経験を持っていらっしゃるわけですからね。しかし、逆に言うならば、よく知るとるから今までのパターンをなかなか崩せないというマイナス面も同時に持っていらっしゃる方なんですよ。

そういう点で、私はそういう今までのやり方は間違っていると、もっと改善しようと、前進しようと、そういうようないい部分をぜひ市長に出してもらって、市長の発言が緊張感を持って、お、あしたから市長の発言で変わるなど、そういうよう

な議論をやっぱりしていただきたい。今の市長の答弁では、全く変わるという、僕の興奮は生まれません。そういう点で市長、ぜひもう少し、今までの現状維持じゃなしに、現状を踏まえて、やっぱり変わるというような議論を議会を通してやっていただきたいと、これは要望にします。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ちょっと簡単な質問をさせていただきます。

市長交際費の中で、市長決断で葬式には参加されないということで、それは英断だと思います。ただ、今弔電は打たれてるんでしょうか。ちょっとその点お聞きしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） 北出議員の弔電の件でございますけども、現在は市内の場合は弔電を打っておりません。市外の場合は電報という形で使わしていただいております。市内の場合は、かわりに市民課の方に埋葬許可とか、そういう形で申請に来られます。そのときに弔慰文という形に置きかえさせていただきますとお配りさしていただくと、こんな形をとらしていただいているのが事実でございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 私も、インターネットの時代に弔電を形式的に送付するのはどうかという、費用の問題も含めて、その辺でちょっとお聞かせ願ったんで、私も考えてるような形になってるんで、今後ともそういう判断、的確なそういう時代に合わせた処置をしていただけたらと思います。

あと1つですけど、ちょっと気になったんですけども、例えば入札関係で予算減額になりますよね。これはいろんな言い方があるんで、それじゃ当初なぜ正確な予算を組んでなかったのかというふうな言い方があります。しかし、逆に努力してそうなったんだという言い方もございますし、今の流れの中でやっぱり我々は努力して予算減額に努めたのだというふうに胸を張って反論していただきたい。そういう形で全体が行革を考えていくというふうな態度でありたいと思います。その点、ちょっとどなたか御答弁いただけたらありがたいと思います。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 議員お示しのとおり、非常に厳しい中できちっと仕事はこなしていただくと、しかし、その中でも職員一人一人知恵と工夫を出していただいて、できるだけ安いお金でやっていただくということは、今泉南市の財政の中で非常に求められておるといふふうに思っております。

例えば、例には出ておりませんでしたけども、光熱費1つとりましても、各部局で非常に努力していただいて節約もしていただいたと。非常に細かい話でありますけれども、そういうこと1つ1つが、1つは環境の問題を含めて効果があると、ただ金の問題だけではないというふうに思っておりますので、そういう小さい努力を積み重ねて節減をしていくと。せこいようですけども、それも非常に大事な視点だというふうに思っておりますので、議員お示しのとおり今後とも節約に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 最後にしておきますけれども、我々議員というのは、批判の仕方として、先ほど申しましたように予算減額があったら、なぜ当初正確な予算をしないのかというふうな批判をいたしますと、行政自体がむだに使うというふうな枠組みもありますので、いわゆる監視機構を担う我々議員といたしましては、そのような批判は避けて、より減額に対してよくやったという形で今後とも評価させていただきたいと。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——島原君。

17番（島原正嗣君） この補正予算の問題、大分時間もたってますが、もう少し御協力をお願いしたいと思います。

先ほど御丁寧なる書類をいただいたんですが、お尋ねしますが、この1枚目の地区計画に基づく整備なんですが、これは角谷議員さんの質問等にもございましたが、ここに含まれてる国庫負担金ですね。これは御答弁の中では補助金の雑入というふうな形の議論もございましたけれども、どういう解釈をしたらいいのか、これが1点です。

それと、ここに国庫補助、それぞれ年度別に新星和の負担の金額も、11年度の協定額までずっと予定額まで書いておるんですが、最終的には2億4,867万7,000円ですか、こういうふうな形と、その下にその他の整備、新家宮の側溝の整備、新家上村線の改修、合計1億2,500万。その下に新星和予定の金額が3億967万7,000円と、こう書かれておるんですが、問題は今後これらの事業について市としての負担すべき財源というのは、どのような理解をされておるのか、お聞かせをいただきたい。

それと、32条の協議による同意書を今拝見をいたしましたんですが、今もらったばかりで全部目を通す時間がないわけですが、問題はこの1ページ目の予定建築物の用途、住宅の関係は308ということでよくわかるんですが、研修所1棟と、こう書かれておるんですが、この研修所というものはどういう意味を持った研修所なのかですね。この団地に居住する方々のために建てる研修所か、あるいは新星和そのものが会社としての研修所を建てるのかですね。これ1棟と書いとるんですが、どういうふうに解釈をしたらいいのか。

それと、2ページ目に人口の推移を書かれておるんですが、6番目の上下水道施設の中に消防水利施設等々ありまして、一番右側に予定戸数と計画人口と、こうあるわけですね。その中によりますと、人口密度は60人、大体建物に対する住宅の人口、入居者は1,078人とあるわけですね。これはどういう推定で検討されたのかですね。

将来的にはまだふえてくる可能性もあるんですが、そこらあたりを含めて御答弁いただきたいのと、直接32条の関係ではないと思いますが、関連して学校児童、いわゆる小学校あるいは中学校の関係を含めて児童・生徒の判断、推移というのはどのようにしてるのか。もしこれが完成された場合はどこの学校区に、新家学校区になるのかあるいは別の学校区に考えられておるのか、まずそのことから御答弁をいただきたい。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 提出いたしました資料の関係につきまして御説明をいたします。

まず、雑入の件ですけども、これは国費とは直接関係ございません。国費は例えば平成10年の確定額でいきますと、いわゆる事業費が大きいものがありまして、その中で補助対象基本額というのがありまして、それに対する補助率でかかってくるということですから、例えば平成10年の協定額からいきますと、事業費が1億3,255万だったものが、補助対象基本額は8,000万でして、これの10分の4でございますので、国費が3,200万であるということですね。ですから、国費はそういうことでございます。

そして、歳入、いわゆる事業費はこの表に書いてます開発者の負担分です。これにつきましては雑入で歳入されておるということでございます。

それから、当該事業、ここに書いてます地区計画関係の事業、それからその他事業等々の事業の場合の市負担についてどうかということになりますと、トータルで考えますと市負担はございません。予算的には市の負担分という、雑入の中で入った分をこちらで使うということですから、トータルでいきますと、市としては負担はないということでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 島原議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の人口の推計でございますけども、これにつきましては1戸当たり3.5人で計算してございます。

そして、研修所のお尋ねでございましたけども、これにつきましては企業用の研修所という形になってございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 正確なデータは持っておりませんが、小学校では新家小学校区になるということございまして、新家小学校区につきましても、以前からの子供たちの減ということで空き教室もございますので、可能かなというようには思っておりますけども、正確にはデータを持っておりません。申しわけございません。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番(島原正嗣君) 1番目の御答弁でございますが、じゃこういう理解でよろしいんですか。1ページ目のこの資料から推測すると、今おっしゃった3,200万ですか、平成10年協定額でね。これは国庫補助と。あと新星和から出る、ここへ書かれておる1億55万、これが結局雑入という判断でよろしいのですか。その雑入という意味をどのように解釈したらいいのかですね。一般論としてはわかりますけども、具体的にこういう事業の場合の取り扱いについての表現。今僕、申し上げましたような形の解釈でいいのかどうか、これが1点です。

それと、全然かからないと、一般、泉南市の負担は全然ないと、この開発については。その後のページを見ますと、これは例えば集会所の用地とか集会所とか回復緑地とか、管理者が市長になったり用地の帰属が泉南市になってますから、当然これも泉南市が一切負担をすることは無いと思うんですけども、それぞれまた環境や状況が違って、例えばこの下にずっと地区外の道路整備、市道新家駅宮線と、こう書かれとるんですが、いろいろ上村の場合も入ってるんですが、こういうことも含めてこの計画については泉南市は一切一般的な財源の投入はないと、そういう理解でよろしいのかどうかですね。

それと、学校の配置の問題ですが、まだ相当期間がありますからどうということないと思いますけれども、もうそろそろ今から推測しておかないと受け入れ態勢もあるでしょうし、通園、通学路の問題もある。これは保育園からあれですよ。何も小・中学校の問題だけと違うんですけども、幼児教育から義務教育まで含めてそういう推測なり推定というものをしておくべきではないだろうかというふうに、私はそう思いますよ。

ある意味では小・中学校も幼稚園も保育園も全部、特に保育園なんかは新家の場合は民間保育所と、こういうことになってるわけですね。したがって、この300何軒か入居した場合は、そこにどう人口構成になるか、ちょっとわからないかもわからんけども、一定の推理、推測というものを私は教育委員会としても持つておくべきじゃないか、そのように考えますが、その見解につい

て御答弁をいただきたい。

それと、バイパスの問題の議論が相当ありましたから、私簡単にお尋ねしますけども、この図面から見ますと、ずっと迂回して、また一方通行の道を逆になってるんですが、これは将来ずっとこういう形のバイパスになるのか。将来的にまた一部変更するというふうな話もあるわけですけども、ここらあたりの技術的な関係について、理解をしている範囲でお答えをいただきたいなと思います。これが1点です。

それと、もう1つは、これは具体的には新星和の開発に伴っての地区計画ですからどうかと思いますが、いろいろ過去の議会にも議論がありましたように、新家全体の駅前の交通状況をどうするか、交通事情をどう変えていくかということが問題だと思うんですね。

私は素人でよくわからないけれども、時々新家にお邪魔するんですが、土生ストアさんの関係なり、あれは喫茶店のあったところが今広場になってますが、そういうことの整合性をちゃんと考えないと、何も線路から上の人口の判断というよりも、むしろ下村、その下の中村地区の関係も含めて、あるいは臨海から上がってくる道路の将来の展望も含めて、もっときちっとした行政判断をするべきではないかというふうに私は思います。

今、具体的に積算をして、車の台数等もいろいろ積算されて報告がございましたけれども、僕ももっともっとやっぱりこういう問題についても具体的な将来展望を持つべきではないかなというふうに思いますが、その点について原課の御答弁をいただきたい。

議長(藪野 勤君) 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長(池上安夫君) お答えいたします。

まず、雑入の関係の再度の御質問ですけども、これは歳入科目でございまして、いわゆる開発者負担分の額がすべて歳入として入るということでございます。

2点目、いわゆる負担が、市の予算での負担、トータルでいきますとないのかあるのかということですが、ありません。ちょっと開発区域内の道路、公園緑地等のいわゆる新設公共施設の整備負

担の問題についてもお尋ねございましたので、これは当然、3条協議にもありますように、開発者が建設をして、最終的に竣工検査等いたしまして引き継ぐということでございますから、我々に整備の負担等はございません。

それから、地区計画との関連ですけれども、いわゆる新家駅宮線バイパス事業につきましては、新家駅南地区地区計画の住宅総合支援事業の一環としてやっているということでございますので、道路事業的には、いわゆる新家の南地区の地区計画区域内の施設整備の事業だというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 議員御質問の新家駅周辺のトータル的なまちづくりについてでございましたが、新家駅の南地域、駅より山手になるわけでございますけれども、この部分につきましては平成2年に13.6ヘクタールの都市計画決定いたしまして、事業を進めておるわけでございます。今回の宮線につきましては、その南端になる部分の地域整備ということで取り組んでおるわけでございます。

それよりほかに、駅前の暫定的な広場の拡張もやりましたし、整備を進めました。また、今考えておりますのは、新家駅よりも兎田に行きます道路の拡幅、これについて取り組んでおるところでございます。

それと、なお、駅よりも海側の、北側になるわけでございますけれども、この部分については地区計画等の定めておらない地域になってございまして、一部相当大きい部分で農用地なんかございまして、市街化調整区域となっている部分もございまして、将来的な展望を眺めて、新家の駅上下含めたのまちづくりと、これについては検討していく必要があるという認識に立っておりますので、今後ともいろんな市民の意見も聞きながら、どうしたら住みやすいまちになるのかということで検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 先ほどは資料を持

たずの答弁でございまして、大変申しわけございませんでした。議員御指摘のとおり、早い機会に人口推計を把握したい、このように思っております。よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 質問回数が4回目ぐらいになると思うんで、もうこれでやめますけれども、1つは今山内部長がおっしゃった総合的な駅前開発の交通事業の整合性ですけれども、あそこを高架にするというのは大変難しいんですかな、いずれにしても。西に広げようと東に行こうとも、問題はあの実態をどうするかということが基本的な混雑の要因ではないかなというふうに僕は思います。

あなたは特に岡中の陸橋の下におられまして、国鉄とも非常に懇意にしておるわけですから、そこあたりを配慮していただいて、あの新家駅前を、軌道を上にするか下にするかは別にしても、やっぱりそういう将来的な展望というものもひとつ持っていただきたいな、検討してもらいたいなというふうに思います。

いずれにしても土生さんとこの関係が、土生さんとこが悪い、そういうことと違いまっせ。こう見たところ、兎田の方から来る車、あるいは上村から来る車、局長の方から来る車、いろいろまたこっちの砂川団地の方から来る車ですね。3つも4つも交差するような形になってますから、いろんな形の努力をされておると思いますけれども、将来的に私はあそこを高架にすることが1つの改善方法ではないだろうかというふうに思います。これは希望意見ですから、考える考えないはあんたの判断ですから、私のような一議員が言うてもどうかなと思いますけど、とりあえず市民の意見を聞くということですから、市民の代表はある意味では議会ですから、よろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

それと、私のお尋ねをしておるのは、先ほどもらった交通動線と読むんですかな、の改良案で、都市計画課長が今75%、85台と、こういうふうな御答弁をいただいたんですが、黒い点線が入ってるこの迂回するところ、いわゆるバイパスの関係ですけれども、これは将来ともこういう形の交通形態をたどるのかどうかですね。あるいは一

時的にこういうふうな形にして、また将来的には、新星和の団地が全部完成した場合には、交通の方向というか、バイパスの状況というのは変わるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それと、もう1つ、今新星和が開発しようというところには、近郊緑地はございませんか。新星和の所有してる用地の中にそういうものは一切ございませんか。あるかどうか、お聞かせをいただきたい。

それと、教育委員会の問題ですが、部長ぜひまた近々文教委員会も、学校がぼろぼろだという御意見がありますから、文消を開きたいと思いますが、できればそれまでに原課とよく調整をして、もうあんたこれ開発が始まってるわけですから、そういう推定なりはきちっとして所管の常任委員会にも説明できるようにやっていただきたい。これは希望意見として言うときます。

以上です。御答弁をあとお願いします。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 島原議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目のお手元にお配りしております交通量予測の発生交通量の緩和といたしまして、新家駅宮線のバイパスをこういう形にするのかというお尋ねでございますけども、これについては一定ある程度この方向ということで、状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

そして、2点目の新星和の開発地内に近郊緑地が存在するかということでございますけども、これにつきましては、近郊緑地保全区域がございます。あります。したがって、その近郊緑地の面積は、開発面積の約3分の1以上という形になってございます。

失礼しました。お手元の資料の地図をごらんになっていただきたいと思います。一番後ろの土地利用計画図でございます。私の方からいいますと、これの右端になりますけども、この線で区切ってる、これから右側が近郊緑地保全区域という形になってございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もうこれでやめとこうと

思ったんやけども、近郊緑地、課長さんね、こっちからこっちやって言われたのと、それから3分の1以上というようなことをおっしゃったんですけども、僕は残りこういうことは詳しくないんで、教えてほしいんですが、こういう開発をする場合は、近郊緑地に指定されたそのものを開発することは大変困難な部分があると思うんですけども、例えば新星和さんが持っておられる用地の中に近郊緑地があっても、それを除けば結局今提案されるような住宅、いわゆる地区計画の中における住宅は建つわけですか。これはどういう意味ですか。もうちょっと詳しく教えてもらいたい。

今の御答弁ではこの中にあるとおっしゃいますから、開発する場合は近郊緑地とのかかわり合いはどうなるのかな。同じ事業者の中、用地を所有してる新星和さんの中の地域の中に、今御答弁を聞きますと近郊緑地があると、こういうことですから、それとの整合性というか、関係ですか。

議長（藪野 勤君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 島原議員の御質問にお答えいたします。

近郊緑地の、先ほど私申しましたけども、ちょっと訂正がございます。全体の区域の面積の約27%でございます。訂正させていただきます。

なお、近郊緑地につきましては、公園、水道施設及び研修施設が立地する計画となっております。したがって、近郊緑地は一般の場合は開発区域には含んではならないという形になってございますけども、中でも公共性があるという形につきましては、一定の手続をすれば許可になると、開発区域に含められるということでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 二重になる部分もございますが、私の方から再度、近郊緑地の保全区域内がございますので、その開発についてお答えをさせていただきたいと思います。

近郊緑地保全区域内においては、この開発区域では公園とか水道施設、配水池でございますけども、また先ほど都計の課長がお答えしたような研修施設、これが立地する計画となっております。この計画は近郊緑地内に立地することから、緑地

の保全と無秩序な市街化の抑制、公共性が必要となるものと考えておりますので、この計画について、配水池、研修施設、利用面積が約3割弱と低いということ、周辺には保全緑地や公園等が適正に配置されておる計画となっておること、緑地率も7割強と高く、緑地景観も十分配慮した計画であること、こういうことから、また公共施設としての役割を果たします研修施設でございますが、これについてはできるだけ地元で有益な施設となるようなことも今後とも指導していくということでございまして、利用計画についても市と協議しながら当たっていくということでございます。

さらに、大阪府の自然環境保全の保護条例に基づく協定の締結も行っておりますので、将来とも十分な環境保全が図れるものと考えております。
議長（藪野 勤君） 他にございませんか。——島原君。

17番（島原正嗣君） いやいや、近郊緑地の問題が出てきたから、ちょっと確認させていただきよ。こんな大事な問題ですね。

最初、近郊緑地の許容範囲、3分の1とかおっしゃったんですが、それで今27%という訂正がございましたですね。これはこれで結構ですけども、それともう1つ、公共性を帯びるものがあればよろしいと、公共性を意味するというんですけども、何が公共性かなという定義については、これは新星和株式会社の社員の、目的は今研修施設とおっしゃったんですが、これはあくまでも一般的な市民に開放する、あるいは科学とか文化とかそういうようなものを擁する施設ではない。あくまでも新星和自身の企業の研修施設でありますから——違うんかい。だからそれはそのようにまた言うてください。2人でごちゃごちゃすると問題がありますから。

それは、そういうことではなくて、この32条の中、その中にきちっとこの研修施設の位置づけというのをやられてるのかどうかですね。いや、それはそうじゃないけども、口頭である一定の、この研修センターは市民にもオープンにしますということになってるのかどうか、その状況判断をちょっと御答弁いただきたい。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 公共性の施設ということでございますので、開発者が所有する施設ということではございません。いろんな施設があると思います。

例えば、いわゆる公民館にしてもそうですし、また民間の公民館でございますけども、民間の公民館もできるようになっておりますので、また博物館とか、そういういわゆる不特定多数の方々が利用できるような部分を持った施設ということで、具体的にはまだどういう施設を建設するかということは、建設者が決まっておられませんので、これからのことになるとは思いますが、その高い施設ということで泉南市と覚書も交わしておるところでございます。

副議長（奥和田好吉君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 問題は、何回もお尋ねして恐縮なんですが、これは一般的な市街化区域の中でやられれば何もそういうことはないと思うんですが、問題はたまたま近郊緑地がそこに入っているという場合の取り扱いについては、今の行政の答弁では公共性を帯びておればそういうものが入っても許可されるんだという、そういう認識をしてると御答弁をいただいたから、公共性とは一体何かといいますと、今のところ明確なものはないんですけども、博物館とか、それは新星和がそういうようなものをつくるのかつくらのか別にして、その区域内にそういうようなものがあればいいと、こうおっしゃるんですが、本来ですと市が許可するまでに、きょうならきょうの時点できちっとしたそういう協定をして、いやいや、だけど、こういうのができますよと約束しておくことが、僕は行政としての1つのはじめの問題ではないかなと思うんですが、いやいや、おまえの言ってるのは間違っていると、それはおれが後でしり持っていると、こう言えば別ですけども、本来姿としてはこの開発に絡んでは一切そういうことも含めて御提案するのが私は筋ではないかと思うんですが、賢明な部長の御答弁をいただきたい。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 使用について泉南市と覚書を交わしております。

副議長（奥和田好吉君） ほかにございませんか。

———島原君。

17番(島原正嗣君) その覚書、またちょっと時間かかると思うんやけども、見せてもらえますか。一緒に出せばわかるんやけども、ここにはないですからね。あるんでしたら。

副議長(奥和田好吉君) 山内事業部長。

事業部長(山内 洋君) お出しできます。

[林 治君「議事進行で」と呼ぶ]

副議長(奥和田好吉君) 林君。

22番(林 治君) もう大分長時間になってるんで、速記のこともあるでしょうし、それで今の島原議員の質問に部長の方からお出しできると。また、そんなものがあれば、そらやっぱり近郊緑地のことで出してくれへんかったらぐあい悪いと思うんですよ。

それから、ついでに、近郊緑地を解除するにはそれだけの市長の意見書というんか上申書というんか、何か知りませんが、ひとつそれもぜひとも一緒に出してほしいと思いますよ。

副議長(奥和田好吉君) 4時20分まで休憩いたします。

午後3時48分 休憩

午後4時43分 再開

議長(薮野 勤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時44分 休憩

午後6時34分 再開

議長(薮野 勤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員各位に申し上げます。時間の経過もありまして、議事審議に特段の御配慮を賜りまして、この後の議事の進行に、円滑にまいりますようひとつ御協力のほどお願い申し上げます。

なお、理事者側におかれましても、答弁は明確に正確なるを期して答弁をお願いいたします。

山内事業部長。

事業部長(山内 洋君) お疲れのところ大変恐縮に存じます。お配りさせていただきました資料の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、近郊緑地内の施設に関する協定ということで、島原議員の方から質問がございました。秩序ある事業の推進を図るために基本協定書を締結いたしました。日にちにつきましては平成10年の1月の28日でございます。お配りさせていただいております新家地区近郊緑地内施設建設に関する基本協定書でございます。

続きまして、その近緑の中におきます施設の開放・利用に関する協定書を結んでおります。これにつきましては同日付で、利用協定の締結を行っておるところでございます。

それと、もう1つ、当初一枚物でお配りさせていただいた資料でございますが、これは泉南市の近緑の区域内での行為に対する意見書でございます。その抜粋でございますが、差しかえていただきたいと思っております。(仮称)新家団地宅地開発計画に関する意見書(抜粋)ということでございまして、4枚のページ数になっておるものでございますが、そのうち33ページと打っております下の部分でございますが、(C)近郊緑地保全区域、これに関する意見を以下34ページ、34ダッシュページに述べておるところでございます。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 島原君。

17番(島原正嗣君) 議長御指摘のように時間も大分経過しておりますので、できるだけ簡潔にお伺いをしたいと思います。

まず、最初にお聞きしたいのは、こういう極めて基本的な議論の中で必要なこの資料ですね。これをなぜ指摘されてから出したのか。もともとこういうものは議論の対象にならないというふうな感じで行政は判断しておったのか。

これが1点と、特に僕の指摘してるのは、近緑地における問題があるから指摘してるんですよ。一般開発と違うわけですから、これがなきゃ実際問題として近郊緑地の開発というのはあり得ないんでしょう、前提として。これが1点です。

それと、もう1つは、所管の産業経済常任委員会の方にこうした書類が出されたのかどうかですよ。委員長の方にも含めて。これも同じように、出したのか出さんのかだけで結構ですから、初めてきょう産建も含めて各議員に配付されたのかど

うかですね。これが1つです。

もう1つは、ここに示された膨大な、配水施設区域とか公園地区とか、特に私がお尋ねしたいのは研修施設地区で、これだけ膨大なエリアを取ってるんですけども、これはまだ休憩前の質問では具体的にいろんなことが決まってないと、こうおっしゃってるんですけども、本来いろんな規則なら運用規則とかいうものは載ってますけども、どういものなのかという具体的なことが全然書かれておりませんし、御説明がないんですが、わかってる範囲で、駐車場と研修施設というふうにだけしか書いてないんですけども、これは実際一般市民に公開をして、公共の用に供する施設ということの定義をきちっとしておかないといかんのじゃないかなというふうに思います。

集会所まがいであれば、別にまた集会所の設置場所があるわけですし、研修という意味は、実際市民に開かれた研修とは何か、公共的機関とは何かということならば、ここでいうなら公園もそうですけども、配水施設しか具体的なものはないのでないかなというふうに私は思うんですが、そこらあたりの今日までの行政の判断について御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 所管の委員会に協定書までは出しておりませんが、開発についての事業の説明の中でる泉南市の意見、また泉南市における事業というんですか、その説明はさせていただいておるところでございます。

〔島原正嗣君「あとのやつも教えてください。

わかってる範囲で結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 答弁を願います。

17番（島原正嗣君） 先ほど資料をいただいたいわゆる新家地区の近郊緑地内施設建設と書いた中に、僕のお尋ねしてるのは一番最後の——最後と違うか、何ページか書いてないんですけども、研修施設の地区の計画図がありますね。この部分です。これは何平米のものをどうするかという具体的なものはないんですけども、これはこれだけの用地の中に、ある意味では僕は具体的にきょうの時点で新星和と話し合いを詰めて、こういう施

設ですよと、何平米のものであるとか、あるいは駐車場が何ぼとかいうふうにある一定のものを決めておかないと、このページには例えば（自然環境の保全及び緑化の推進）と書いてるし、これは一応言葉としてはわかります。

5条にしてもそうですし、6条にしても（地域住民の憩いの場の確保）、第7条（研修施設の地域住民への開放）、これはいろいろ甲乙書いておりますけども、実際問題として考え方として、これを許可する前提は、こういうものも含めてやっぱりきちっとしておかないとちょっとぐあい悪いと違うかなと思うんですが、そこらあたりはいつまでに具体的なものを甲と乙との間に、あるいは新星和さんと泉南市の間で詰めるんですか。公共施設としての意味のあるものをつくるんだらつくるというふうに検討しとかなあかんのやないか。

今のところこの条文だけで、実際にどんなものをつくるんやら今のところは全然検討してないのかどうか、どこらあたりまで詰めてるんかということをもう一度教えてください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 施設の規模とか施設の位置、またいつから工事にかかるのか、またどこが事業主体になるのか、これは全く今のところまだ未知数の問題でございまして、これから事業者が検討していくということでございます。それに当たって行政の縛りを入れておくという意味が必要でございますので、協定書を結んでおるところでございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） そろそろこれくらいで終わりますけども、私の解釈が間違っておるんだら間違っておるで結構ですが、本来何回も御指摘しておりますように、近郊緑地の開発でしょう、ある意味では。都市計画に属する地区計画ですから、それはそれとして別に悪いとかいいとか言ってないんですが、問題は近郊緑地にかかる場合は、公共的な施設というものをそこにつくることが前提ですよという条項があるわけですよ。ですから、本来ならどういものが公共の用に、あるいは公共施設なのかということをおはちょっと聞き

たいというふうな形で質問してるわけですけども、本来ですともうこの段階で、議会にこの議案なりを提出するまでに新星和さんと一定の詰めをしておくことが、私は当然だと思うんですよ。

前提は、このことが近郊緑地の場合は必要とされてるわけですから、もっと具体的に、それは後でも悪いということはないですけども、法律に違反してるということはないでしょうけども、物の順序としてはこれを先に決めて、どういうものが公共の用に、この地区の開発においてどんなものやということまで含めて御提案をしていただきかったなというふうな思いをしてるわけですね。これは、じゃいつごろになるんですか。それだけちょっと答えていただいて、質問を終わります。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 研修施設といいましていろいろな施設があると思います。それらの中身についても事業主体がどこになるかも決まっておらないので、まだ時期についても両方とも未定ということでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 時間も経過はしておるんですが、午後からは2時半ぐらいからでしたか、大体2時間ぐらいしか、そして今15分足らずですから、この長い時間、実質上ほとんど審議ができていない。私はこれは大変ゆゆしきことだと。私はこの点では質疑の十分な保証を議長にお願いをしておきたいと思います。

それで、議案ですので若干――65ページからですか、まず総務費のところから入っていきたいというふうに思います。総務費にかかわっては、私はまず市長の公用車の使用の問題についてはっきりさせておきたい。市長は6月11日、砂川ゴルフ場へ行くのには公用車を使っていないというふうに言われましたね。では、その際どのような便で行ったのか、これは明確にしていきたい。

それから、市長公用車はそのとき使っていないと言うんなら、その使っていないということの証明をできるのかどうか。できればそのことの証明をしていただきたい。市長公用車の運転日誌、これが証明の材料になるんですが、それはどのようなようになってるか、それもあわせて出していただきたい

と思います。

次に、これは下水道事業への負担金もありますし、その関係でもお尋ねをしておきたいんですが、昨日の坂田建設の契約について議会はこれを、市長は専決しましたが、承認をしておりません。否決しました。不承認であります。市長はこの問題の具体的な事態の重大さにかんがみて、この対応はきちんとやっていただかなければならない。議会の意思を尊重した対応をすべきだと思いますが、この点について市長の見解を改めてお尋ねをしておきます。

それから次に、新星和のこの開発にかかわってですが、今回減額の修正が出ておるんですが、特に近郊緑地の土地利用の問題で、今研修施設の問題が出ました。この研修施設ですね。何か公共性のあるものであれば、いわゆる近緑区域にも建てられるということで、あと水道の配水池ですか、そういうものもつくるという計画もあるようですが、それとこれとは明らかに内容が違うと思うんです。

今、協定書等を見せていただいて初めてわかったことなんですが、これは急にいろいろいただいたんでわかりづらいんですが、まずつくる研修所の施設及びそれに附属する施設とすると。施設の開放・利用に関する協定書の第1条、第2条ですね。「施設棟の一部」、これを開放施設とすることですね。それで、3条では「前条の開放施設の開放日数は、1カ月につき4回とする」と。4回のその1回の中身というのはわかりませんが、1カ月に4回使わせることだけで、それで公共施設だというふうには絶対にこれはならんと思うんですよ。

こんな協定を結んで今日まで議会には1つも知らずに、地域住民や委員会にこの資料を配ったのはきょうが初めてでしょう、この資料自身が。これは既に平成10年の1月の28日に協定を市長が結んでる。何でこんなもん、今までこういう大規模開発で、しかも近郊緑地における施設を協定を結びながら示さなかったのか。これ自身大変重大ですよ。

もちろん研修施設については業者の研修施設ですから、これは業者の方でつくるんだと思うんで

すが、そんなものを、業者の施設を1カ月4回使うということだけで公共性を持たすというのは、まさにこれは業者と市当局の間での、考え方の上では癒着でしかありませんよ。

それで、基本覚書の問題であります。この基本覚書も、これを見ますと最初は10年の1月、いわゆる9年度の末ですね、平成10年の1月の21日に基本覚書をやって、そこでは2億4,200万円の負担。ところが、それが4月の6日、これはちょうど10年ですから、市長選挙もあった5月、この後すぐに5月に市長選挙もありますが、4月の6日に7,300万ほど国から補助を取ってあげるような仕事になってるわけですが、この事業は住宅宅地供給総合支援事業というんですね。

こういう事業を使って本来、これは当初角谷議員が一般質問してるのを私聞いておいて、市長がそら地区外や、地区外のことやと、新星和がわざわざお金出してくれてるんだと言わんばかりの、そういう印象を私は受けておったんですが、そういうことではなしに、この事業の基本覚書から見ると、この開発では絶対必要不可欠なこの道路、橋といわゆる迂回線をつくらなければ実際上この開発ができない。にもかかわらず、私はそういう印象を市長の答弁から受けておったんですが、それを国費の事業を受けると。

この国費の事業を受けるについては、それなりの説明等であったと思うんですが、当時この問題で市として職員は建設省等へこの説明に行って、この支援を受けるのに動いておらないのかどうか、そしてだれが行ったのか、そのこともあわせて御答弁をいただきたい。

それから次に、こういうせつかくの事業ですから、当然市としていまだ一番問題なのは、もちろんこの新家宮線も大事です。当然このことについては、先ほどもこれまでの同僚議員等からも質問がありました。あそこには小学校もあります。交通渋滞が大変です。だからそれなりの道路対策は必要でしょう。しかし、さらにもう1つ大事なことは駅前です。大森議員からもこの問題がありました。駅前のやっぱりあそこでの対応策をよっぽどしっかり組まないかん。

私も、先ほどから説明も計画課長の方がやって

ましたが、仮に真っすぐ宮線をおりて府道に突き当たって右に曲がって駅へ行って、そこで迂回して、またこの道路を上がってくるというような、上がって、今度つくるバイパスの道路の方に一方通行で入ってやっていくと、こういうふうに。確かにルートはそれ見ると、知らんよそのまちの人が見たら、そらなかなかこれでよくなったと思うだろうけど、あそこで住んでる人たちから見れば、第一あそこで迂回できませんよ、簡単に、實際上。そんなふうに、あその四つ角か五つ角かわかんけども、あの道路の形態はそうなってませんよ。だから計画完成時までに、今でも即でもやらないかん仕事ですが、これは大変なことだと思うんですよ。

だから、私はむしろこの住宅供給総合支援事業、そのことでは一番駅前整備が問題なんだということで、駅前のところの道路問題の解決の事業をきちっと組んで、それに国の支援事業をもらうんならこれはわかりますが、いわゆる新星和の負担金を減らしてやるための事業に出してるというのは一番問題ですよ。7,000万円近く減らしてもらったら、こんな立派な、すばらしい泉南市長さんはないということになると思うんですよ。

そして同時に、大森議員への贈り物がありました。もちろんこれはきちっと返したことは、郵便の送りの書状及びまた相手側からのおわびを兼ねたあいさつ状が来ておりますから明確ですが、これは当選してわずか3カ月の議員に来たんですよ。これは、このことに関係する者は全部こういうものを受けてないかどうか、明確にすべきですよ、市長も含めてね。

そこで、市長には清樟会という立派な業者の後援会がありますね。これは清樟会は一切関係してないんかどうか。この新星和の事業について関係する者が、泉南市に交渉で来ている者も含めて、清樟会に加入しておらないのかどうか。これは市長から明快な答弁を私は聞いておきたい。もしかあればこれは大問題。

それから次に、もう1点、同和教育にかかわってお尋ねをしておきたい。先ごろ我が党の松本議員から、同和教育に関して資料請求しました。6月3日です。7日までに出していただきたいとし

ました。市の教育委員会が大阪府の教育委員会に提出した同和加配の資料についてですが、これを教育長、なぜ出さないんですか。あなたは出さない理由を明確にしなげりゃだめですよ、出さないんなら。

私がこの間あなたとお会いして、そのことを尋ねたときに、あなたはこの……（巴里英一君「何の関係あるの」と呼ぶ）関係ありますよ。予算書見なさい。ちゃんと同和教育に載ってますよ。だから。同和教育について載ってます。載ってないことを私は質問しません。それで、ページ数言うてほしかったら言いますよ、あれこれ言うんなら、よく見てから言うてください。

それから、同和教育の、これは1年間の最終の補正予算ですからね。教育長、なぜ出さないんですか。今情報公開の時代なんですよ。公文書をなぜ出さない。出さない理由を明確に言いなさい。この間、西坂部長等も一緒におられた中で、私お聞きしたときに、私も昨年市内の小・中学校を施設の見学で回りました。市内の小・中学校の学校の門を入ったところに、よく掲示板があります。子供たちに先生方は、はっきりと正しいことは言おうと、はっきり物を言わないかんと、正しいことは、うそ言っちゃいかんと。

やっぱり今、市が大阪府に出した公文書すら公開しないというような、そんなことはないですよ。このことについては、泉南ではもう十数年来、理事者と議会の間で、議長を通じて出したものについては、プライバシーにかかわるもの以外については提出する。だからきょうはいろんな事情があって、いろんなことがあって提出がおくれてた問題とかいう議論がありましたよ。しかし、事業部だって全部出してるんですよ、要求に応じて。なぜ出さないの。出さない理由を教育長、あなた自身ははっきりここで言いなさい。

以上、御答弁によって、また後で質問したいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目は、先日も御答弁申し上げましたように、公用車は使っておりません。

それから、この開発に伴っての絶対条件ではないかということですが、そうではござい

ません。開発を行う場合、絶対要件と協力要件があるかというふうに思いますが、そのことが成就されなければ開発許可がないというものがある絶対条件で、その場合は許可権者は開発区域に必ず入れさします。どうしても道路が不備ということであれば、お迎え道路という形で開発区域に入れさせる。

わかりやすく言いますと、例えば以前ありました市場のハッピータウンですか、あの開発なんかは府道からの進入路が非常に弱い道路でありましたから、そこまですうっと線上に開発区域内に入れさせて許可をしたということがございます。

それから、協力要件といたしましては、和泉砂川サンハイツのマンションの協力として、中の池砂川支線という和泉泉南線に通じます道路、これの拡幅整備等を協力要件としてさしたという経過がございます。ですから、今回の場合は、今おっしゃってる協定の中の分は協力要件ということでございます。

それから、この開発に伴っての清樟会の加入会員が関係してるかどうかということの御質問かということですが、全く私はそういうことは関知をいたしておりません。

議長（藪野 勤君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） 私の方から、先ほど林議員から御指摘の市長公用車の証明となる日誌の件でございます。

この件につきましては、お答えから申し上げますと、私どもの方では日誌を記載しておりませんでした。本来公用車の管理のために日誌を作成するようにという形で、総務課から配付されてることは事実でございますけれども、ここ数年私どもの方の不始末で、その辺のことは記載しておりません。

このことにつきましては、私が適切に指導しなかったということを思いまして責任を痛感してる所です。今後このようなことがないように担当者にも厳重に注意していきたい、こんなふうに思っております。よろしく願います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 研修所のことについて、私の方からお答えをさせていただきたいと思いま

す。

研修所といいましても、先ほどから申しておりますように、どういう内容の研修所か、どういう規模か、またどういう事業者が建設するのか、これが全く決まっておらないところでございます。また、附属の施設につきましてもいろんな施設が考えられます。例えばテニスコートとかゲートボール場とか、いろいろな施設があると思いますが、それらの利用についても、近隣の方、また新しく入居される住宅の方が利用することができるようにということで、協定を結んで開発者に縛りを入れておるということでございます。

それから、月に何回というような使用の規定もいたしておるところでございますが、これによって公共施設というわけではございません。公共的な意味合いを持たした研修所ということで考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 住宅総合支援事業の関係で補助採択の関係ですね。国、建設省の方に採択につきまして陳情に行ったのかどうかということでございますけども、それは国に行ったような事実はございません。地区計画区域内の施設整備のあり方等につきまして、府の担当課の方に相談に行った経過はございますけども、国には行っておりません。

以上です。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 漏れておりまして申しわけございませんでした。

報告第2号の件でございますが、昨日残念ながら承認をいただけなかったということでございます。大変残念に思いますとともに、私どもも今後十分議会の判断という重みを受けとめていかなければいけないというふうに考えております。

ただ、この工事につきましては、平成10年度の緊急経済対策の一環としての事業でございまして、10年度契約というのが前提でございました。なおかつ、事業そのものが雨水管の築造工事ということでございますので、今後とも一層この事業の早期完成に向けて全力で取り組みたいと、そしてできるだけ早くこの機能が発揮できるようにす

るということが、私どもの務めであるというふうに思っております。

〔林 治君「契約どうするんかと聞いているのに答弁せえへん。議長こんなんしてたら何ぼでも質問せなあかんのやで、同じことを。市長すらまともに答えへん。はっきりどっちか言うたらええ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 林議員さんの御質問にお答えいたします。

6月の3日、松本議員さんから資料請求をいただきました。二度にわたりまして林議員様と一緒に話し合いの場に立たしていただいたんですが、各学校から出ております要望書につきましては、あくまで学校長の判断でまとめたものでございます。その資料をそのままお示しするというのはできませんということ、それが1点でございます。

それからもう1点は、個人のプライバシーにかかわるような条項とございますが、そういうものもございまして、その2点で資料の提出はお断りをいたしました。

それで、教育委員会の責任でもって、その要望書のまとめたものを提出させていただくということで、その分については資料を提出させていただいた、こういう経緯でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 中身のことじゃないんでね、市長の政治姿勢の方は。

まず、順番に行きますが、私は、市長が公用車を使っていないということについて証明できるかと言うたんですよ。使っていませんという、それだけじゃあかんのですよ。いわゆる日曜日のお休みの日に市長が私用で行ったんじゃないんですよ。その日は、6月11日、金曜日、午後3時でしょう。砂川ゴルフ場。3時から5時過ぎまであったんでしょう。いやいや、違うんやったら違うで、ちゃんとはっきりとその日の日程について、みんなが理解できるように一度できちつと言うたらどうですか。

そのときに、あなたは車で行ってらんです、乗せてもらって。だれに乗せてもろてどう行ったん

か、言いなさいや。やっぱり言うべきですよ。泉南の市長が行動したんやから。

それから、夕方砂川荘へ行ったのは、これは市長が公務として行ったんでしょう。そうでしょう。砂川荘で宴会であろうと何でも公務であったんでしょう。私はそのことは別にあれこれ言うてるんと違います。だからその間の行動は、あなたは自分の足で歩いて行ったんと違うんやから、それをきちっと言うべきですよ。

それから、秘書課長、あなたは長いこと秘書課長をします。市長の信頼も厚いんでしょう。市長の信頼が厚かったら、市条例みたいななんどうでもええというような態度であつたらあかんのですよ。市条例。市条例に何て書いてあるか、あなたわかってますか。これ、わかってますか。今答弁したことについて。どうなんですか。わかって答弁したんか、市の条例にどう書いてるかということについて。まず、私はこの点から御答弁をお2人に求めたい。

議長（藪野 勤君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） まず、6月11日の日程につきまして、市長の日程を作成するというんですか、管理させていただいております私の方から御報告申し上げたいと思います。

6月11日の後援会の行事でございますけれども、このことにつきましては6月11日の3時ごろから1時間程度あったかと思えます。それで、このときは公務もございませんでしたので、市長から指示もありましたし、その辺のところを私用の行事として私たちの方は扱っていただきました。そういう形でございましたので、その行事は私用ということで考えておりましたので、公用車の用意はしておりませんでした。

それで、事実関係は、そのときに私どもの公用車を運転している者が午後から、詳しくは2時半ごろから早退しております。その用事も済んだということで、あと市長を自分の車で、運転手の車でその後援会の会場へ送っていった。これが事実関係でございます。

それから、私とその条例を知らないのかという御意見でございます。先ほどの恐らく運転日誌の件のことだと思います。泉南市の車両管理規定と

いうのがございまして、その第10条第5項に、備えつけの運転日誌に運転時間、走行キロ数、車両の状況を記入しなければならない、このように明記されております。ですから、この辺のところを私が適切に指導しなかったということについては、深く反省しているところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

2番（林 治君） これは市長、条例でこのように、今課長も認めたようにきちっと書かなければならないものを、運転時間、走行距離、車両の状況を記入しなければならないとなってるんですよ。ならないものを、ここ数年ですよ、ちゃらんぼらんでほったらかしてる。私が確認したら1カ月ごとまとめて書くんやとか。そんなもん書けることないんですよ。これは市長、あなたどう思ってるか知らんけども、市長としての公務上の身分をきちっと保障できないということなんですよ、これは、後で事実関係を確認する上でも。

例えば、今このことの運転記録があれば、ちゃんと運転記録こうですと簡単に済むんですよ。たとえ疑われたことがあったとしたら。それすらできないんです。そんなん話にならないですよ。しかも、専用の職員がついてるんですよ、運転手として。一体何をしてたんか。そんなの、担当の職員も含めてこれは重大な問題ですよ。市長としてもこの問題について指導をどうするんか、はっきり言いなさい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 3時ごろからしばらくおりましたけども、それはさっき言いましたように、私用車を借りて行っております。その後、火災予防協会の総会がございましたので、そこへ送っていただきました。それから後は自分で歩いて家まで帰ったわけです。そういうことでございます。

ただ、その間の事務処理について、私が直接申し上げるのがいいんかどうかわかりませんが、十分対応していなかったということについては、これは決められたことでございますから、きちっとさせなければいけないということでございますから、厳しく対応して、今後かかることのないようにしたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） この問題でも、私は市長の足元からこういうことでは本当にぐあい悪いです。身近なところからきちっとやるべきですし、嚴重注意しときなさい。1つも注意しようという気もない。

それから、坂田建設の契約については、議会の重みを受けとめて、これは新たに提案をされるんですか。新たに入札行為されるんですか。どうですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは既に専決処分いたしておりますので、本契約を締結いたしております。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） それは、本来専決処分できない金額のものを、あなたは補助金の関係でやったわけでしょう。泉南の行政上の仕事は、大事な仕事がたくさんあるんです。しかし、それは法に基づいてやっていかなあかん。

それで、少なくとも1億5,000万以上ですから、これはきちっと市長としては本来議会に、これが必要なら直ちに臨時議会を開いてでも対応すべきですよ、契約の前に。それをやってきて、今議会の多数がこの契約はだめだという結論を出したんですよ。改めてですね。

しかも、あなたはさっき何か言いましたね。10年度の国内の景気浮揚策といいますか、政府自身がそういう事業として、そういう意味ですね。経済対策としてね。経済対策ならなおさら地元の土木建設業者の皆さんのどなたかに、これは不公正なこと、談合があったらいけませんよ。そやけど、公正に入札してなら、何で地元の業者に落ちるようにしてやらないか。それが地元の業者の経済のための発展につながるんですよ。それはぐあい悪いですよ。そんなことは、議会の決定を尊重するんなら、もう一編契約をやり直すべきですよ。そのこともあわせてお尋ねしておきます。

それから、もう1つ、先ほど新星和に関連してお尋ねしたところ、全く関知をしていないと。勝手に都合のいいこと言うちゃいかんで、関知していないんじゃないしに、私は関知はしていないようなことじゃないしに、よくわかってるんだと思う

んですが、個人会員は何人ですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 後援会の人数までは、今持っておりません。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 個人会員も、ゴルフに何人寄ったんか、それは知りませんが、何百人も寄ってないと思うんですよ。大体あなたが把握できる範囲で、表彰もやったんでしょう。市長の自分の後援会やから。そこでおったかどうかもわかるでしょう。関知してないことないんですよ。わかってて言わないだけじゃないですか。

私は、そういうことではもしいづれ——あなたは関知してないということは、逆に言えば、これは関知してないけれども、おるかもわからないと。おっても私は関知してないという答弁なんですね。清樟会の会員が関係して、この開発で動いていないとは言わないんですね。そうですね。どうなんですか、言えるんですか言えないんですか、どっちですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そういうことは全く、個人の行動まで把握できるわけがございませんし、それは全く公務とは関係のない話でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 公務と関係ない——大阪府の選管に出されてるのは、現職の泉南市長の後援会として登録されておって、政治関係団体、政党で登録されておって、その会員なんですよ、市長。何で市外の業者が——泉南の市民ならわかりますよ。泉南市長は立派な、まじめな人やと、応援しようかと。市外の業者が泉南の市長に後援会活動やいうて応援したって意味ないですがな。あるとすれば、泉南市のお仕事いただくだけです。利益を得るだけですがな。それから見れば、今公務とは関係ないなんて言えませんよ。

問題はそういうややこしいことがないんやったらない、会員の人が一切関係してないんやったら関係してない。はっきりしたらいいんです。それは言えないんですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは個々人がいろんな生

活をやっているわけですから、あるいは事業をやったり、あるいは御商売をされたりしているわけですから、そういう内容まで関知すべきことではないということを申し上げてるわけです。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） あれこれいろいろと市長、私はそんな勝手に御商売してることを聞いているのと違うんです。泉南市のこの開発にかかわって関係ないかどうかということを知っているんですよ。簡単なんです。それをあれこれ言って、話を紛らわして、何度も何度も同じ質問をさせるようなことしなさんな。議長もいらだってきますよ。そら困りますよ、私は。冒頭に議長は、ちゃんとの確に答弁しなさいと言うたでしょうが。答弁せんかったら、何回もやらなしやあないやないか。はっきりしなさい。どうなんですか。関係ないんやったら関係ないってはっきり言うたらいいんです。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 関知もしておりませんし、私とは全く関係のない話でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 私と言っても、市長としてですね。本会議場ですからね。それは清樟会の会員でうろろうしてたら、これはまた問題です。

それから、そこで言うておきますが、次にこれは改めて、またの機会も含めて、あと時間を議長も早くというふうにさっきからサインを送られてるので……。

それから、新星和のことについての関係では、先ほど答弁いただきましたが、肝心なことを1つ答弁をいただいております。この事業について私はバイパスの——これちょっと呼び方を教えてほしいんですが、L型の今度やる仕事のことですけども、ここでいわゆる地区外であろうと、覚書も協定も結んで全額負担をしますという約束をさせられる内容のものであるわけですよ。この開発自身がそういうものなんです。そこそこに、あなた方からいただいた基本覚書ですか、その中に明確にそのことが書かれてあるんですよ。

私は勝手にどこかから文書を持ってきて言うてるんじゃないんですよ。基本覚書の中に明確に、この開発に当たって覚書を締結すると。そして、

各年度に必要な事業のすべては負担すると。明確に相手も認め得る事業なんです。これが開発の許可の段階でそのことに応じざるを得なかった内容があるわけです。これは、そのすべてについてこれからいろいろ明らかになっていくでしょう。だから、それは単に協力というものじゃなしに、そら言い方としては絶対条件だとか協力条件だとか言ったところにしろ、この協力条件は絶対やらなければならない協力条件なんですよ、いえば。

だから、そういう点でこの協力条件を、6,000万円も7,000万円も国費で助けると。さっき国へ絶対行ってないということですが、大阪府への申請だけで済ましたと。これは事実がそうであればそれでいいんですが、しかし市の職員もいろいろとこのことで動かされてるわけですね。どうせ動くんなら、私はこの新星和の負担を軽くしてやるために動くんじゃなしに、あそこの駅前の整備のためにこそ、一番の大問題になるあそこの整備のためにこそもっと国の予算を、この開発に伴って起こり得る整備をきちっとやるべきだと思うんですよ。そして、ここのところは全額負担しといってもらいたいんですよ。何でそういうことしたんかなと、これは疑問として消えません。そのことについて御意見があればお聞きしたい。

同時に、今突然出てきた資料、議長、たくさんあるんでね、どの資料が準備もこっちもできてないですから間違ったら困るんですが、施設の開放・利用に関する協定書、ここで先ほども言いましたけども、1カ月に4回のことを部長が公共的意味合いを持たしたものだ。公共的意味合いを持たしたからといって、近緑区域内での施設建設をこれが了解され得るのかどうか。そして、いまだこの施設の建設についてはだれがすると、その財政的負担はだれがするとわからないし、それからどのようなものをつくるかもわからない。

ところが、この中身を見ると、ちょっと資料があっちこっちいって申しわけないんです。ほんまはちょっと時間欲しいんですが、この内容を見ると、書いてあることから見ると、決してゲートボールだとかテニスコートだとか、そういう性格のものではないようにこの文面から明らかになっておると私は思うんです。

何らかの施設建設——施設建設で広い意味ではそういうものも入るのかもわかりませんが、しかし、この計画の第1条は「研修所」及びそれに附属する施設、第2条では「施設棟の一部」及びそれに附属する施設（以下「開放施設」という）と。だから、この施設棟——棟というようなものはゲートボール場じゃないしね。棟というのは、建物という意味ですよ。棟というのは、屋根もあって受ける木もあって柱もあるんですよ。だからそういう意味では——いやいや屋根付きの全天候型の施設だというのかもわかりませんが、そういうものなのかどうか。

しかも、これ1カ月にわずか4回ですよ。ようこんな協定結んだですわ。ごまかしですがな。たぶらかしですがな。仮にこういう施設に、施設の内容によっては、例えば駐車場がなかったらあの新家地域の人たちだって、仮に新家地域というふうに——いや樽井の僕、林はあきませんと言われるかわからへんけど、新家の地域の人だったら文句ないはずですね。そしたらそのときでも、車や何かで仮に行くとしたら、駐車場も必要になるんですよ。ここで。だから、そういうものは絶対にあかんのかどうか。もっと明確にしとかな、後でいろいろ問題が起こるんじゃないですか、これ。

私はそういう意味で、例えばこの施設の中身で駐車場がどうなってるんかどうかというふうなことも含めて、これははっきりさせていただきたい。

あと教育委員会の問題、その次にお聞きします。
議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 覚書の件につきましてお答えをいたします。

まず、基本覚書、それから基本覚書の変更覚書と、この2つの関係でございますけども、まず基本覚書につきましては、締結日が平成10年の1月の21日と、事業的には平成9年度の締結日でございます。変更の方は平成10年の4月の6日ということでございますので、平成10年度事業の執行期間内ということでございます。

ということは、当然補助採択の関係でどうなるかというようなことにつきましては、府の指導も受けながら、基本覚書するときには調整作業は継続中だったわけですが、いわゆる補助基本額

等、額の確定見込みが全くついてなかったという段階でしたので、一応やる箇所につきましてはこのような覚書で締結したということで、変更につきましてはその後府との調整等ができて、補助基本額の見込みがついたということで、覚書の変更をしたということでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 研修所の件でございますが、先ほどからも何遍も申し上げておられますとおり、どこが建てるのか、どの位置に建てるのか、どういう規模になるのか、いつの時期になるのか、これは全く決まっておらないわけでございます、また附属の施設につきましても、ゲートボールをつくるんやらテニスコートをつくるんやらプールをつくるのやら、全く決まっていなくてございますので、駐車場も含めまして、それらの利用についての規定をするということとはできないわけでございます。

〔林 治君「2点ちょっと答弁してくださいよ。坂田建設のこと」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君に申し上げます。今の論議が何回か質疑と応答がございまして、それで平行線をたどっておりますし……。

〔林 治君「違います。ちょっと議長」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 議長、そんなこと言わんと、まだ答弁してないのに、平行的も平行的でないも、答弁出てきてないですよ。例えば、もう一遍言いましょうか。これ数に入れんといってくださいよ。カウントにせんといってくださいよ、議長。

〔「カウントしてあったらとっくに終わってるわ」の声あり〕

22番（林 治君） 議員はな、12カ月給料もろてやってるんや、議員は。年に4回の議場や。そんなもん十分質問したらええやないか。要らんこと言うな。

きょう、さっきから私が言うてる住宅供給総合支援事業で、この新星和に負担を軽くするようなもんを事業にせん、駅前が一番みんなが望んでるここの問題、新星和の負担がそれ全部最初にあったんやから、それやってもらって、いやこれも

できる、駅前の方もこの住宅開発事業にかかわって整備ができて国庫補助ももらえるんだったら、それはそれでいいですよ。それ取ってきなさいよ、そしたら。その上で新星和にもサービスしてやるんやったら、それはまたあんた方が考えて議会に報告してくれたらいいんですよ。

それをせんと、新星和だけにこんな国費で賄ってやって、肝心のこれだけの事業であと大変になることについて、対応策もまともになしのままで、そこだけお茶を濁してしもたらこれは問題ですよ。そのことをひとつも——もうこれ3回言うんです、議長、同じ質問を。答弁がないんです。答弁ないことをあれこれ言われても、これは質問とめようがないですよ。それが1点。

それから、坂田建設の入札問題も、市長、最後にもう一度明確にこのことについては——このことについてのもう一度ですよ。本来、いろんなやるべきことはたくさんあっても、みんな大事なことばかりですよ。しかし、不公正なことになったらいかんから私は言ってるんです。これはそういう意味で、議会の議決に対応して、改めて入札すべきではないかと。国の経済支援なら泉南の市内の業者が優先的に仕事が受注できるようにやるべきではないか。そのことについての答弁がまだないんで、改めて——2回目です、同じ質問は。答弁ないことはしようないです。

そして、教育長の方も先にもう一度言うときます。教育長、各学校からの要望書だろうと何であろうと、市の公文書として大阪府の府教委に出したものですよ。それで、個人のプライバシーというのに、具体的に名前を明記してるんですか。ものによっては個人名を伏せてでも出してるんですよ。

例えば、堺の教育委員会では学校の職員会議の会議録も、裁判所の決定で最終的に出しましたよ、これは。ただし、個人名のところは伏せてね。これは職員会議ですから、具体的に個人名も上がってますからね。これは一切個人名入ってないでしょう。何がプライバシーですか。そういう社会的現象についてですね。だから同和加配が必要だと出したんでしょう。そういうあなた方の主観で、あなた学校の先生でしょう、もともと。何が主観

か客観かわからんのですか。泉南市の教育長ですよ、いやしくも。泉南の市議会でもまともな答弁せないけませんよ。

あなた方の書いたものは主観が入ってるじゃないか。その中に個人名が入ってるんかどうか、入ってたらそこを伏せて出したらいいんですよ。まず、入ってるかどうかだけでも答弁しなさい。そして、入ってなければ出しなさい。

今、情報公開の時代ですよ。ここに泉南市の情報公開条例の素案も出てます。基本的には、市としてはまだこの条例ができておらなくても、泉南市としては今理事者提案で出されてるんですから、このことを前提に物事を考えるべきです、一般的にも。しかし、市民的にはそういう形になるでしょう、手続上必要だし。議会と理事者の間では、早くからこのことは確立されてるんですよ。それをあなたが打ち破るんですか、議会との信頼関係を。そんな重大なこと、あなたやるんですか。議長名で出してるんですよ。許されんですよ、それは。はっきりしなさい。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほど来、坂田建設の報告の第2号、専決処分の承認を求めるについて重ねての御質問でございますが、先ほど市長も申し上げましたとおり、我々としては公正に入札をした結果でございますので、議会で御承認賜らなかつたという点については、大変我々も力不足、申しわけないとは存じますが、規定どおり本契約を交わしておりますので、淡々と工事を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 池上道路公園課長。

〔和気 豊君「今の答弁になってないぞ。何聞いとるんや、助役は」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） お静かに。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 新家駅南地区地区計画区域内の施設整備の関係でございますけども、地区計画の関係で若干説明させていただきますと、先ほど来御答弁申し上げてますように、新家駅南地区の地区計画として都市計画決定されました区域内の道路施設の整備という形で事業化を進めたものでございます。

その中で、当然地区計画の中の事業でございま

すので、関係の地元の連絡協議会等関係団体にも説明させていただいて、かつまた事業的には当該事業の事業説明会等もさせていただいております。したがって、いわゆる新家駅南地区地区計画内の施設整備の事業という位置づけでもって立ち上げたということでございます。

ですから、この地区計画の中には、この道路だけじゃなくて、過去から例えば新家の駅前広場の工事とか、当然地区計画内のいろんな施設整備を進めておるわけですけど、その中の1つの事業ということでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 林議員の再度の質問にお答えいたします。

同和加配と申しますのは、基本的に府・国の施策であります。したがって、同和加配の措置は市教育委員会に対するヒアリングを通して決定されるものであります。学校におきましては、年間の学力あるいは進路の保障に関する取り組みを総括し、次年度の課題を明らかにする中で、次年度の同和加配要望を学校長の名により取りまとめたものであります。その要望を受けて、市教育委員会としまして府に要望するものでございますので、したがって教育委員会の判断で提出することは困難であります。

また、個人名が書かれているかどうかという御質問がございましたけれども、個人名はアルファベット等を使ったりというようなことで具体的に特定できないまでも、児童・生徒の生活や学力の実態が詳細に記述されており、教育活動の中で知り得たことでありますので、外部に出すことは不適切であると考えております。したがって、教育委員会の責任におきましてその対応を取りまとめ、御提出申し上げたということでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 林君、念のために申し上げます。質問時間は1時間を超えた状況でございますので、よろしく御配慮賜りたいと思います。林君。

22番（林 治君） そのつもりで質問をさせ

ていただきます。

最終の補正予算ですから、それだけに多岐にわたっております。また答弁が、何度言っても同じことを、例えば助役がまた今度出てきて、市長の言うたことをオウム返しだけに言って、私は条例上の規定との関係を含め、また市内業者を優先させてやっていくことも含めて、そういう立場からこの問題に対処せないかんし、ましてや議会の議決もあつたではないかと。そういう議決に沿って、その意を酌んだ対応をすべきではないかと、そのことを申し上げてるんですが、そのことは一切無視、これではね。具体的に提起した問題についてきちっと答弁して、やっぱり法的な問題を含めて回答をしていただきたいというふうに思うんです。

それから、ちょっと課長から地区計画云々の話がありました。しかし、地区計画は新家南地区計画の中にこのことが入ってることはわかってます。あの向田橋のところも入ってるのはわかってます、全体としては、そんなことはいっつも聞いてないんですよ、私は。何でそんな答弁を何度も同じようにされるんか。これ、もしか課長がわかってないんなら部長、部長がわかってなかったら助役、助役がわかってなかったら市長が答弁しなさいや。そうでしょう。そんなこと私聞いてないでしょう、中身としては。

市長、この住宅支援事業は国費で負担してくれると。いろんな理由があつて国費で負担してくれると。これは国費が出ると、そういう住宅開発を促進するために。そして、国費で地域整備ができるんなら、より一番効果的な地域整備、市民の税金が少しでも少なくて済むように……。

それで、今の向田橋のことは、基本覚書にもあるように全額負担するということになってるわけですから、これは業者に負担してもらって、業者を7,000万円も助けずに、私は駅前整備、もうみんな口開けば新家の関係のです。私は樽井のことしか言えへんかったんやけども、新家のこと言うのは生まれて初めてやけども、しかし新家の駅のことはいつも思いますよ、あこへ行ったら。大変ですがな。あその状態をそのままにして308戸ふえてきたら、もうそれこそ先ほど都市計画課長から言われたような、ピーク時には車が大変

ですし、そのことを考えたらやっぱりそのことをどうするかということにもっと頭を使わなあかんし、金も使わないかんことなんですよ。私はそう思いますよ。そのことについてなぜ考えなかったのかと。

一企業の経済的支援をするよりも、何で公金、いわゆる国の税金や市民の税金を有効に使った事業をやらないんか。このことについてはまだほかにもありますが、この時点ではこれとどめておきますが、これは本当にそう思いますよ。そのことについては何遍言うても、これ今4回目ですか、同じ質問。全く違う答弁をしてるから、そのことについての回答をしていただかないと、そら議長から厳しく言われても、これは議長、ちゃんと質疑を聞いてくれてたら、全然トンチンカンな答弁で済ませてしまうというのはね。

これは今もらったばかりの資料やけど、私も南地区計画も全部見てますよ。南地区計画の云々というような話じゃなしに、一部に入ってますとか入ってませんか、そんなことは聞いてませんよ。的確に答えてくださいよ、市としてはそんなこと考えてないと。いや新皇和にさえああやっているいと援助できたらええというんやったら、そらそれでもいいですよ。それはあんたの、そっちの好きに答弁したらいいんですよ。そのことはどうかと聞いているんやから、そのことに答えてください。

それから、教育長は同和加配についていろんな具体的な説明、何かえらい説明をしていますが、だからというて、公文書ですよ。公開をしない理由じゃないですよ。公開しない理由。あなたの口から、3回目でようやく個人の名前は入ってないと、アルファベットで入ってるとか云々の話ですから、それが理由でしょう。出さない理由はそれだけでしょう、實際上。

学校長の判断でまとめたものであれ何であれ、あなた、ここは泉南市議会ですよ。議員にも公開しないって、行政進められませんかよ。あなた方の判断だけで問題だから議会というのはあるんですよ。だから議会という仕組みがあるんですよ。議会も、共通の公文書ですよ。私文書じゃないんですよ。それを我々が要求して我々にも、泉南の市

民の税金を、府民の税金を使ってやる事業ですよ。おまえらには見せられへん。おれやったら賢うて偉いけども、おまえらに見せられへんて、そういう態度やないか、それやったら。議員をなめてるんか。

我々議員も市民の、ましてや子供たちの幸せのために考える、その責任も権利もありますよ。議会というところはそういうところじゃないですか。そこでお互いに、言うてならないこと、してはならないこと、わきまえた議論をやったらいいんじゃないですか。そのためには材料がなかったらできないでしょう。そのための材料提供として、ましてやちゃんと議長を通じて資料請求してるものを何で出さんの。民主主義に反するやないか。

地方自治体の議会というのは民主主義の、いや地方自治体そのものが民主主義の学校とも言われてることは、あなたよく知ってるでしょう。我々も共通の材料でお互いに、これは伏せとこうと言えば、伏せとこうということで議論はできるじゃないですか。なぜ出さないんです。あなた方だけが特別偉いんか。

子供たちに正しいことをはっきり物言おうとか教えてて、教えてる人がそんなことじゃそら話にならんですよ。

議長（藪野 勤君） 山内部長。

事業部長（山内 洋君） 新家南地区の地区内の事業について、私の方から御答弁をさせていただきますと思います。

住宅地供給総合支援事業につきましては、これは開発者を支援するためのものではございません。地区内の住宅についての促進を図る、また周辺の住民の方たちの交通の利便も図るという目的をもって、道路の改修事業を実施しておるところでございます。また、補助事業でございますので、そのための補助金でございまして、特段またそれを新家駅前の整備に使うというわけにはまいりませんので、この点は御了承いただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する……

〔林 治君「議長、今の質問に答えてくれてない」と呼ぶ〕

〔小山広明君「議事進行で、議長」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 質疑中にチョンといきなり切るというふうなことはやめてください。でないと不安で我々質問したり聞いたらへんわけですから、もうこれで終わりますよとか、終わるためには1つのルールなり手続があるでしょう。それは今回、この議会で2回目ですよ、そのやり方は、だから、それは一回議論しとるわけですから、切る場合には切る手順をちゃんと踏んで、切るなら切ってくださいよ。切るなどは言わんけどね。そんなもんいきなり切られたらどないもありませんで。頼んまっせ。

議長（藪野 勤君） ただいまの議事進行に対しまして、再度議運の中でも申し上げておりますが、会議規則等によりますところの議員の常識の範囲の問題でございまして、切る、切らないというような状況の中で、議長が全般的に議会運営を裁量するということについては、それなりの配慮を議長はしております。その点を、小山君の今の議事進行については、先ほどからそれだけの時間経過なり回数については申し上げておるわけでございますので、その裁量については議長の方にございますので、そのことを了解願います。

答弁を願います。亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほど資料請求ということで、議会に対して云々の林議員さんからのお話がありました。

教育委員会といたしまして、すべてその提出を拒否すると、こういうことではございません。議会に対しまして信用していないとか、そういうことで提出をさせていただかないということではなくて、先ほどから何度も申し上げておりますように、学校長の名によりまして取りまとめたものであって、その要望を受けて市の教育委員会が府に要望するものでありますので、教育委員会の判断で提出するということが困難であるということ、それから個人のプライバシーというんですか、特定ができないまでもいろんなことが詳述されておりまして、それは教育活動の中で知り得たことでございますので、そのことを取りまとめさせていただいて提出させていただいたと、こういうことでございますので、ひとつ御理解のほどよろしく

お願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 林君。これで質問を終結しますから。

2番（林 治君） はい。教育長、そういうことは理由にならないんですよ。そういうことは、そしたら皆それぞれの事業のいろんな分野があるんですよ、行政の側というのは、その事業の中でのことですからとか、それを言われたら全部拒否できるんですよ、議会に対して。

それはあなたの、これはこんな言葉が悪かったらまた撤回しますけど、へ理屈になるんですよ、それは、實際上。そんな、あなたのとこだけが聖域で、出さないで済むというふうなことないんですよ。きちっと公文書で出したものですよ。あなた何を考えておられるんか、私はほんとに不思議に思いますよ。今出てるこの原案がこのまま通るかどうとかいろいろありますよ。しかし、少なくとも市長部局で考えて、教育委員会もこの中に入ってるんですよ。

情報、実施機関が職務上作成し、または取得した文書、図面及び写真、磁気テープ云々もあって、そういうものであって実施機関において決裁または供覧の手続が完了し、現に管理しているもの——これを情報とって、実施機関は市長、教育委員会、選挙管理委員会云々とあるんですよ。あなた、教育委員会の教育長になったからと思って、特別なものだというふうに思って言うてるから問題があるんですよ。

学校教育、今どうなってますか。冒頭の一般質問の中でもあったでしょう。あなただけの力で今できないんでしょう、対処が。議会も共同して、この議会の中で学校教育のことについて、一般質問から今議会が始まりましたけども、教育問題で質問した議員もおりますよ。だめなんですか。議論ができないんですか。なぜ出せないんですか。あなた方、特別ななんですか。公文書やないか。なぜ出さないんですか。私はそんな答弁で絶対に承服できませんよ。そんなもんけしからんですよ。

私は、そういうことは議長の名においてもこれは許すべきことじゃないと、議長、思いますよ。出すべきですよ。それは勝手な見解ですがな。再度提出を求めます。

議長（藪野 勤君） 以上で林君の質問を終結いたします。

ほかにございませんか。

〔和気 豊君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほど助役もいわゆる条例には1億5,000万以上が議決事項になってると。そのことについて聞いているのに、そのことについては答弁してない。議決事項である、条例で決められている議決事項が優先なのか、専決権が優先するのか、そのことぐらいはやっぱり明確にすべきですよ。我々聞いてわかれへんわけやから。

それと、先ほどから教育長が答弁しておりますが、公文書であれば入らなあかんわけや。言わなあかんわけよ。

〔嶋本五男君「議事進行と違う」と呼ぶ〕

13番（和気 豊君） いやいや、そんなこともない。議事のあり方について言うてるんや。議事のあり方について言うてるんです。そんなことぐらいわからへんのか。

議長（藪野 勤君） 和気君に申し上げます。議事進行についての発言でございますけれども、ただいまの中で、議決権が先行するか専決権が先行するのかと。

13番（和気 豊君） そのことぐらいは答えなあかんというふうに議事進行で言うてるわけだから。

議長（藪野 勤君） それは議事進行ではありません。

〔和気 豊君「そんなことない」と呼ぶ〕

〔東 重弘君「議長の裁量権や」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。

〔和気 豊君「答えなさい」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） それは議事進行ではございません。

〔和気 豊君「議事進行じゃ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 議事進行ではございません。議長の判断でございます。

〔林 治君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 議長ね、せめて質問したことに回答があってから、終わるんなら終わるに

してくださいよ。せめてそのぐらいのことを議長は保証していただかないと、僕は最後に1点しまずと言うたんですから、その保証は議長、幾ら何でもしていただかないと、答弁なしで座ったままで黙って終わられたら、議会というのはありませんがな、それだったら。

議長（藪野 勤君） 教育長も、林君の質問に対しては誠意をもって答えておるといふうに私の方で判断いたしております。その中で、林君が十分に満足される回答でなくとも、それは一定の事情の問題のあるところでございますので。

〔林 治君「議長、違います。今の答弁終わってない。してないと言うてるんです。質問を議長が許しておいて、答弁してないと言うてるんです」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） わかりました。議事進行ということで発言をいただいて、再度その答弁を求められておるわけでございますので、教育長の答弁を求めます。教育長。

教育長（亀田章道君） 再々度の御質問にお答えいたします。

先ほどから進展がないというふうにおっしゃるかもわかりませんが、先ほどからの2点の理由からお示しをできないということで御理解をいただきたいと思います。何も議会を無視しているとか、そういうことでは絶対ございません。今確かに公開条例というような、そういう時代で、本市議会におきましても追っつけそういう形の提案がなされますけれども、その辺のところを我々も十分認識を深めまして、鋭意公開という形で頑張ったいと思いますけれども、今の段階におきましては、先ほどから何度も申し上げておりますように、2点の理由からちょっとお示しするというのは困難であると、このようにお答えしたいと思います。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） ほかに質問ございませんか。——成田君。

14番（成田政彦君） 1点だけお伺いします。さっきの同和教育の資料の問題なんですけど、私はこの問題について非常に危惧しております。林さんが言うた情開、そういう立場から質問を私は

するんじゃないくて、さっきの同和加配の資料の問題ですね。問題は、同和問題は聖域であるのかと、1つ、同和に関する資料は聖域問題であるのかという。なぜ同和問題に関する資料は提供できないのか。

それから、まず同和加配の問題ですから生徒のことが書かれていますね。そうすると、同和地区の生徒のことが書かれとると、それはどういうことが書かれとるんですか、中身に。それを見たら、その文書を見たら差別的にとらえられるという、そういう文書なんですか。でなかったら出したらいいでしょう、別に恥ずかしくないやん。その文書を我々が見たら差別的にとられるという、そんな文書なんですか。文書の中身についてプライバシーとあなた方言うたでしょう。プライバシー、よくわかりますわ、僕。一般的にはプライバシー、よくわかりますよ。

同和地域の問題について、同和加配についてのプライバシーは一体何ですか、教えてください。何がプライバシー、中身を言うたとどういう問題がプライバシーになって、こういうことは公表できないと。例えば鳴滝地区の子供たちのことが詳しく書かれておるからそれは出せない。差別や、それだったら。その文書は差別でっせ、はっきり言うた。同和のその問題について何がプライバシーですか、教えてくださいよ。何がプライバシーで公表できないんですか。具体的に。それは納得できませんよ、そんなこと、情報公開の時代に。

それで、僕の質問に教育長が、それは同和問題で同和地区のことが詳しく書かれとると、生徒の学歴、そういうのが低いとか、そう言うたら共産党にちゃんと解決する問題だと言われるとあかんで、そういう問題なのかね。そういう点で具体的に答えなさいよ。プライバシーの問題、一体何ですか。一体何がそこに書かれとるんですか。

いや、プライバシーははっきりあなた言うたんや、プライバシーということ。だから、そういうことは書かれてないなら書かれてないでいいですわ。一切差別的なことは書かれてないと。そういうふうな受け取られると、そういうことはない。でなかったら出したらええやない。だから同和問題が聖域になるんですよ、そうするとこれは。

一切同和問題については公表しないと。同和問題については一切公表しないとということになりますよ、それは。

教育だけがなぜか公表しないんですわ。事業部は全部公表してますよ。だれが、家賃払ってないやつ全部わかりますよ。事業部は全部提供してますよ。人名で公表しない。事業部は全部公表しますよ。家賃の滞納も。いや、家賃の滞納は公表してますよ。家賃の滞納は何件あって、全部公表してますよ。個人名は一切公表しないですよ。だから個人名はA、B、C、Dだったらいい。A、B、C、Dだったら別にそんなものわかれへんよ、だれだということは。

議長（藪野 勤君） 成田君に申し上げます。ただいまの質問の趣旨は同和加配の資料の提出の問題でございまして、それに対する内容は、前質問者の林君とも異なるところがないと判断いたします。これにつきましては、多少のその表現の中で問題がございます。それにつきましては、答弁を求めますが、議長の方から成田君に申し上げます。

答弁を求めます。吉野教育指導部参与。

教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）
成田議員の御質問に御答弁させていただきます。

先ほど来教育長が申し上げておりますように、同和加配の要望書の中には、個々の児童・生徒の学力の実態、あるいは家庭生活の実態等が詳細に書かれております。書かなければその子の実態がわからないということです。ただし、当然のこととして個人が特定できるような内容にはなっておりませんが、そういったことが記載されてると。

そのことが差別につながるのかということですが、当然学校の目的というのはあくまでも子供たちの学力や進路の保障を目指す1つの手だてとしての同和加配の要望でありますから、そのことがいわゆる差別につながるということは、基本的にあってはならないことですし、そういった目的でつくってるものでもございません。

ただし、一般論ですけども、文書になったものが不特定多数の中に明らかになっていくということの中で見ると、今の差別のある状況下の中にそういった資料が不特定多数に出回るということに

つきましては、一般論ですが、差別につながることもあり得るということは、そうであるというふうに私は理解いたしております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） そんな差別、そんなもんつくるなよ、ほんとに。だから同和加配必要ないねん。そんなもんつくるなよ、そしたら。外に出すことができないものをつくるものじゃないですよ。教育委員会が、正規の論議をする、教育するところが、そんな外に出せないものをつくるなよ、同和加配と称して。それが間違っとるんですよ。

それで終わります。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 日本共産党泉南市議員団を代表し、反対の立場から討論をしまいいります。

過般来からの論議で問題になっております下水道の入札関係、坂田建設への契約の問題であります。これに係る予算、いわゆる下水道事業特別会計への繰出金ということで計上されております。また、論議の過程の中で明らかになりましたように、議決条例にのっとった議決が優先されるのか、それとも専決が優先されるのか、このことについて論議があったわけですが、このことについての討論もありません。議会の議員が質問した、そのことに対する明確な答弁もない。こういうことで予算が執行されるということは、これ1つとってみても許されない問題であります。

他に、新家の新星和不動産の開発に絡む問題もありますし、また最終予算でありますから、当然同和関係の姿勢もこの予算で、同和教育にかかわる問題もこの予算で問われるところであります。

以上、数点特徴的な点を申し述べ、反対の討論といたします。

以上であります。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後8時20分 休憩

午後9時33分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市新家（大池）財産区会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 報告第6号、専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市新家（大池）財産区会計補正予算（第1号））について説明をさせていただきます。

新家（大池）財産区会計につきましては、当初予算で歳入として預金利子3,000円を計上し、197万9,000円の予算編成を行い、歳入歳出予算を定めたところでございます。

平成10年度におきまして、新家地区土地改良総合整備事業に地元公共事業補助金として全額執行するため、新家（大池）財産区が消滅することに伴い、歳入予算において預金利子が当初見込み額より4,000円多くなり、198万3,000円となるため、歳入歳出においてそれぞれ補正する必要が生じたためでございます。

簡単でございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。——巴里君。

25番（巴里英一君） 財産区会計ですが、この財産区はどういった性格を持つものでしょうか。

そして、これはどの法律に基づいて執行されているか。

もう1点は、今後この形をいつまでこういった財産区的なものを扱うのか。この3点です。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この新家（大池）の財産区でございますが、昭和61年度に設立されてございます。そのときの設立の原因でございますが、市道にかかります池の池敷が用地買収となったため、その当時の財産売り払い収入として465万9,000円にて設立されたものでございます。その後、この財産区に、いわゆる新家大池に係ります各農業施設関係に手だてしてきてるものでございます。

一般的に本市の場合、財産区設立につきましては、特に土地処分等、そういう関係で設立されておるのが今のところ一般的なものでございまして、従来のその制度を踏襲していくという形を今のところとってるところでございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 議長も私と一緒に、お体が丈夫でないで非常に疲れかと思えます。本来ならこういう問題は、あるいはこういう財産区という問題は、本来は地方自治法第294条に基づく財産区でなくてはならないはずなんです。それをなぜこういう形にならずに、財産区的財産というような表現なのか。だから、これは予算委員会で樽井財産区を言われましたけども、どこに根拠があるのかなと。設立根拠なんですね。これを1点。

そして、61年に設立したと。この財産区——これは財産区になってますからね、財産区という表現は僕は正しくないのではないかというふうに思うんですが、その点。

そして、先ほど総務部長がお答えなさいましたけども、当分と言うて、当分というのはわかりませんので、これは私有財産なら私有財産としてきちっと整理をする時期に来てるんじゃないですかというふうに私は思います。特に当市も財政収支が非常に悪化してる状況にありますから、そのためにはいかに行政の財産管理運営、あるいは歳入に資するべく方向で論議をされないのかというふ

うに思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員ただいま御指摘の件につきましては、この11年度当初予算の予算委員会におきまして、いろいろと御指摘なりまた御論議なりいただいたところでございます。

確かにその点につきましては、いろいろと課題を持ってると私ども認識しておりますが、現在のところ即議員の御質問に対します我々の1つの回答というものをまだ出すに至ってないところが現実でございます。

今後、確かに議員御指摘の点につきまして、鋭意研究してまいりたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） しつこいように聞こえるかわかりませんが、財産区と聞けば、財産区的財産という答えをなされるわけですよ。その場合、ここで表現は財産区となってるんですよ。財産区的財産ではないんですね。表現は財産区財産というふうに答弁の中でよく出てきますわ。しかし、財産区というならば、第294条に基づく財産管理の問題が出てくるから、その点の整合性とかそういったものをきちっと整理しなければならないのではないのかということなんです。そのために処分も含めて、今後いつをめどにこういうものを——こういうものと言うのは失礼ですね、これは財産区と言うてますから、この財産区的財産の扱いを、方針をもう出すべきじゃないのかなというふうに思うんです。

それから、もう一度全部集めて、例えばそれぞれ区別、大きくは区というのがありますが、そこで1つにまとめて財産区管理会をつくるとか、これは議会で承認すればいいという問題も片一方ありますが、単独財産にするのか、それとも市としてきちんと処理をして、市の歳入に寄与するということになるのかということをお聞きしてるんですが、先ほど聞いてると、逆にいつまでこうやとかいう考え方を持ってませんので、その点もう少し明らかにできませんか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 確かに御指摘のように、

現在のところ財産区という形になりますと、その体をなしておるのは、御承知のとおり樽井財産区というのが本市内におきましてあるのが唯一でございます。

そして、市町村の合併当時、その辺の整理ができておればよかったと思うんですけども、その財産区の目録と申しますか、それ自体が完全な形で整理されていないのが現実だと思っております。

それで、今後議員御指摘のような、どういうふうな形にするのかということに入ります前に、1つのそういうふうな財産区目録と申しますか、そういうものの整理が大事ではないかと思っております。その点につきまして、どういうふうな手法でその辺を整理をしていくのかというふうなところから、私どももいたしましては検討に入らせていただきたいと思っておりますので、しばらく時間の猶予をお願いしたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 三界に家なして横で言ってますけども、これは話が違いますが。

財産区という表現がある限り、樽井財産区のように特別地方公共団体的扱いを、あるいは扱いとつくよりも団体にならなきゃならないわけですよ。みなし財産区という言いの方がまだわかりやすいのかな、この場合は。そういうことなんでしょう。

新家の大池の場合61年から既にあると。そしてこれはもう13年ぐらいたってるわけですね。これより古いやつはあるんですか。もっと古い、私が知らない財産区。そういうものも含めて、今ある、残されてる——これは表現しにくい。僕は財産区として認めませんけどもね。そういうものが一括して今後論議されて、処分も含めて、それを地権者というか何というか、利用権といいますかね、そういう方々、それにかかわる方々のこれも含めて、そういう扱いはどういう方向で出すのかなというふうに思うわけなんです。そういう論議のポイントになる部分があれば、こうこう、こうこうだとあればお示しいただければと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 財産区財産ですけども、その内容となりますと、いわゆるよく今言われま

す、ため池のほかには山林とか、いろんな形態があるわけですね。その形態によりまして、その地域におきます保全の形態と申しますか、地域でもっての維持管理の仕方も多様になってると思います。そういうふうなことを今即、市域、泉南市ですね、旧6カ町村ございますが、それを一括して一様にして1つの決まりと申しますか、縛るといふことはなかなかできにくいこととございまして、それをやっていくとすれば、従来の各地域にございます各多様なその辺の財産についての分類と申しますか、そういうふうな精査から始めていく必要がある、かなり作業のかかる問題でございます。

また、それについて、その財産区処理を仮にするとした場合、今までの歴史的な経過も多様であると思えますし、それを地域の方々を含めて全市民的な1つの合意形成をやっていくとなりますと、かなりのプロセスと申しますか、時間のかかる問題だと思っております。

そういう問題につきまして、どういうふうなことで具体的にその辺の行程があるのかということ、やはり我々もいたしましては、これから他市の先進的な事例も参考にしながら研究してまいりたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

〔巴里英一君「議長、最後に」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 部長、これは先ほど申し上げた財産区的扱いという理解なんですね。294条に基づく扱いという理解でいいんですかね、これは。うなずいてくれて結構ですけども、それに準ずる扱いだということでは理解しなかったら、これ理解できないんですよ。根拠がなくなってしまうんですよ。こういう扱いで過去ずっと来たわけでしょう。来たわけですね。これずっとふえ続けてるんですね、財産区的財産が。これ、もうそろそろ皆さん方の事務量も含めて、そういう扱いは整理すべき時期に来てるんじゃないかなと私は思います。こういう論議しない限りはいつまでも続いていくと違うかなと。

それで、もともとこれを今生きる皆さん方を含めて、私たちもですけども、これを整理してあげることが、その点すっきりするのと違うかと。す

つきりさすことが、それぞれの関係する住民も含めてですが、かえって肩の荷がおりる。市もそれなりの収入を得るといった結果につながる。そのことが民意へ反映させると。もともと財産区財産はふえることないんですよ、財産区は。これは減らして最終的に消滅することが、本来の財産区、地方公共団体としての扱いなんです。これは言わずもがなの話ですから。それが減らないままずっとふえてきてるといのが、私から見てもちょっと奇異に感じるんです。

今後、今おっしゃってるように、できるだけ早急に、これは最終的には市長の判断になるのかなと思うんですが、出す議案になりますから、そういう方向で考えられるのかどうかということが1つと、それと、財産区として存在さすなら、やっぱり94条に基づく扱いをきちんと、それは議会で統括するならするで結構ですが、そういう方向で整理をし直す必要があると違うかと。それぞれ全部一括してでいいですよ。それぞれ財産区という、的財産でも結構ですが、出る場合はそれぞれ個々に全部違うんですね。その都度、刷ってる冊数も多くなるし手間もかかるし、それに対し1人かかり切りになるしとか、むだが非常に多くなってくる。

ということから見たら、これは整理する時期に来てるといことも含めて、今後どういう形で整理していけばいいのかという論議は必要だと思し、関係する諸住民にかけては、きちっと説明してこうなんだということが必要やと思います。しかし、ポイントをきちんと押さえて、有効な利用の方向を見出していただけるかどうかを御答弁いただければありがたいかなというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 議員おっしゃるとおり、財産区の定義が、本市といたしましては合併協議書にも載ってるとおり、樽井財産区だけでございます。その他の財産は、合併当時の町へ帰属するというのが合併協議書の内容でございます。

しかし、他地域の財産区、特に池関係がまずあります。それなんかの財産を処分した場合、即協議書に乗かってやはり市へ帰属するというようなことが、まず過去には問題があり、やはり議員

おっしゃるとおり、何とかみなし的な財産区的な、そういうものの扱いはできないかというのが地域からの要望もありまして、今現在のやり方をやっておるところでございます。

しかし、やはり考えてみれば、これが一定長い歴史の中でこういう財産区的財産を財産区会計を設置しまして管理している状況で、やはりこれからも地域との協議も十分必要であります。そして、総務部長も答弁いたしましたとおり、どういう方策がまずあるのかなというようなことも、今私たちは見通しも立てておりません。しかし、一定見直す時期があるんじゃないかというのは十分認識しております。

しかし、これについてはやっぱり地域との協議も十分必要であり、我々としてもどういう形で会計を持って管理していくかという方策もやはり十分に研究する必要もありますので、いましばらく時間をいただきとうございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。——林君。

2番（林 治君） 今若干の議論が、私も簡単にしておきたいと思うんですが、本議案ではいわゆる預金利子が4,000円あったから、この補正でこの新家（大池）の財産区会計を消滅させると。会計も消滅させるんですか。財産区の消滅ということと、この会計も消滅するのかどうかですね。

それで、歳出では198万3,000円というのがあって、あと今回4,000円追加で、その4,000円は地元公共事業補助金という格好で支出するんだというふうにあるんですが、じゃこの4,000円はどこへ行くのかですね。どういうふうに使われるのか、それをちょっとはつきりさしてほしいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど申しましたように、この財産区は61年に池の用地の部分を道路用地のために処分したための財源をもちまして設立されたということでございます。そういう経過がございます。その財産区の会計は毎年度この新家大池かかりの地域の農業施設に充当してきた

という経過がございます。

それで、今回その予算すべてがその農業用施設に充当されるということに伴いまして、この財産区も消滅するということになるわけでございます。そして、今回の充当先は新家の農業用水のバイプラインの事業に充てるものでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 私の質問でそんなに難しいこと言うてないんです。どこにこのあと4,000円行くんですかと言うたんです。今、事業内容は言いましたけども、新家の農業用水で、用水の中へこの4,000円ほうり込むんですか。違うでしょう。そんなこと聞いてないんですよ、私。お金やからどこか渡す先があるんでしょう。そして、そこがその新家の農業用水の事業をしてる何とか何とかのどこへ渡すんじゃないんですか。それがわからんから、ちょっと説明書類に本来書いておくべきです。

議長（藪野 勤君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 説明申し上げます。

この198万3,000円につきましては、現在農林水産課の方で行っております新家地区土地改良総合整備事業に一般会計の繰出金ということで、3月31日に執行しております。一般会計の方へ繰り出しておるということでございます。

〔林 治君「4,000円も」と呼ぶ〕

総務部総務課長（馬野史朗君） その4,000円の利子も含めて全部繰り出しておるということでございます。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、報告第7号 専決処分の承認

を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由、並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第7号、専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号））について御説明を申し上げます。

本予算について変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会へ報告をし、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成10年度実施事業に充当される起債が融通決定されたことによる起債限度額の変更、決算見込み額の決定に伴う歳入歳出予算の減額補正措置及び平成10年度実施の下水道建設事業の繰り越しが確定したことにより繰越明許費を専決処分したものでございます。

97ページをお開きを願います。歳入歳出の総額からそれぞれ9,374万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ42億1,805万7,000円とするものでございます。

99ページをお開きを願います。歳入の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。分担金及び負担金1,460万円の減額でございますが、これは受益者負担金の減額でございます。

次に、市債の8,980万円の減額でございますが、これは下水道事業債の確定による減額でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。100ページでございます。総務管理費は、南大阪湾岸南部流域下水道組合維持管理負担金等の執行額確定により3,549万円の減額でございます。

また、下水道建設費につきましては、府施行の流域下水道建設事業負担金等の精算により、4,535万4,000円の減額となっております。

次に、公債費でございますが、当初予定しておりました発行利率が昨今の金利情勢により低金利で発行しましたことによりまして、1,290万円の減額となったものでございます。

議案書の101ページの第2表繰越明許費につきましては、3億8,221万8,000円となっております。

また、議案書の102ページの第3表地方債補正につきましては、先ほど御説明いたしました下水道事業債の確定により限度額を8,980万円減額するものでございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——北出君。

21番（北出寧啓君） 繰越明許費が3億8,200万円ほどですか。繰越明許費を除いて、本年度の事業総額を述べていただきたいんです。

それで、補正後の地方債が今回18億ですか、という形でいいんでしょうか。それで、補正後の起債総額153億という形になっていってるわけだと思えますけれども、昨年度の答弁で今年度は大体毎年22億程度の工事総額、本年度から大体半額の11億円ぐらいに減額してくるという方向だったと思うんですが、間違いがあればちょっとその点の御説明をお願いいたします。

それと、利子ですけれども、まだ確定してないわけですが、例えば大蔵省の資金運用部であるとかかなり高利の利率になってまいりますし、大体今はどの辺で推移してるのかもお示し願いたい。とりあえずお答えください。

議長（藪野 勤君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） お答えいたします。

建設費でございますけれども、お手元の議案書の105ページからでございますけれども、この下水道建設費は泉南市が施行しております公共下水道事業と大阪府が施行しております流域下水道事業費の総額でございます。

繰り越しの費用でございますけれども、この繰り越しの費用につきましては、本市が施行しており

ます公共下水道の事業の方の繰越額でございます。公共下水道事業費といたしましては、平成10年度の公共下水道の執行額でございますけれども、3次補正の補正もございましたので、流域負担金を含めまして総額32億でございますけれども、流域下水道の負担金が約3億8,800万でございますので、それを引いた値、すなわち約28億が本市の公共下水道事業の事業費でございます。

また、平成11年度の予算でございますけれども、先ほど申しました流域下水道の事業費も含めまして、当初予算で約20億計上しております。

下水道事業の中には汚水と雨水があるんですけども、来年の春に雨水の方の整備を終わる、概成するという目標を持っておりますので、本年につきましては昨年並みの事業費、ただし約10億減っておりますのは、補正等で10年度に前倒しした分がございまして減っておりますけれども、本年につきましても公共下水道と流域下水道合わせまして約20億の予算を組んでおります。

〔北出寧啓君「利子」と呼ぶ〕

下水道部整備課長（岡田敏男君） お待ちください。

〔北出寧啓君「議長、ちょっともう1つ忘れてると思うんで、いいですか。調べてる最中ですけど」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 利子率と、それとあと平成11年度、雨水と汚水を分けて、20億円をちょっと分けて言ってください。

下水道部整備課長（岡田敏男君） わかりました。予算上でございますけれども、平成11年度でございますね。平成11年度につきましては、事業の中には国費補助対象の事業と市単独の事業がありますけれども、今手元には国費対象の事業費の内訳しかございませんので、国費対象事業費で申しますと、市の公共下水の工事請負の割合で申しますと、雨水が約10億で、汚水が約4億でございます。ただ、このほかに先ほど申しました流域下水道負担金ですとか、各設計委託費等でございますので、おおむね同様の割合といたしますと、約3対1ぐらいの割合で雨水の事業をやっております。

ただし、汚水の整備につきましては、御案内の

とおり面整備につきましては単独費用になっておりますので、その割合を換算いたしますと、工事費で申しますと約2対1ぐらいの割合で、雨水が2、汚水整備が1の割合になっております。

利子につきましては、調べさせていただきます。
議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今の時間に調べていただけるんですね、利子。少し時間を待たせていただきます。

助役、前に答弁いただきましたよね。半額減額ということでお聞きいたしております。ただ、この場合雨水の部分が残っておりますので、これは市長、年内か来年ぐらいでほぼ完了すると思うんで、この点はもういいと思いますけれども、汚水全体で、今後汚水になることによって大体半分の減額になってくるといって方向で考えていらっしゃいますか。その辺。

そして、前回減額、半額ぐらいに移行するということだったんですけれども、その推移の状況は現時点でもそのような判断をされているのでしょうか、ちょっとその辺お聞きいたしたい。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 事業費をどう見るかということで、財政的な視点から下水道ともいろいろと話し合いを進めております。

さきの北出議員の御質問に、前回でしたか、お答えを申し上げましたのは、先ほども少し触れておりましたけども、11年度で雨水の方の事業が大体概成すると。したがって、事業費全体をやはり半分程度に絞っていくと、汚水中心にやっていくと。そうしていかないと市の財政、具体的には一般会計からの繰出金という形で出ていくわけですが、非常に厳しいということを申し上げております。

したがって、事業費についての具体的な数字といえますか、減る数字が明らかになっていくのは12年度以降かなというふうに考えております。ただ、先日来お配りをしております財政計画の中期的な展望では、さらに絞り込まないと、今後の長期的な推移を見ていきますと苦しいなということがございます。もちろん雨水の方が全然なくなるというわけではございませんけれども、汚水

中心に、しかもかなり絞ってやっていかざるを得ないというのが、現在の私どもの考え方でございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 簡単に整理させていただきますと、今回の汚水、雨水両方合わせた下水道整備が約30億円として、この分2対1の比率で雨水の方が20億円であると。それが12年度からほぼゼロに近い状況になる。ゼロではないでしょう。数億円ぐらいかかるんだと思いますけれども、総額10億円前後になって、今後12年度以降は推移していくということでしょうか。もう一回確認させていただきたいと思います。

それから、利子で今調べていただいているんですけれども、ちょっとここに書いてのを見ますと、政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還、また低金利に借りかえることができる、と書いてあるんですけれども、こういう条件ができるんですか。固定金利ではなくて低金利に借りかえができるというふうに附帯条件を書いておりますが、それは可能なかどうかというのがちょっと私としては疑問なんです。答弁願います。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 1点目について、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど北出議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。平成12年度ぐらいからそういう額で推移をするといえますか、していくべきではないかというのが現在の考え方でございます。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えいたします。

現在、政府資金で借りておりますのは1.3%でございます。

それから、借りかえということでございますけれども、うちの下水道で起債を借りてる状況ですが、その状況の金利については、借りかえられるような高い金利は、今のところ歴史が浅いのでございません。高い金利がもしあれば、いろいろ借りかえの条件がございますので、その条件をクリアし

たらいけるということでございます。

以上、そういうことでございます。よろしく。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） だから、借りかえ条件がクリアできたらできるというのは当たり前の話なんですよね。ここでは借りかえができるというふうに日本語で書かれておまして、これは100%借りかえができるというふうに私は読んでますよね。部長の今の御発言だと、できるものはできるし、できないものはできないという御発言だと思うので、ここの文意といささか意味が異なると思うんですけど、その辺もう一回整理してください。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。えらい失礼しました。

金利の高い分についてはいろいろと条件がございますけど、借りかえはできるということでございます。うちの今借りておるのは、金利が低うございますので、できないということでございます。議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） まだ不明なんですけども、今のところは高金利で借りてるものはないということですね。今後、高金利で借りることがあっても、低金利に借りかえということは可能であろうということですか。できるというように断定的表現なんです、ここね。余り言葉じりをつかまえないんですけれども。——わかりました。そういうふうに理解させていただきます。

以上、結構です。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって報告第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、報告第8号 専決処分の承認

を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 報告第8号、専決処分の承認を求めるにつきまして、内容の御説明を申し上げます。議案書109ページをお開き願います。

まず、専決の理由でございますが、平成10年度における総配水量が増加し、その不足分の水量を府営水道より受水する必要が生じたので、専決をしたものでございます。なお、この専決に係ります補正予算の説明につきましては、113ページとなっておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

これは収益的支出の補正でございますが、節区分としては、受水費2,595万円となっております。この金額の内容でございますが、これは府営水道から今回の不足分として受水をいたしました水量33万1,725立方メートルでございます。なお、この水量に対しまして、府営水道の単価74円50銭を乗じ、さらに消費税分を加算いたしまして2,595万円となったものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって報告第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、報告第9号 専決処分の承認

を求めるについて（平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第9号、専決処分の承認を求めるについて（平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））につきまして、御説明を申し上げます。

専決理由につきましては、給食センターにおける食器消毒保管庫が故障し、食器の消毒ができなくなりましたため、新たに購入する必要が生じたので、緊急に経費の予算措置が必要となり、専決処分をいたしましたものでございます。

117ページでございます。歳入歳出の総額にそれぞれ141万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ200億6,221万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、122ページの学校給食センター費の備品購入費として141万8,000円を補正し、食器消毒保管庫を購入するものでございます。

一方、歳入につきましては、121ページに記載のとおりでございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——大森君。

5番（大森和夫君） 夏を迎えて食中毒の心配があるんで、特にお伺いしたいんですけども、食器保管庫がこの当時、この修理というか購入する分含めて、昭和50年に買ったやつが2つですかね、それから51年に買ったやつが1つあって、古いやつが3つあるとお聞きしてるんですけども、あとの2つの分が食器の保管庫としての寿命というか、耐久性はあるのか。

前々回でしたか、私、一般質問で質問させてもらいました食缶保管器も、これは非常に古いというふうに給食センターの方からお聞きしてるんで

すけども、夏に向けての食中毒の対策を含めてお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回の食器消毒保管庫につきましては、御指摘のように昭和50年のが2基、それから51年購入が1基ということにして、そのうち50年度分のもが今回機能を低下してしまったということでございます。あとの2基につきましては十分機能しておりますが、点検を怠らないよう確認していきたいと思っております。

それから、食缶消毒保管器のことですが、前年度も御指摘をいただきました。去年、その御指摘いただいた年度に修理をいたしまして、現在十分機能しております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 学校の施設の問題、それから学級崩壊の問題等、子供たちをめぐる情勢というか、大変なことがずっと議論になってますので、こういう給食の問題も絶えず現場の声とか子供さんの声を聞いて対応していただくようお願いいたします。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって報告第9号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第10号 専決処分の承認を求めるについて（平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第10号、専決処分承認を求めるについて（平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））について御説明を申し上げます。

専決の理由でございますが、平成10年度一般会計の出納が平成11年5月31日をもって閉鎖されるにつきまして、6,773万円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成11年度予算において不足額の予算措置が必要なため専決処分をしたものでございます。

補正の内容でございますが、127ページをお開きを願います。歳入歳出の総額にそれぞれ6,773万円を追加いたしまして、201億2,994万8,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、131ページから132ページに記載をいたしておるとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 最終的には6,700万何がしかの赤字が出たと、こういうことなんですが、その主たる原因をどういふふうにお考えられるのか。かつてない赤字を計上しているわけですから。

それと、なおかつ繰越明許がこれぐらいあるわけですから、繰越明許を実際上当年度でやっておれば、その分、執行分が必要になるわけですから、歳出分が必要になるわけですから、繰越明許をやっておらなければさらに赤字が増大するという大変な最終補正になっているわけですが、その辺の主たる原因をどういふふうにお考えになっているのか、その点を明確にしていきたい、こういうふうに思います。

議長（藪野 勤君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 和気議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成10年度の決算で実質収支で6,773万円の赤字ということで、今回繰上充用させていただいてるんですけども、我々財政当局としてその原因といたしまして、歳入においてやはり関西国際空港の開港に伴って、空港関連税収が平成8年度をピークとして、その後償却資産の影響などにより低下傾向にあり、また空港関連以外の市税収入全体で過去10年間増加してきました。しかし、景気の低迷などによりまして、今年度10年度決算において減少に転じました。

また反面、歳出においても、現在、決算集計中で詳しいあれは出てないんですけども、空港開港を契機として都市基盤整備を進めてきた。その結果、人件費や公債費などの義務的経費が確実に増加し、赤字の要因となったということでございます。

それと、繰越明許を含めてもっと赤になるんじゃないかということでございますけれども、10年度一般会計の決算で、歳入といたしまして194億6,637万4,000円、そして歳出で194億8,812万7,000円、差し引きいたしますと2,175万3,000円の実質収支で赤字でございます。そして翌年度、今和気議員言われました繰越明許で一般財源相当分につきまして4,597万6,000円を翌年度の財源に送っていきます。その関係で実質6,773万円の赤字ということでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 11年度予算で6,700万何がしかのいわゆる10年度の赤字補てんをしなければならぬ。これだけ財源不足になるわけですね、11年度は。補正をしてるわけです。

そういう点で、もう既に固定資産税とか、そういうものを充てて税の先取りをすると、こういうことになるわけですけど、この辺10年度のいわゆる最終を見れば、八十幾らでしたかね。去年よりも悪くなっている。いわゆる空港税収を除くと76%強ということで、去年よりも1%以上税収は悪くなってきている。さらに、ここで6,000何がしかの財源不足になるわけですから、これは大変なことになるというふうに思うんですが、

その辺の対応策、これをもう一般的で結構です、時間もありませんから。それで特にこの辺は市長にお伺いをしたいというふうに思うんですが、その辺の確たる見通し、根拠。数字は結構ですから、政治的な判断も含めてお願いします。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 財政運営上の一番の課題というのは、一に税収の確保ということに尽きるかというふうに思っております。

私ども税担当も、休日あるいは夜間の臨戸徴収、部長級も含めて対応して一定の成果は上げておりますけれども、滞繰が非常に多いということもありまして、率としては低下をしてきておるということでございますので、今後その税収の確保ということを最大の我々の課題というふうに位置づけて、体制の整備、あるいはまた府の方からも一定期間経験者も来ていただいて、一緒にスクラムを組んでやっていくということも考えておりますので、11年度、非常に厳しい中ではございますが、ぜひさらなる捕捉、確保に努めていくように全力で取り組む覚悟でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 市長、ちょっと今、私わからなかった部分があるんですが、大阪府の方からそういう手なれの人を確保してと、こういうことなんですが、それは具体的にどういうことなんでしょうか。また、出向職員を府から1人引き抜くといえますか配置をすると、こういうことになるんでしょうか。ちょっと私よく聞き取れなかったんで、その辺どうなるのか、お示しをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 中田参与。

総務部参与（中田正純君） お答え申し上げます。

大阪府の方でも税収が集まりにくいということで、特別の査察班というんですか、徴収班がございまして、そういったことで私どもの方も府下ワーストワンという徴収率でございますので、大阪府の特別の徴収班と合同で、いわゆる臨戸で税金を集めに行くというような話を進めているところでございます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） これだけの赤字が出たんで、次年度のやつから処理するということですけども、今の会計処理では悪さが見えにくいということで、複式簿記、バランスシート、つまり貸借対照表による処理が今検討されているんだと思うんですけども、そういう処理方法についての検討はされているわけですか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員御指摘のように、自治体におきます明朗会計という観点から、企業等で用いておりますバランスシートと申しますが貸借対照表、そういうような導入についていると論議されており、また具体的にそういう点につきまして検討をされつつあるという事例も承知してございます。

議員御指摘のように、今後本市の財政運営につきまして、やはり公開性と申しますか、より市民に広く知っていただくという観点からも、そういう点について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 先般の日経で、京都市の財政をこの複式簿記会計、つまりバランスシートの見たときにどういう結果になったかということが記事としてあったわけですけども、意外に財政状態は健全だという結論が出てるわけです。つまり、いいとこ、悪いとこがはっきり見えてくるというふうな会計処理だと僕自身は判断してるわけですけども、なるべくやっぱり市民が見てわかるような財政会計処理を今後検討されるということですので、なるべく早く検討をして、なるべく早く実施に移してほしいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 歳出関連ですけども、この間予算委員会でも助役にちょっと発言させていただいたコンピューターの入札関係ですね。各項目ほとんど、去年からことしにかけてコンピューターの購入はかなり多いと思うんです。その支出の枠組み、どういう形で入札されてるのか、ちょっとお聞かせ願ひたいんですけども、ちょっ

と細か過ぎますか。でも、歳入歳出予算補正の中で、抽象論議だけでも、赤字を減らすためにも。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。
助役（遠藤裕司君） 予算の委員会の中でも同様の御指摘をいただきまして、どうも議員の御経験からいくとコンピューターというのはもっと安く、率直に申し上げますと日本橋あたりへ行けばもっと安く手に入ると違うんかいよというふうな御意見だったというふうに思っております。

申しわけございませんが、今直接根拠を持っておりませんが、それも総務部の担当の室長の方に指示をして、ほんとにそういう買い方ができるのかということで今検討しておりますので、今ちょっと答えを持ち合わせておりませんが、比較的そういう我々の役所のルールにのっとった形で、できるだけ安いものを購入するという方法についても検討しておりますが、いろいろ何か制約があるというふうなことは聞いておりますが、具体的な根拠を今ちょっとお示しできませんので、その点については後日また御報告もさせていただこうと思っております。ちょっとそれで御容赦いただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ちょっと老婆心ながら申し上げさせていただきますけれども、日本橋云々ということで、一定額面、その程度に恐らく入札は入ってくるんじゃないかなとは思ってます。

ただ、例えば去年が大体CPUでも300から333とか400ぐらいに上がってきまして、今433とか500まで行っておりまして、例えば半年前の機械を買えば相当安いんですね。CPUはそんなに上がったところで、機能にそんなに差はないんですよ。だから、これを例えば入札のときに新型ばかりで入札が入っちゃうと非常に高額で入札しなきゃならないという問題があるんです。これが1つです。

もう1つは、デルとかゲートウェイとかアメリカ系統の機種というのは、大体日本製より10万ぐらい安いですから、性能は全然変わりませんから、今後購入計画を立てるときに、その2点だけでも考慮されれば、1台につき10万ぐらいは減額できるんじゃないかと。非常にこの財政危機の

中、そういう選択は可能であるし、すべきだと思うんです。ただ、外国産の場合は入札の問題とか、いろいろ手続上の問題はありますけれども、それは検討を加えていただいて、より低額で購入できるという形にちょっと努めていただきたいと思います。要請させていただきます。

それと、これ、私がちょっとなくしたんかどうかわからないですけど、中期的財政展望案ですね。林議員が持ってらっしゃって、私は持っていないんですね。みんなに配っていただきましたか。西浦議員も確認してないと言うので、ひょっとしたらと思ったんですけど、私の誤解だったんですかね。わかりました。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——
——小山君。

2番（小山広明君） 私、議員になってこういう予算措置は初めてなんですけども、役所の会計というのはプラマイゼロで、赤字とか黒字というのが余りピンと来なくてずっと議員やっとなんですが、今回こういう形で6,700万という赤字補てんをします。次年度収入から回すという、こういう措置をされとるんですが、今の状況からいっても、閑空の収入はピークを超えたということですから、そういう点で今年度入る予定を前年度へ回すわけですね、収入をね。その根拠というのは、一体具体的に何からどう回すのかですね。

今回の予算も、11年度予算というんか、今年度予算も目いっぱい予算を組んで執行しているんですけど。きょうに至ってこういう今年度分から前年度分の支払いが足らんようになったから回すんだという、こういう説明だと思んですが、一体これはどういうようになるのか。また、来年度もそういうことを繰り返していくという、そういうことが可能性としては十分あり得るのかと。

それと、我々は地方自治体はつぶれないと思ってるんですが、そういう次の年度の収入を見込んで予算を組んでいくということに泉南市がこれから入っていくのかどうかですね。そうなることについて、基本的にどういうふうな防衛をしていくのか。この辺、初めてのことなんでね。こういう処理が地方自治法なんかでも縛りがあると

のように説明があったんですが、この辺の役所の、こういう予定収入がなく、歳出は予定どおり基本的には出していくと思うんですが、そういう点では予算を組んでおりますから、歳出が予算を超えて出るということはないと思うんで、恐らく歳入予定が狂ったのではないかなと思うんですが、その辺の基本的な御説明をまずしていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 自治体において処理の仕方として赤字にはならないのではないかということでございますけども、本市は今回12年ぶりという形で、12年前にも数年間続いてございました。そして、府下でも10年度、まだ会計決算が府下の公表は9月以降になるわけでございますけども、漏れ聞くとところによりますと、泉州区域でもほかに泉南以外にも1ないし2自治体が赤字になるんじゃないかと。9年度の赤字の自治体も府下で数市ございました。

それと、会計処理の方法といたしましては、会計は別になるわけでございますけども、次に御審議いただく国民健康保険の特会におきます会計処理、この手法ですね。これを一般会計においてもやっておるということで、処理方法としてはこういう方式として従前からあるということでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） ちょっと通り一遍の説明で、事の重大性がひしひしと伝わってこないんです、この状態がですね。いわゆることしに入った予算を使っとるわけですから、それを次年度取り崩すといえば、それは次年度でとまればいいんですけど、次年度また来年度から取り崩す——国保がそうなるのは根本的なそういう構造的な問題があるからわかりますよ、国保の場合はね。国保でそういう処理をしとるから一般会計でもて、一般会計というのはもとのもとですから、国保に対しても一般会計がついとるから国保は維持しとるんであって、そのもとの一般会計で、国保でもやっとるんだからそういう処理ですわということでは、余りにも12年ぶりに数年間続いたということの市民に与える影響ですね。次の年度に使う予算を

使うわけですから、これはやっぱり市民にもこのことがいかに重大かということがわかるような説明がないと、いや、ないから、国保でもやっとるから来年度から取り崩してるんですわでは、私は余りにもこの認識が、そうではないとは思いますが、危機感がないんじゃないかなという感じがするんですね。

そういうことでいけば、永遠にそら次年度のを取っていったらいいんですから。次年度は次年度で予定があるわけですからね。そこは今の説明ではこの問題が一体どういう問題を持つとるのかということがちょっとわからないんですが、もう少しわかるように御説明いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 失礼いたしました。手法としてそういうことがあるということでありまして、現在の財政の危機的状況、これにつきましてはいろいろと議会においても御論議いただいておりますし、今回そういう今までの状況の中を総括いたしまして、そして今後の14年度までの財政予測を立てさせていただいたのが、今回の先ほど御紹介ございました中期的財政予測という中身でございます。

その中で、今までの過去、平成元年からこの平成10年までの状況等をいろいろと総括する中で、今の財政状況の厳しさというのを表現と申しますが、記載してございます。それをもとに今後14年までにどのぐらいの赤字になるのかということで表記してきてるわけでございます。

時間的なこともございまして、具体的にはちょっとはしよるわけでございますけども、財政予測におきましては4章立てでその辺の内容等を紹介する中で、今後いわゆる事業費を含まないでも14年までに14億の赤字、そして現在ございます公共公債、これの基金が約20億ございますが、それを取り崩し、毎年度必要な事業経費に投入するといったしまして、14年までに現在ございます20億の基金を取り崩して、なお3億の不足が生じるということで、一般的に大ざっぱでございますが、11年度程度の事業執行を行っていくとすれば、14年度で17億程度の赤字となるという、説明的に大ざっぱでございますけども、それをど

ういうふうクリアしていくのかということ、歳入を削って、歳出をどれだけ削減するのかということ、これを具体的に目標を立てておるのが、今回の財政予測という中身になってございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 私の関心の先のお話がずっと説明があるんですが、いわゆる予算の組み方として、歳出は予定どおり使うというのは基本的な原則ですから使うとして、減ったのは歳入が減ったわけでしょう。

歳入というのは、我々いつも予算が出されるときに、いわゆる実際に取れるだけの金額と組まれてくる予算にかなり大きな差があって、そこはあなた方が、取る態勢はこれだけあるけども、実際はこれぐらいしか取れないという数字、我々の常識から見たらかなり低い数字をカウントしとるんですね。ここの見方1つなんでしょう、この赤字、黒字というたって。実際は会社では取るべき債権があれば、それも入れれば黒字になると思うんですね。だから、実際取れるもののカウントの仕方ということの問題性です。

ですから、初めて12年ぶりに出たこの問題性を、一体どこに具体的な問題があったのか、これからどう対応するかはこれから議論したらいいと思うんですが、今回こういうような措置をせざるを得なくなったことの、あなた方が感じているようにこの問題の持つ意味というのは、市民に与えるショックは大きいと思うんですよ。6,700万なんですよ、赤字が。しかも、それは次年度の収入、次年度の予算から取り崩すんだという、そういう表現として伝わるわけですから。

だから、そういう点でこういう12年ぶりの――それはいつでも取るべき対象の量と、実際これぐらいしか歳入できないでしょうということの中であなた方がずっとやってくるから、基本的には私は慢性的なそういう問題性を持つと思うけども、そういうことはあなた方は安全な道をとる、安全な1つの運営をしようとして、私はいつも低い金額、こんなものは簡単に取れるという金額を出して、そこで予算を組んどるように思うんですけどね。そういうような手法の中でなおこういう状態が起きたということが、私は重大じゃないか

なと思うんですよ。もっともっと取るべき金はあるわけでしょう。

そういうことで、こういう赤字、財源不足、次年度から補てんをするという初めての活字が今回出てきとるわけなんですわね。そういう点でもう少し、こういうことがどうして起こったのか。そして、今後これ数年続くというわけですから、来年はもっと苦しくなるわけですね、取っちゃうわけですから。そういうことでのきちっとした分析をした説明をいただかないと、今後の手法はいろいろな手法があると思いますよ。しかし、こういう財源不足から次年度取り崩すというものが生じた財政運営のまずさというんか責任、市民に与えるショック、そういうことも含めて、これは至ってやっぱりはっきりしてもらわないと困る内容だと思うので、そういうところに絞ってちゃんと説明してくださいよ。

ただ取れませんかというたって、そら100%入る財源もあるし、数字を見れば都市計画税とか固定資産税とか、そちらの方に案外原因があるんじゃないかなと思うんですが、それがちゃんと説明をいただかないと、こういうことになったというのはちょっとわからないんで、きちっと説明をしてください。私、質問を3回もやっとなんですが、的確にやっぱり今なぜこういうことが起きたのかということが、我々にも市民にもわかるような説明をしていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほど来、部長の方からも御説明を申し上げております。平成10年度の正式な決算ということではございませんが、今の決算状況で見ますと、率直に申し上げて、今議員おっしゃるとおり、市税の方がこれが当初見込み、かなり低く見積もってたんじゃないか、それでも財源不足ではないかというお言葉ではございますけれども、当初予算では比較的目いっぱい見えております。頑張ってるということも含めまして、ざっと申し上げますと、当初予算で108億ぐらいの市税の収入を見込んでおりました。ただ、昨今の景気の状況、それと従前御指摘をいただいております徴収率の低さといいますが、実際に収入されたのが104億というふうな数字でござ

います。

これにつきましては、滞納、現年とも前年より上回りますけれども、全体の徴収率としては82.4%程度にとどまるということで、当初はもう少し高い、頑張って高く取るという目標で予算を組んでおりました。その点で財政的に財源不足が生じたというのが1点であります。

それと、2点目は、これも逐一御指摘を受けてるところでございますけれども、経常収支比率に見られますような固定的な、経常的な支出が一般財源の率から来ると100%を超えるというふうなことで、非常に硬直化した財政構造というのがございます。こういう歳出については、非常に削りにくい状況がある一方で、歳入で努力目標も含めて非常に頑張ってやるということで、事実頑張ったわけですが、結果として税収がそういう形で、予算と決算で4億ぐらいの財源不足があると。こういう形の中で、12年ぶりといいますか、赤字を打たざるを得なかったという状況でございます。

したがいまして、今後の話はまた御議論ということで議員の御指摘もございましたので、現状の10年度の決算ということになりますと、概略そういう内容であろうというふうに考えております。議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 今の数字を聞くと、もっと恐ろしくなるんですね。予定税収から4億ダウンしとるということでしょうか。それを歳出の方でカバーして、結果的には6,700万になったと、こういう理解でいいんですね、基本的には。そうでしょうか。

そうすると、我々は予算を組みながら、歳出の方はどんどん使っていくと思うんですが、予定の108億入るといって予算を組みながら104億しか入らなかった。これは時代の状況もやはりちゃんと考えながら、どれぐらいの税収が——市の実力も含めて予算を組む、そこに問題があったと言わざるを得ないですね、これはある意味で。やっぱり何ぼ努力しても取れないのは、それは客観的数字があるわけですから。

この108億に対して、いわゆる調定額がどれぐらいあるのか、その数字は言われませんでした

が、この108億でも調定額からいけばかなり低いと思うんですね、我々普通の常識からいえば。その中身が余りよくわかりませんから、調定額の中がですね。そういう点で100%入るものもありながら、また市民税とかそういうことであれば収入に連動しますから、案外高い徴収率になると思いますが、収入に全く関係ない都市計画税とか固定資産税、ここが一番大きいと思うんですね。

そういうことで、やはり財政が厳しい中で、なお目いっぱい見たという、その見方が私はやはり財政運営の中で本当に、民間的な経営からいえばお金が入らなかったら倒産ですから、役所は次の年度のこういう取り崩しができるみたいなやり方ができるからもっとと思うんですが、それは次年度に負担を転嫁する典型的な手法ですから、そんなことは絶対、次の時代の人のお金を持ってきて奪って運営するわけですから、そういう点ではもう少し財政のときに歳入と歳出のバランスを、希望的にとか目いっぱいという表現じゃなしに、確実な運営をしないとこういう結果が出るんじゃないですか。

6,700万円、実際的には4億円も予定収入より減ったということは、私は大変問題なんで、これはほんとに市長はこういう市政運営の最高責任者ですから、こういう発表を議会なり市民にせざるを得ないということは、相当市長の、このことについて初めてのことで、やはりきちっとした見解と、市民に対する心配をかけないこれからの健全な財政運営の決意表明をきちっと理解のできる形でしてもらわないと、私はこの審議は出発できないと思いますよ。

そういう点で市長に見解を求めて、最後にはありますけれども、私もこれで終わりますけれども、そういう点で初めてこういう問題が出たということ、今の状況も踏まえて、市長のこの問題に対する認識と決意の答弁をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一般会計で6,700万何がしの赤字ということで、市民の皆さん初め議会の皆さんにも大変御心配をおかけいたしまして、申しわけないというふうに思っております。

一番の大きな原因というのは、確かに歳入の確

保の難しさということはあるわけですが、一方では歳出の節減なり縮減という形で過年度からも取り組んでまいりまして、一定の成果は出てはきておりますけれども、なお歳入を上回る歳出ということになりましたので、非常に危機感を持っております。

したがって、3月議会でも申し上げましたように、さらなる行財政改革の推進はもとより、歳入の確保についてのより厳しい対応をしていきたいというふうに思いますし、それから特にそのうちの非常に大きなウエートを占めます経常経費、中でも人件費等、これに切り込むということも表明をさせていただいております。したがって、これを大きな危機の1つの警鐘といたしまして、行財政運営についてはさらに厳しい対応をしてまいりたいというふうに思います。

中期財政展望にもお示しをしておりますように、ここしばらくはこのように非常に厳しい財政運営を強いられるというふうに考えておりますので、毎年度毎年度、十分精査をした中で改革に取り組んでまいりたいというふうに思っております。ぜひ議会の皆様の御理解もいただきながら、財政の健全化に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに存じております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長の決意をいただいたんですが、私は暗い思いしか持たないんですね。もう少しこういうときには明るい——アイデアは無限ですからね、やっぱり今までやってきた手法を根本から見直して、本当にもうそういう1つの既成概念とか、そういうことを全部取っ払って、本当に優秀な、僕はほんとに職員の方というのは優秀さを時々感じるときがいっぱいあるんですが、民間会社ももちろん優秀ですが、役人の方の生まじめさとか書類をきちっとやることとか、開発に絡んでの交通の調査なんかとか、本当にスカッとしたものが出てくる。

ああいうようなものをもっと明るい方向にアイデアとして出してくる。本当に一丸となって、暗いイメージじゃなしに、こういうときこそ明るいシステムというんか、やり方を市長、出さないで、厳しい厳しいと言うたら、だれも防衛的にガーッ

と固まってしまいますよ。これだけの大きな人と、それから200億円以上のお金が入ってくるわけですから、これは民間会社にちょっとないですよ。

そういう点で、もう少し明るい運営ビジョンを出さないとね。市長、今しか出せないですよ。みんな何が出て驚かないような心づもりがあるわけですから、そういう点では、そういうときに暗い厳しいものを出すのはだれでも出すと思いますよ。

そういう点で、私も一般質問の中でもいろんな提案を、あんなことできるかいなというようなことも含めてさせていただきましても、本当に役所に対するイメージ、市民が持つて、また役人の方が持つてるイメージを全部取っ払って、ほんとにこれでゼロから一遍やるんだと、そういうようなアイデアを出してもらいたい。

私は、中小企業の経営精神に学ぶべきだと思うんです、泉南市の場合にはね。だから、部長とか課長とか次長とか、縦割りのそういうことじゃなしに、みんな同じ線に並んで、1つ1つの仕事に責任を持って当たるような、そういう大胆な機構改革をやって、明るくやってもらいたいと思います。

今の市長の考えでは、本当にああそうやなあ、一生懸命やろうかいなという気にはならない。少しでも自分だけはちょっと防衛しようかなと、僕でさえそう思っちゃうんで、ぜひ市長、こういうときにこそ、アイデアは無限ということにひとつ立ち返って、ぜひやってもらいたいと思いますよ。希望というか、要請とします。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） これは10年度の赤字を補てんするという点で、10年度にこういう赤字を生み出した形で先ほどの補正予算を終結したわけですが、私はこの点では、本来さきの10年度のところで言うべきことでもあったかと思うんですが、この11年度の一般会計の補正予算で、その後始末の予算としてここで出されておりますので、この方が非常に具体的かなと、こう思ひもして、この予算書を見ておりました。

それで6,773万、これのいわゆる補てん財源として滞納繰越分、これを充てるということにな

っておるんです。こうであるんですが、これは別に11年度予算の中のことでですから、本来にこの滞納繰り越しというのは収税を強化してそのことをなくすということなんですが、わざわざこれを充ててるということで、財源的にまず間違いなくそのことが、ある意味ではお金には名前書いてないから、集まってきたものがどうこうなんですが、問題は収税率をこの分だけ11年度では絶対的に高めて、そのことを補てんするということになるのか、まずそのことからちょっとお尋ねしておきたい。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 固定資産の滞納繰り越しの補てんということでございますので、我々税担当といたしましては、最大限努力してその数値達成に努力すると言っただけでございますので、その点御理解をよろしくお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） なかなか収税率が上がらない、そういう中でただ決意だけを言われて、そら決意がなければ何事もできませんが、それではちょっとほんとの意味でその赤字補てんができるのかなという不安が、このままでは今の言葉だけでは私はちょっと納得しがたいというふうに思うんです。

そこで、10年度で6,773万の歳入不足が生じたということで、そのことについて、先ほど我が党の和気議員の4点ほどの質問に答えて答弁があったわけですが、ここで例えば中期的財政展望を出されましたですね。この中期的財政展望について、まだいただいて具体的な説明も十分受けておりませんから、これについての理解も不十分な点がある中で質問ということになりますので申しわけないんですが、ここで出された展望と、そして課題があります。

その課題の中にはいろんな問題があるんですが、今回ここで10年度決算としてはこれだけのいわゆる実質収支で赤字だというわけなんですが、1つ基金の問題を考えてみたいと思うんですが、9年度で大体20億282万4,500円、これは公共施設整備基金と公債費管理基金ですけども、こ

れだけで見ると、9年度末の現在高でそういう金額が出ております。10年度はどうかというと、10年度も20億3,735万9,000円というふうに、この2つを合わせますとそれだけのものが出てくる。

ただ、この年度には、10年度には約2億8,900万、約2億9,000万近くの積み立て額がなされてるんですね。取り崩し額が2億8,000万ですから、10年度の積み立て額を10年度で大体消化してしまったと。これは全体額で、ただし公共施設整備基金の方だけに歳入を入れたわけですが、これで見ると、決してこれをもっともっと取り崩せというのがいいことではないわけですが、しかしこの予算、これだけのものを持っておるままで、6,700万の歳入不足ということで今回10年度赤字を出したと。

それは、市長としては赤字を出すということはそれなりに大変な思いがあるかも知れませんが、しかし11年度にはこの取り崩し額については約10億ですが、10億をちょっと上回る取り崩し額を考えておるわけですが、そういうことから見ても、ここでこの赤字をつくり出したという形をとったのは、市長としてはこれからの財政を健全化に向かわしめるためのいわゆる政治的判断による結果じゃないんですか、これは。どうなんですか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員御指摘のように、財政予測の中でも表現さしてもらっておるわけですが、本市におきまして経常収支のみ100%以上という状況がございます。そういう中でも、この前からも御論議いただいてございますように、空港関連の1期の積み残し、また基本的に最低限の投資を行っていくという状況がございます。そういうふうな中で、そういうふうな最低限の必要不可欠な事業を計画的に実施していくというためには、基金をやはり計画的に使用していかなだめだという状況がございます。

そういう中で、先ほどの今後の財政予測でございますけれども、14年度まで計画的にそれを考えた場合でも、事業関係だけでも3億の赤字が出るという状況の中で、今回10年度決算としてはそ

れができ得る最上の額であったという形でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと今の説明は私の質問には答えていただけてないと。できたら市長の方に、市長として、今は事務当局の話です。私は政治的判断をしてこうしたんじゃないですかと、今回の6,700万の赤字という形をつくったのはね。そういうふうに言うてるんですよ。どうなんですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 林議員おっしゃるように、基金がまだあるじゃないかと。それを取り崩せば収支とんとんなり可能ではなかったかということかというふうに思います。

もちろん取り崩せばそういうことも可能だというふうに思いますけれども、今の本市の財政の実態というものは、やはり1つはできるだけ明確にする必要があるということと、それから次年度以降やはり当初予算を組んでいく中で、どうしても当初予算の中で基金の取り崩しなり運用ということが不可欠なわけでございますので、できるだけ基金については延命化をしたいという部分もございました。そういうことで、今回6,700万何がしという赤字ということになったわけでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと市長、だから私はそういうことについて政治的判断で今度赤字を出したのと違うかと。具体的にはこの基金の——これ市長、見ておられるでしょう、中身は。これまでの基金の経過、現状ね。確かに平成3年ごろは50億あったんですよ、全体としてですが。しかし、当時はいわゆる政府の指導でため込みをやってきたんですよ。ため込み主義でいろいろやってきて、そして財政が厳しい、厳しいということで、住民が望む事業についてはなかなかやらんと締めつけしてきたこともある。そして大きな事業をやっていくと。例えばそういうことで泉南市の財政運営もあったわけですよ。

平成7年度には、それなりに相当、確かに公共施設整備基金で11億と公債費管理基金が3億と

いうふうに減りました。そして、この中で徐々に今日まで公債費管理基金と公共施設整備基金については一定ため込んできています。

この金額から見ると、率直なとこ今6,700万の赤字やということになると、そら確かに財政が厳しいから、公共施設整備基金がなければ、そらたちまち大変なことですよ。これはわかってますよ。だけど、これもやっぱり本来市の財政運営というのは単年度主義ですから、それを極端なことにならないような補完の財源として置いてるということにもなるわけですけども、ここで今赤字まで出してそうする必要はなかったんじゃないかなと、例えば。そうしなくても、厳しいということについては、これは当然具体的な数字で議論して、今後の対応の仕方というのは考えられるわけですから。

ただ、先ほど小山議員からもありましたけども、市民に赤字だ赤字だということで、市民生活が圧迫されるようなことになってみかんし、市民の側にそういう感情を持たして、それから意欲のないようなことになってしまっはならないんじゃないかなという気持ちを私も持ってるんです。

だから、財政はここまで厳しいということについては大いに訴えて、例えば本来納税せないかんのを納税せんと来てる人たちには、ひとつ頑張って、やっぱり法の平等のもとでのこととして納税を求めるとか、これはあってもしかるべきだと私は思うんですよ。それから、市もこういう努力をしてるということで、予算の内容もやはりきちっと構成していくということも大事だと思いますよ。

だから、そういうことを6,700万赤字になったと、えらいこっちゃという形だけにすると、何かそこだけ余り強調すると、市民が見たら、いやこんだけため込みで持ってるのに、何で赤字なんやと、うそついてるんと違うかというふうにもなりかねんわけなんですよ。それで、私はかえって逆効果になりはしないかなと、こう思うんですよ。

そういう意味で、市長が政治的に判断をしてこういう措置をしたんかなということ聞いてるんですよ。だからその点は市長から、ちょっと通り一遍の数字の基金を置いとかないかんからどうや

こうやというような話じゃなしに、まだまあ言うたら7年度のことを思ったら余裕があるわけですよ。だから、そういう点で何でもこうしたんかなと、こう思って、そこのとこをやっぱりちゃんと……。

それは、ここで市の財政は、一般的に地方自治体は厳しいし、泉南市も厳しいということは私もわかってますし、それは予算の中で、こうすればいい、ああすればいいという意見はありますよ。あっても財政が厳しいことについては共通の認識ですから、ここは率直なこととして、私は議論を議論として市長も受けとめていただきたい、こう思って意見を言ってるつもりなんです。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 収支決算と基金の関係だというふうに思いますが、確かにまだ基金はございます。ございますが、先ほど言いましたように、これからしばらく公債費が増加していくという予測もいたしております。ですから、次年度以降の当初予算編成ということを考えますと、今ここで大きく取り崩すということについては、非常に不安がございます。直近のここ数年の予算編成ということに際しましてはですね。

ですから、その基金についてはできるだけ財源に充てざるを得ないわけでありますので、その分を考慮いたしまして、私といたしましては、今回できるだけ実質こういうことだということをやはりお示しをして、そして我々自身も身を引き締めなければいけませんし、また市民の皆さんにもそのあたりの財政が非常に厳しいということを御理解いただかねばいけないうわけでございますので、私といたしましては後者の方を選んだということでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。時間も過ぎておりますのでまとめてください。簡潔にお願いします。

22番（林 治君） 市長、10年度決算では、10年度の末の現在高で基金は、いろんなものは別として、公共施設整備基金の方は15億2,586万3,000円ですよ。それから、公債費管理基金は5億1,149万6,000円ですよ。この年には、先ほども言いましたように約2億9,000万の積み立てがあったんですよ。そして、公共施設整備基金の方だけ2億8,000万使って、公債費

管理基金の方は使ってないんですよ、これについては。だから、この点ではまだ6,700万の赤字という形をとらなくても十分いけるんじゃないかったか。

第一、11年度には10億近くの取り崩しをしてるんですよ、11年度には既に当初で。そうでしょう。それで歳入に入れてるんです。そしたらやっぱりこちらについては、今の10年度と11年度のこの基金の取り崩しの現状を見ると、そらちょっと……。それじゃ11年度もってここでのいろんな事業についての考え方を予算上は配慮するべきであったんじゃないかなと、こう思いますよ、ここまでするんなら。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 10年度も結果として余り取り崩すことなく、大体今日まで至ってるわけなんですけど、当初予算では相当取り崩して予算を組んでおるわけです。年度途中においていろんな補助金の確保に全力を挙げたり、あるいは有利ないろんな条件を確保して、できるだけ改善をしていってるということですね。

ですから、11年度もそうだと思うんですが、10億ぐらいの取り崩しをして当初予算を組むと。ということは、あと10億しかないわけですね、計算上。そうなりますと12年度予算を組むのが精いっぱい、こうなってくるわけでありますから……。 (林 治君「まだ13億残ってますよ」と呼ぶ) 13億にしたって、あと11年度で10億一応取り崩してるわけですから、12年度で約10億ということになりますと、もう残りがないと、こういうことになってまいりますので、これからまだしばらく厳しいですから、当初予算の対策としてもやはり留保財源というのはできるだけ持っておく必要があるということでございますので、結果として年度内にできるだけ努力して、それを何とか取り崩し予定を取り崩さないように努力をして改善はしてまいってはおりますが、それも大阪府の財政も非常に厳しいという中、あるいは国の方も厳しいという中で、どれだけ一定期間の間に改善できるかという不安があるわけでございますので、我々としてはできるだけ公共施設整備基金等については延命化をして、それを残し

ておきたいということでございますので、御理解
いただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 林君。簡潔にまとめてくだ
さい。

2番（林 治君） ただ、市長ちょっと、こ
ちらも数字を見て物言うてるんですから、今ある
のを毎年崩していったらもうないやないかという
ようなことをいろいろ私も言われますし、市長が
言うから皆思いますけども、例えば財政が経済不
況で大変だというときにも、平成9年度でも4億
円ですよ、積立金が。この2つについてですよ、
4億円です。それから、10年度は少し下がって
2億9,000万ですが、今11年度は3億5,00
0万の見込みがあって——だからこれが全部積み
立てそのものがゼロで今の議論だったらわかりま
すよ。そうでないわけやし、また市長が言うよう
に、国からの補助を取ったりとかいろいろなこと、
とりあえずこういう予算を組んでるけども、これ
は今取り崩して予算化したのは全部そうじゃない
んだというふうにも市長自身が言ったように、だ
から私はこういう今の総体の金額からいって、6,
773万のここで改めてこんな赤字をつくってす
ることは政治的意図を持ってやってるんですか
というの、そこなんです。

市長がいろいろと数字を挙げて言われるんで、
そういうふうと言われると、私も数字を挙げてそ
うじゃないということも言わざるを得なくなるん
で、こういう数字の議論をやりますとなかなか聞
いてる方はわかりにくいし、社会的にも市民が傍
聴してもわかりにくいと思うので、私は避けた
いんですが、あなたも数字で、私も数字を見てた
ら大体わかるわけですから、そういう数字の市長
の言うたことに対して、そうでないですよという
そんな変な反論ささずに、率直に最初、財政が厳
しいのはわかってるから、そういう中でのこの赤
字をつけたことによる政治的な市長の、こういう
ことがあってこういうふうにしてるんやという意
見があるんなら言うてくださいよ。そこを聞いて
るんやから、最初から。それを抜きにして数字で
言われて、そうと違うやないかというようなこと
言わしてたら、議長にだんだん僕嫌われるんでき
よ、質問する側は。

〔小山広明君「議長、動議、会期延長の動議。
賛成の方、賛成と言うてください」と呼ぶ〕

〔「賛成」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 議論中でございますが、出
されました議案がまだこの会期中には済みそうに
ありませんので、会期延長の動議を提出いたしま
す。

議長（藪野 勤君） 暫時休憩いたします。

午後11時30分 休憩

午前0時 会期切れによる自然閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 谷 外 嗣

大阪府泉南市議会議員 南 良 徳